



# 伊那市景観計画

二つのアルプスと清流に抱かれた

ふるさとの景観を守り育てて未来へつなぐ

 平成26年2月







## 伊那市らしい景観を 次代につなぐために

雄大なふたつのアルプスと、幾重にも連なる前山、天竜川、三峰川にそそぐ多くの中小河川の溪流、曲線を描く段丘崖のグリーンベルト、広々とした稲田と畑に里山のたたずまい、古い街と新しい街の風景、風・花・樹・雪・雲・空・星……。

私たちにとってごく普通の風景は、特徴ある伊那市らしいふるさとの景観であり、日本を代表する、さらにいえば世界的な風景（ランドスケープ）でもあるのです。

この美しい風景も、歴史も、文化も、先人から受け継いだ私たち共通の財産で、次代に引き継いでいかなければならない宝物です。

本市は、市民の景観づくり意識が高く、これまで景観育成住民協定の認定や特定地区の指定、日本風景街道の認定などを受け、活発な活動が行われてきています。

伊那谷の景観の素晴らしさと景観づくり活動の大切さを市民全体が共有し、かけがえのないこの財産を市域全体で守り、育てていくために、「伊那市景観計画」を策定しました。

今後は、市民、事業者、行政が一体となってふるさとの景観づくりに努めてまいります。

この計画の策定にあたり、献身的に議論を積み重ねていただきました計画策定委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様ならびに関係各位のご尽力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 26年 2月

伊那市長 白鳥 孝



# 伊那市景観計画 目次

---

## 序章 伊那市らしい景観の形成に向けて

1 伊那市らしい景観とは	1
2 計画策定の背景	3
3 計画策定の目的	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の構成	6

## 第1章 伊那市の景観特性

1 概況	7
2 景観特性	11

## 第2章 景観計画の区域

1 景観計画区域	27
2 地域区分の考え方	27
3 景観計画区域の地域区分	29
4 市内9地区の地域区分と地区の特徴	34

## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

1 基本理念	39
2 地域区分（面）の方針	40
3 地域区分（軸）の方針	43
4 景観形成重点地区の方針	46

## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為	47
2 景観形成基準	49

コラム 所々で本文に関連したコラムを設けてあります

## 第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

- 1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針……………55

## 第6章 良好な景観の形成のために必要な事項

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ……57
- 2 公共施設の整備に関する事項……………58

## 第7章 良好な景観の形成に向けて

- 1 協働による景観形成の推進……………59
- 2 景観形成推進の体制と取り組み……………61

## 別表1 色彩に係る基準について

- 1 景観に調和する色彩とは……………63
- 2 色彩の表し方……………63
- 3 色彩に係る行為の基準……………64

## 別表2 伊那市公共事業景観形成指針

- 1 伊那市公共事業景観形成指針……………65

## 資料編

- 1 市民アンケートの結果概要……………71
- 2 地域別景観懇談会……………78
- 3 伊那市景観講演会……………84
- 4 良好な景観の形成に取り組む団体……………85
- 5 景観形成住民協定地区……………87
- 6 計画策定の体制……………115
- 7 計画策定の経過……………117

## 1

## 伊那市らしい景観とは



伊那スキーリゾートから望む伊那市

伊那市の景観を代表する二つのアルプス。東には懐深く、豊かな自然を残す南アルプス（赤石山脈）。西には大地を背に、まち並み近く連なる山々の中央アルプス（木曾山脈）。山腹は木々に覆われ、麓の里山は人と自然が共生する地。大空にそびえたつ3,000 m級の雄大な山なみは人々の心を魅了し憧れを抱かせる、二つのアルプスに抱かれた伊那市。

伊那市の中央を北から南に向かって流れる天竜川へは、二つのアルプスから幾筋もの支流が注ぎ込み、その兩岸には段丘崖の緑の帯が連なります。これらの河川は実り豊かな穀倉地帯を潤し、穏やかで広大な田園景観を形成しています。

また、どこか懐かしいまち並みの佇まいや、歴史の名残をとどめる城下町。人や物資の移動のみならず、文化や信仰も運んだ古の街道、今も残る宿場町は過ぎし日の賑わいを偲ばせます。

雪解けのせせらぎに野山の芽吹き、春爛漫の桜、早苗田を吹き抜ける風、黄金色の稲穂、晩秋を錦に染める山や里、夕日に輝く雪山……国美しき四季の移ろい。

これらの光景は先人が自然と共に永い年月の中で守り育て、引き継がれた伊那市らしい景観です。

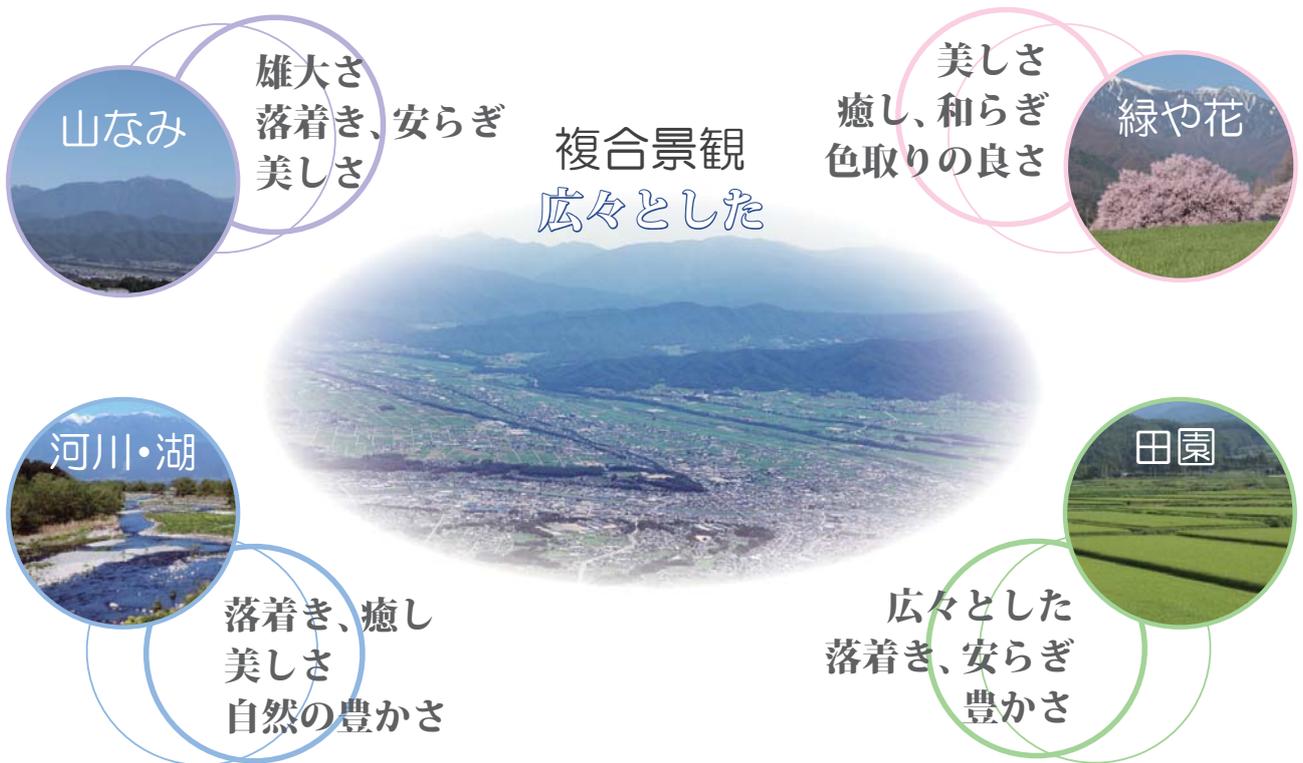
## コラム 景観とは

遠くの山なみや田畑、建物や工作物、道路や河川、行きかう人々など、私たちをとりまく様々な環境のうち目に見えるものの組み合わせが景観です。また、景観の「景」の字は目に見える部分、「観」の字は見る人の感じ方、と解釈することもでき、景観は見る人の想いや感じ方が欠かせないものです。

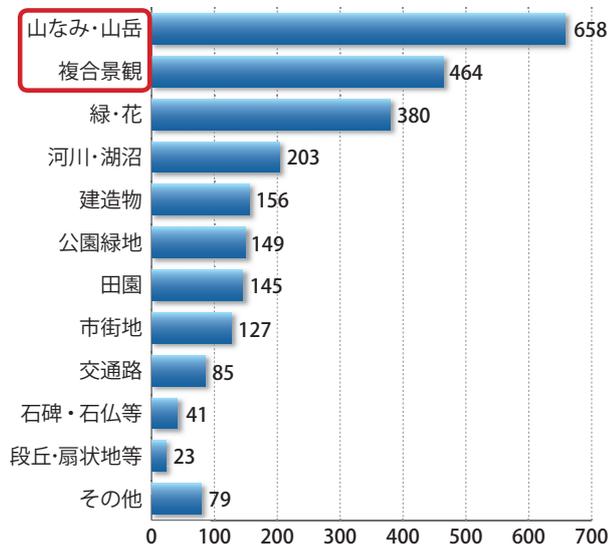
伊那市民が大切にしたい景観の資源 ～アンケートから～

(資料編P.71～参照)

伊那市では景観計画策定に当たり、景観に対する市民の意識について平成23年11月にアンケート調査を行い、1,251人の方から回答をいただき、うち935人からは「大切にしたい景観の資源とそのイメージ」の記述をいただきました。そこから、市民の感じている景観の全体像が浮かび上がってきました。



伊那市の景観から受ける印象・イメージ



大切にしたい景観の資源の回答数(複数回答)

市民アンケートの結果によると、市内の大部分から眺めることができる東西の山なみや仙丈ヶ岳、西駒ヶ岳(木曾駒ヶ岳)などの山岳を大切にしたいという意見が最も多く、その雄大さや心地よさを讃えています。

さらに、山と川、山と田園、山と市街地などの眺めの良い複合景観からは広々とした感じや心地よさを、近景の緑や花に美しさや安らぎ、川の眺めに心の落ち着きを、田園風景からは広々とした感じを受け取っています。

それぞれの景観には“伊那市らしさを感じさせる歴史的風情や地域の特徴”を宿していることも多く、市民の心に強く留められています。

## 2

## 計画策定の背景

本市は、目指すべき将来像を「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市」と定め、それを実現するための基本目標の一つとして「自然や景観を守り生かすまちづくり」を掲げ取り組んでいます。

平成 18 年に開通した国道361号「権兵衛トンネル」は、塩尻・木曾地域からの新たな玄関口として、雄大なパノラマ景観を私たちに提供してくれました。

高遠町地域では、住民との協働により、高遠城址公園へ続く商店街を城下町にふさわしいまち並みに整備しました。

また、豊かな自然を有する南アルプスが、日本ジオパークに認定され、さらに世界自然遺産やユネスコエコパークへの登録に向けた活動を進めています。

本市は、景観の保全や育成に関する市民意識が高く、地域主体の景観づくりを進める景観育成住民協定地区が 13 地区で締結され、平成 20 年には西箕輪地域が県内初の景観育成特定地区の指定を受け、良好な景観の形成に向けた先進的な活動が行われています。

一方で、近年、農地の宅地化、耕作放棄地の増加、幹線道路沿道地域等での開発などが徐々に進行し、自然・田園景観への影響が懸念されるようになってきています。

良好な景観を保全・育成していくために、地域の特性に則した、よりきめ細かな景観施策を市域全体で一体的、計画的に進めていくことが必要になってきました。

### コラム 景観政策の国や県の状況

都市化による歴史的・文化的なまち並みや緑の消失  
過疎化による農地や林野の荒廃

日本の美しい景観が減少

景観への関心や市民意識の高まり  
自治体ごとの取り組み(条例など)

景観保全の高まりと対応の限界

#### 国による『景観法』(平成 17 年 6 月 1 日施行)

##### 【景観法の基本理念(景観法第2条)】

1. 良好な景観は、美しく風格ある国土の形成と、潤いある豊かな生活環境に不可欠な国民共通の資産である
2. 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである
3. 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するもので、その個性や特色を伸ばす多様な形成が必要である
4. 良好な景観は、観光など地域の交流促進に大きな役割を担い、行政、事業者及び住民の一体的な取り組みが必要である
5. 良好な景観の形成は、今ある景観を守るだけでなく、新たに良好な景観を創り出すことを含むものである

#### 長野県による『長野県景観条例』(平成 4 年 4 月 1 日施行 平成 18 年 4 月 1 日改正)

##### 景観育成住民協定

市内 13 地区が協定を締結(資料編 P.87~ 参照)

##### 景観育成特定地区

伊那市西箕輪景観育成特定地区(平成 20 年 9 月 1 日指定)(P.37 参照)

### 3 計画策定の目的

#### ◆ 計画の目的

先人から受け継いだ伊那市らしい景観は、かけがえのない市民共通の財産であることを認識し、良好な景観を守り育てるために必要な目標や目指す方向を明らかにします。

そして、伊那谷という広域的な視点で、市民、事業者、行政の協働で取り組むことにより、豊かな環境の実現と地域の活性化、地域の個性創出を図るため、景観計画を策定するものです。

#### ◆ 計画がめざす姿

##### 豊かな環境の実現

良好な景観は、そこに住む私たちにゆとりや潤いのある生活空間をもたらし、豊かで快適な環境を創り出します。

##### 地域の活性化

魅力的な景観は、多くの来訪者を誘い、地域の観光や経済に活力を与えるとともに、私たちの景観意識を高め、地域活動の活性化につながります。

##### 地域の個性創出

地域の景観に私たちは改めて「ふるさとの素晴らしさ」を感じます。良好な景観の形成は、地域らしさを守り育てるとともに、新たな魅力を創出する契機となります。

#### コラム 伊那谷

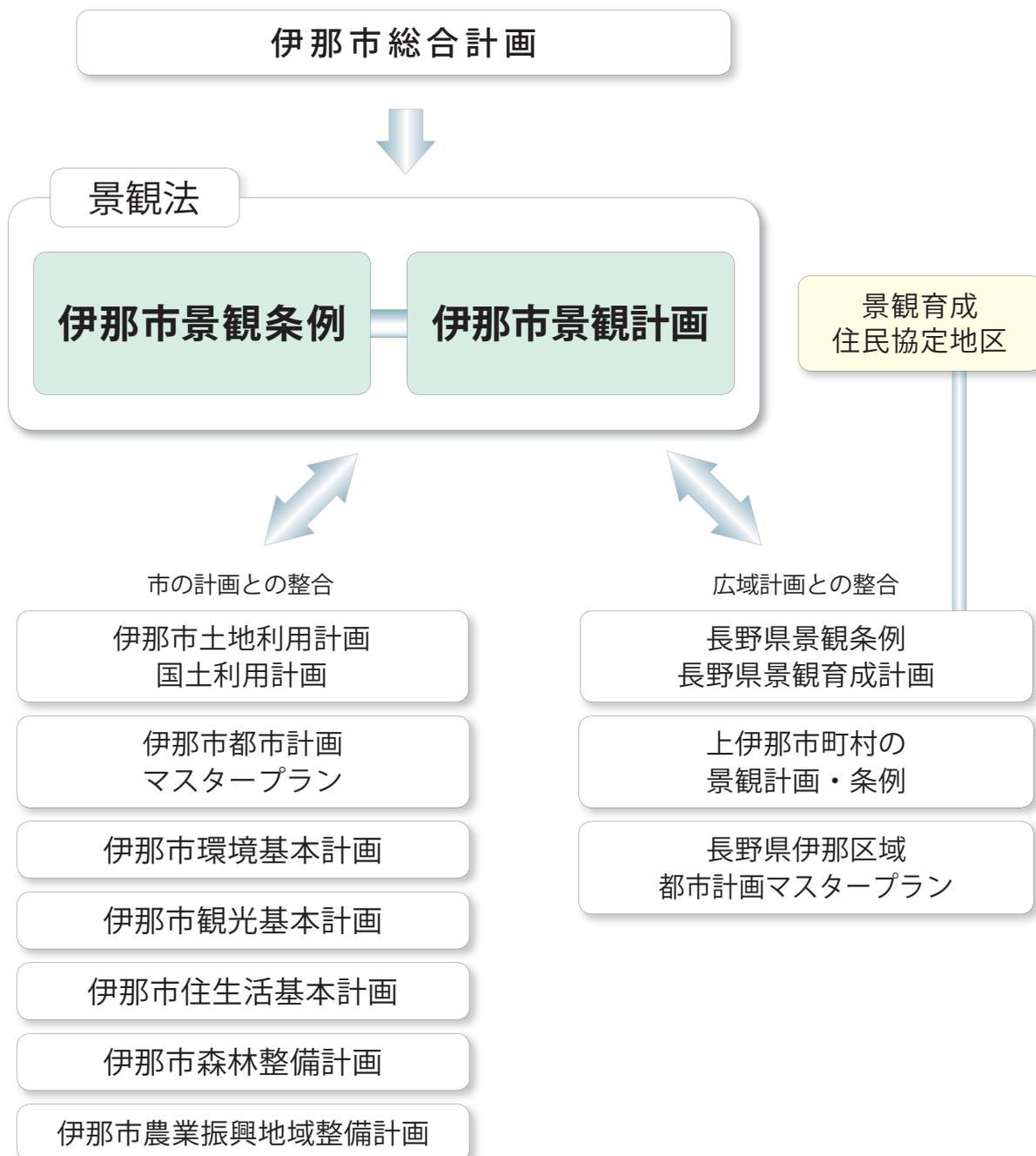
地形用語では長野県南部の南・中央アルプスの間を流れる天竜川によってつくられた谷の総称を「伊那谷」や「伊那盆地」といいます。県歌「信濃の国」では「平」と歌っています。

## 4

## 計画の位置づけ

伊那市景観計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるもので、伊那市総合計画に即した景観に関する行動計画です。本計画は、景観法の基本理念に則り、伊那市らしい景観の保全・形成を図るうえで、市民の生活環境の向上、地域の活性化、観光振興など、景観行政の指針としてさまざまなまちづくり施策と連携し、総合的な展開を図る役割を担うものです。

### ◆計画の位置づけ



## 5 計画の構成

本計画は、伊那市の良好な景観を形成するため、景観法に基づく方針や行為の制限を明示するもので、以下のような構成となっています。

### ◆伊那市景観計画の構成

#### 序章 伊那市らしい景観の形成に向けて

- 1 伊那市らしい景観とは
- 2 計画策定の背景
- 3 計画策定の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の構成

#### 第1章 伊那市の景観特性

- 1 概況
- 2 景観特性

#### 景観法に基づき定める事項

#### 第2章 景観計画の区域 …………… 必須事項

- 1 景観計画区域
- 2 地域区分の考え方
- 3 景観計画区域の地域区分
- 4 市内9地区の地域区分と地区の特徴

#### 第3章 良好な景観の形成に関する方針 …………… 任意事項

- 1 基本理念
- 2 地域区分(面)の方針
- 3 地域区分(軸)の方針
- 4 景観形成重点地区の方針

#### 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 …………… 必須事項

- 1 届出対象行為
- 2 景観形成基準

#### 第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 …………… 必須事項

- 1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

#### 第6章 良好な景観の形成のために必要な事項

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に…………… 任意事項  
関する行為の制限に関する事項

- 2 公共施設の整備に関する事項

**必須事項** : 計画に必ず定める事項

**任意事項** : 必要に応じ定める事項

#### 第7章 良好な景観の形成に向けて

- 1 協働による景観形成の推進
- 2 景観形成推進の体制と取り組み

#### 別表、資料

# 第1章 伊那市の景観特性

## 1 概況

伊那市は長野県の南東部に位置し、3,000m級の山々が連なる南アルプスと中央アルプスを有しています。南東側は南アルプスを境に山梨県と静岡県、西側は中央アルプスを境に木曾地域と塩尻地域に接しています。市内の標高差は最も大きい所で2,462m（塩見岳東峰<sup>しおみだけ</sup>～東春近田原）に及びます。

首都圏へは約3時間30分、中京圏へは約3時間、県庁所在地である長野市へは約2時間の位置にあります。市域は東西37.2km、南北44.7km、面積は667.81km<sup>2</sup>で、長野県の面積の約5%を占めており、県内では3番目に広い行政区域を有し、この地には約7万人が生活しています。

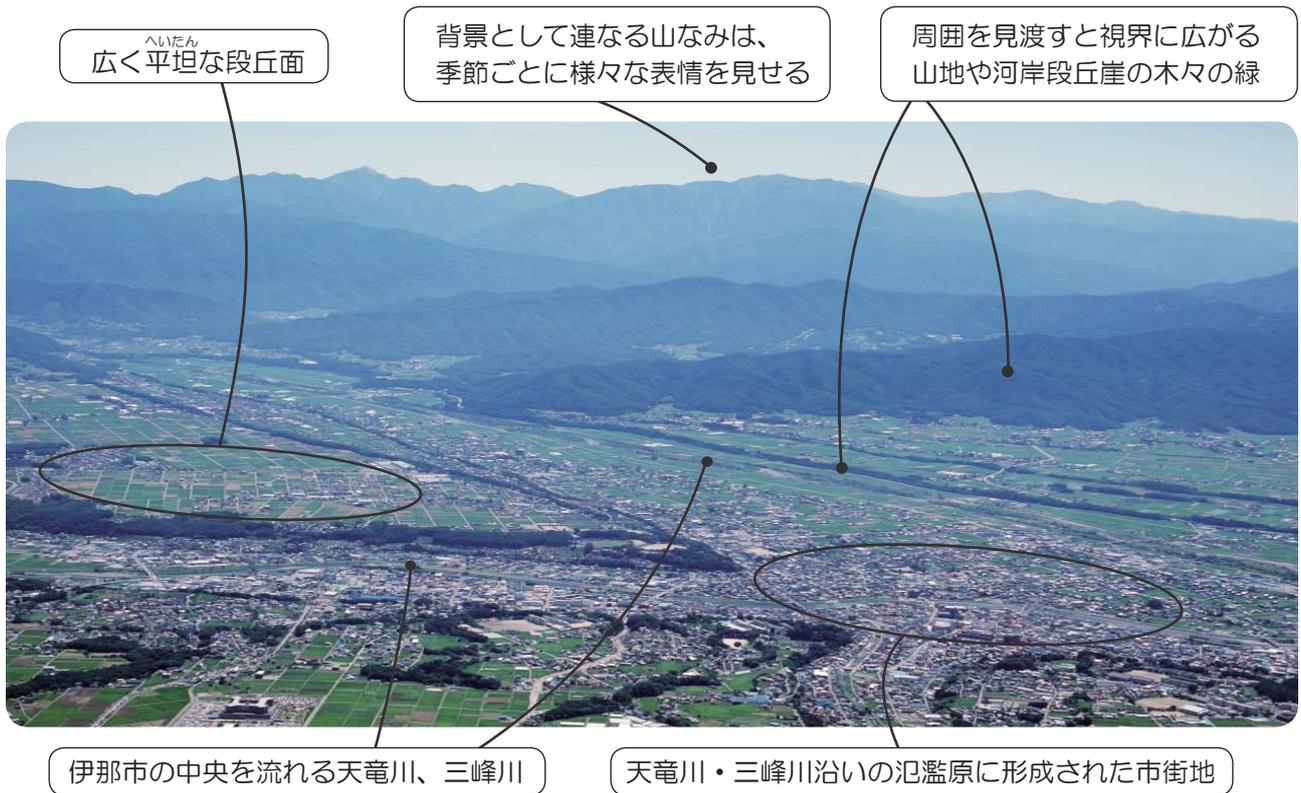
市の中央には三峰川<sup>みつみかづ</sup>などの幾多の支流が合流する天竜川が流れ下り、豊かな自然と豊富な水に恵まれています。平均気温は夏が22.2度と涼しく、冬はやや寒く0.7度です。内陸型の気候で年間の日照時間は長く、冬の降水量は66mmで雪も少なく比較的晴天の多い環境となっています。



## 地形から見る特徴

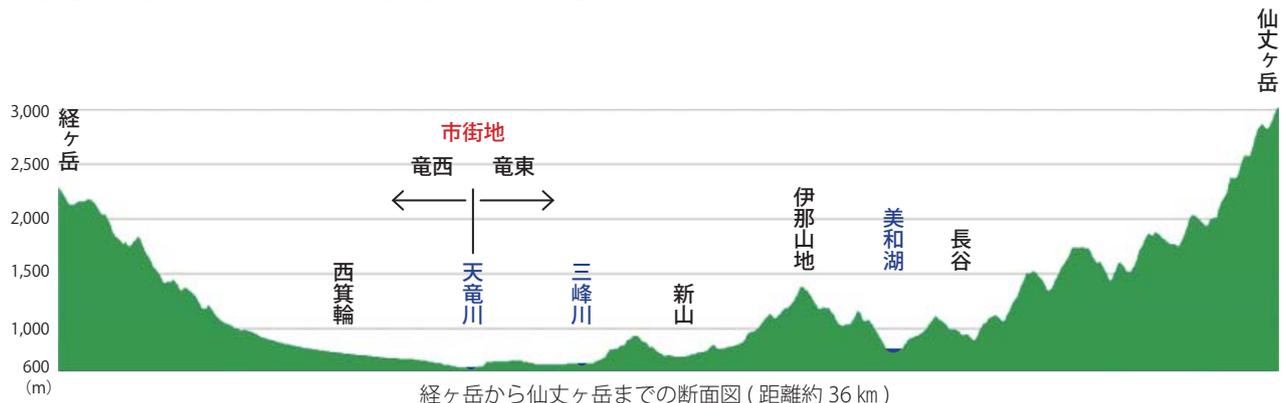
南・中央アルプスは地殻変動によって隆起し、<sup>びょうぶ</sup>屏風のように南北に連なっています。現在も隆起を続ける南アルプスは、過去100年間に40cmも標高が増しており、中央構造線の露頭<sup>ろとう</sup>など様々な地質現象の痕跡が見られます。南北に流れる天竜川には三峰川をはじめ多くの支流が流れ込みます。これらの河川は、山裾には扇状地、河川沿いには幾層もの河岸段丘、低地には氾濫原を形成しました。

河川の侵食と堆積により形成された盆地状の地形は、伊那市らしい広がりのある景観をつくり出しています。



下の図は経ヶ岳から仙丈ヶ岳までの断面図です(左ページの赤い直線上)。特徴をおってみましょう。

中央アルプスは<sup>きょうがたけ</sup>経ヶ岳の斜面を南東に下ると、山裾には西箕輪に広がる扇状地が続きます。竜西の段丘を下り、市街地が形成されている天竜川の氾濫原を通り過ぎると、再び竜東、<sup>みすず</sup>美簀にある幾層もの河岸段丘を越えていきます。三峰川とその周辺に広がる田園地帯を通り、新山を経て伊那山地、薄緑の湖面が美しい<sup>みわ</sup>美和湖と長谷の集落へ、そして尾根と谷が繰り返す南アルプスへと入っていきます。最後は山梨県と県境となる仙丈ヶ岳の頂へと、<sup>きゅうしゅうん</sup>急峻な斜面が続いています。



## 優れた眺望景観

市内のいたる所が優良なビューポイントになっています。アルプスを望むスケールの大きな眺望と、私たちが暮らす場の身近な眺めがグラデーションのように連なった、美しい雄大な景観をいくつか見てみましょう。



①西箕輪から望む冬の南アルプス



②手良から望む伊那谷と中央アルプス



③高遠城址公園から望む中央アルプス



④鹿嶺高原から望む伊那谷の夜景



⑤富巣から望む田園と中央アルプス



⑥西春近から望むそばの花と南アルプス



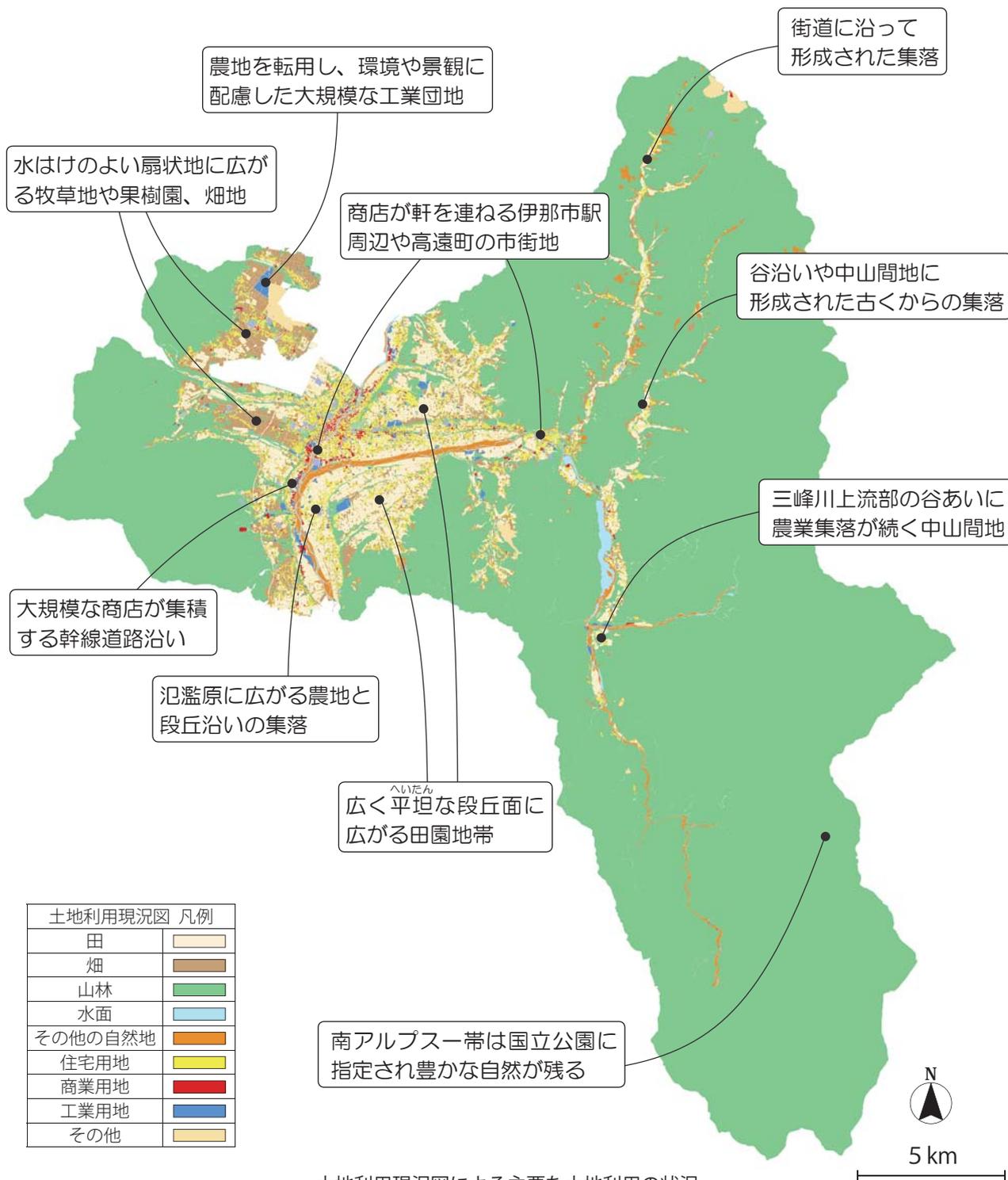
撮影場所と撮影方向

©2013 Kashmir3D

## 土地利用から見る特徴

伊那市の特徴ある景観は、土地の利用によってもつくりられています。

河川沿いや段丘面の台地、山裾から続く扇状地には農地が広がり、農業用水がひかれた地域は水田に利用されています。台地や丘陵地は牧草地や果樹園、畑などに利用され、天竜川を中心に広がる平地には、早くから水田や市街地、住宅地が形成されています。



土地利用現況図による主要な土地利用の状況

## 2

## 景観特性

伊那市は以下のような三つの様相が重なりあって景観を形づくっています。

### 「面」の景観

伊那市の景観を土地利用の状況によって区分すると、山岳・自然公園、山地・森林、田園、市街地に分類できます。



仙丈ヶ岳、青島の田園、伊那市駅周辺

### 「軸」の景観

道路や河川は、様々な「面」の景観を通して連なり、特色のある景観をつくり出しています。また、伊那谷の特徴である河岸段丘は「軸」として市域の景観をいくつもの小空間に分け縁取っています。



三峰川、原田井1号幹線、<sup>ほるとみ</sup>春富の河岸段丘林

### 「生活・文化」の景観

歴史的建造物や伝統として受け継がれてきた行事や祭事などの文化、人々の生活や活動の中で創られてきたものは重要な景観要素で、地域に豊かな個性を与えています。



見通し桜、天竜川舟着場、やきもち踊り

## 面の景観特性

### 山岳・自然公園



塩見岳から仙丈ヶ岳を望む

写真提供 中山 秀幸 題「光り射す仙塩尾根」

東には、東駒ヶ岳（<sup>かい</sup>甲斐駒ヶ岳）、仙丈ヶ岳、塩見岳と3,000m級の山岳が、貴重な動植物や地質の宝庫としての自然を残し、南アルプス国立公園として保全されています。麓の長谷には多くの登山者が頂上を目指して集います。

西には、中央アルプス<sup>しょうぎがしら</sup>将基頭山、最高峰の西駒ヶ岳（木曾駒ヶ岳）など、こちらも3,000mに迫る山岳が連なり、中央アルプス県立自然公園として保全されています。季節ごとに彩りを変え、朝夕の太陽に照らされる山岳の頂は、市民の大切な景観として愛されています。（市民アンケートから）

三峰川水系県立自然公園には、標高1,800mに位置する鹿嶺高原があり、目前に迫る南アルプスや遠く北アルプス連峰を一望できます。また清冽な黒川や、三峰川<sup>せいめつ</sup>総合開発事業でできた美和湖、高遠湖があり、潤いある水辺環境を私たちに供してくれます。

#### コラム

#### 赤石山脈の由来

通称を南アルプスと呼ばれている赤石山脈は、長野県南東部、山梨県西部、静岡県北部にまたがって連なっています。山中で見られる<sup>せきしよく</sup>赤色チャートという岩石は、鉄分が含まれているため赤い色をしており、赤石山脈という名前の由来となりました。赤色チャートはプランクトンの遺骸が海底に堆積してできたもので、地殻変動により長い時間をかけて隆起しました。



写真：赤色チャート

写真提供 中山 秀幸 題「シュカブラと仙丈」 ※シュカブラとは雪面に見られる風紋。



厳寒期の仙丈ヶ岳 (3,033m)

写真提供 中山 秀幸 題「権右衛門山から望む塩見岳」



権右衛門山から望む塩見岳 (西峰 3,047m)



春の美和湖 (三峰川水系県立自然公園)

### コラム 南アルプスの世界自然遺産登録に向けた活動

南アルプスの自然は、百万年前から始まった急激な地殻上昇に伴って形成された山岳地形と、その峰筋一帯に残されたおよそ2万年前の氷河時代の遺物、豊かな降水量と複雑な気象条件がもたらす多様な生物相（一定の地域に生息する全ての生物の種類）が大きな特徴です。

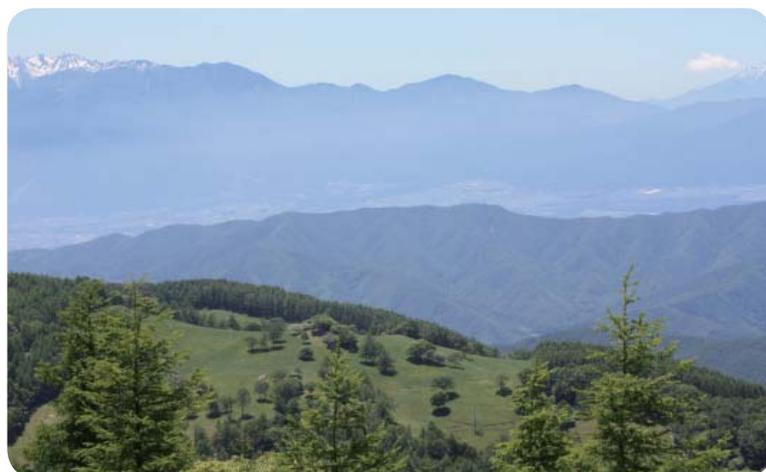
これらの貴重な財産を世界自然遺産登録するため、長野県、山梨県、静岡県の関係 10 市町村により各県に連絡協議会が設置され、平成 19 年 2 月には「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」が設立されました。現在はユネスコエコパーク、世界ジオパークへの登録に向けた活動と併せて一体的な取り組みが行われています。

## 山地・森林

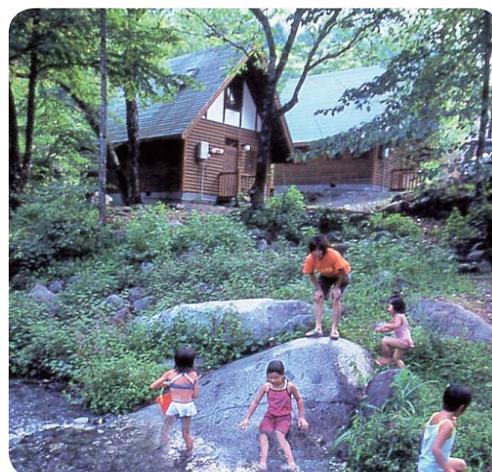


ますみヶ丘の桜と将基頭山 (2,703m)

南アルプスから続く山々には、幾種もの樹木からなる森林が広がっています。長谷ではブナの林がみられるなど緑豊かな自然景観をつくっています。中央アルプスにも同様に豊かな森林が広がっています。様々な植生が山地や森林の景観をつくり、春の新緑や秋の紅葉には素晴らしい姿を見せてくれます。



入笠山 (1,955m) から望む伊那市



小黑川キャンプ場

## コラム 山と人とのかかわり

長谷には、「孝行猿の伝承」のように、山にまつわる人と自然のかかわりが語り継がれてきました。木材を切り出す「そまひと 杣人」、ろくろを回しての器物を生業とした「まきしし 木地師」、獲物を求めて山奥深く分け入った「なりわい 猟師」。信仰によって山中に残された宇津木の薬師堂などの文化財も山や森の語りだねとなっており、自然と人間のかかわりの深さを物語っています。

## 田園

古くから営まれ、育まれた農村の風景は、私たちの心のよりどころであり、安心感を与えてくれます。雄大な山なみを眺めるときに眼前に広がる田園は美しさや豊かさの象徴となって、私たちの心に深く響きます。アルプスを映す春の水田や黄金色に輝く稲穂、農作業に励む人々の姿、農家の佇まいは、私たちにとってなくてはならない生活の風景です。

### ◎農地

山裾からつづく扇状地や段丘面、河川沿いの氾濫原には大規模な農地が広がります。東西の山なみを背景とした広大な農地は、伊那谷を特徴づける素晴らしい田園景観を生み出しています。中央アルプスの麓の扇状地は酪農地や畑地として利用されており、穏やかで広々としています。

また田園の中を走る飯田線の車窓から見えるのどかな眺めは、多くの人の記憶に残る風景です。



青島の田園の早苗田さなえだ

## ◎集落

田園地帯にあって住宅地の<sup>ただす</sup>佇まいをなす地域では、昔からの集落や新しく住宅が建てらるなど、地域によって趣が異なります。生け垣や庭木の植栽は、集落に快適な生活環境をつくり出します。また周辺の農地は、集落に落ち着きをもたらしています。



閑静な美原区住宅街

## ◎山里

河川沿いの谷あいや山裾の集落は、河川と周辺の山林とともに特色ある山里の景観を構成しています。郷愁あふれる日本の原風景の面影が残されています。

集落には落ち着きのある木造家屋や土蔵の家並みが形成されています。



谷あいの高遠町藤沢川の集落

## 市街地

伊那市駅付近を中心とした天竜川の両側と高遠町の中心部に市街地があります。私たちの生活を支える経済・行政の中心地です。一部には市街地の空洞化などの問題を抱えていますが、商店が立ち並びまち並みは魅力のある場所です。昭和の建物のどこか懐かしい趣や伝統的な和の様式の建物は、伊那市の特色ある景観をつくり出しています。

### ◎伊那市街地



通り町商店街



電柱が地中化されたいなっせ前

伊那市駅、伊那北駅周辺の中心市街地には、業務ビルや商店が並んでいます。県道南箕輪沢渡線はアーケード通りで、昭和初期の看板建築\*が多く残されています。周辺には住宅地が広がり、狭い範囲に多くの建物が立ち並んでいます。建物の間をすれすれに走る電車は、昔から続く懐かしいまちなかの風景です。中心市街地の活性化事業により、いなっせ周辺は電柱が地中化された歩道が整備されています。多くの飲食店が軒を連ねる中溝通りには、大正ロマンを感じさせるガス灯型の照明灯が設置され、石畳風のデザインで舗装されています。このほか西春近地区の国道153号に沿って大型小売店舗や娯楽施設などが集積し、商業地景観を形成しています。伊那市街地は、まちなかからは河岸段丘の緑がかいま見え、中心には天竜川が流れ、通りの先には中央アルプスが大きな姿でそびえる、豊かな自然を感じられる環境です。



レトロな雰囲気の看板建築



入舟停留場跡に残るホーム

\*店舗の正面だけを装飾した建築の様式で、大正～昭和初期に多く出現した。そのレトロな趣は、まちの魅力として捉えられることが多い。

## ◎高遠町市街地



高遠大橋から望む高遠町市街地

高遠町は城下町として栄え、高遠城址公園や地区内に点在する寺社など歴史を伝える遺産が数多く残されています。様々な伝統文化も継承されており、だるま市や燈籠祭りなどは多くの人でにぎわいます。また、高遠城址公園は桜の名所として全国的にも有名で、伊那市を代表する観光地です。

中心商店街では城下町高遠にふさわしいまち並みの景観がつくられています。また坂道も多い入り組んだ裏通りや路地は今も多くの歴史的資源が残り、その変化に富んだまち並みは魅力ある景観をつくっています。



和風の外観に統一されたご城下通り



明治から残る路地沿いの北原節堂塾

## コラム

## 信州そば発祥の地、伊那名物ローメン

内の萱には奈良時代にさかのぼる「信州そば発祥の地」の行者そば伝説があります。高遠には、戦国時代より殿様が好んだとされる辛味大根と焼味噌で食す「からつゆそば」が伝わっています。現在、その食文化を引き継ぐ“高遠そばの里づくり”が進んでいます。

また伊那市のご当地グルメとして人気のローメンは、蒸し麺（深蒸し）・マトン・キャベツ等で調理された麺料理です。現在、伊那市を中心におよそ90軒の店のメニューに入っており、店によってスープ風・焼きそば風などのバリエーションが楽しめます。

## 「軸」の景観特性

### 沿道



国道 361 号から望む南アルプス



つつじが咲く環状北線（アクセス道路）



西部一号線から東方を望む（西春近）

市内を走る主要幹線道路は、多くの地区を結びます。そこを通る際には、様々な景観を見ることができ、ときには市街地景観の要素となり、ときには田園景観の要素ともなります。

河川沿いなどの広々とした田園を通る道路からの眺めには、すがすがしさを感じることができます。多くの良好なビューポイントともなり、特に権兵衛トンネルを抜けて目の前に広がる国道 361 号からの眺望は見事です。

## 河川・橋梁 きょうりょう



市街地を貫流する天竜川

天竜川、三峰川を始めとする多くの河川が市内を流れています。河川は人々の憩いの場ともなり、自然の豊かさや安らぎを享受することができます。

伊那市街地の中心を流れる天竜川は、多くの橋が架かり、堤防沿いに商店や住宅が並び、人々の営みを感じる河川景観をつくり出しています。明治までは伊那谷に50艘もの船があり、入舟は天竜川の船着場として栄えていました。三峰川上流部の溪谷には景勝地があります。下流の平坦部では、広々とした田園を伴う沿川景観が形成されています。



多くの橋がかかる小沢川



竜東橋の上空から三峰川上流を望む

### コラム

#### ザザムシなどの昆虫食

昔から伊那谷では、貴重なタンパク源として昆虫が食べられてきました。はちのこ、いなご、ざざ虫は伊那の三大珍味です。佃煮にされたものが市内で販売されています。ざざ虫は天竜川の浅瀬に棲むカワゲラやトビケラなどの幼虫で、12月から2月の厳寒期に、四つ手網を用いて捕られています。

ざざ虫漁をする姿は天竜川の冬の風物詩です。



いなご、はちのこ、ざざ虫

## 河岸段丘<sup>※</sup>

天竜川とその支流沿いに連なる段丘林の帯は、日本一といっても過言ではない美しさです。これらは複数の要因により形成されており、河川の侵食によってできた河岸段丘崖、段丘面を侵食してできた田切地形の斜面、断層のずれにより生じた断層崖などがあります。段丘林の木々は、季節それぞれに表情を変え、私たちの目を楽しませてくれます。植物の少なくなりがちな市街地にも、みずみずしい緑の潤いをもたらしています。同時に、帯状に連続する木々は、生物多様性の保全にも重要な役割を果たしています。

河岸段丘崖は土地利用の境界となっています。段丘崖より低い側は住宅地、段丘面では農地といったように、段丘林の緑により隔てられている空間が多数形成されています。



伊那市西部の上空から望む市内に広がる河岸段丘



高鳥谷山頂<sup>たかすや</sup>から望む市内に広がる河岸段丘 遠方には経ヶ岳

※本計画は段丘崖を、形成された要因で区別せず伊那市の特徴的な景観の表現として「河岸段丘」という呼び方に統一しています。



手良、伊那竜東を流れる棚沢川沿いに続く段丘林



色づいた美篤の段丘林

## コラム

## 生物多様性とコリドー

河岸段丘は景観的に優れているだけでなく、帯状に連続する段丘林はコリドー（緑の回廊）の役割も果たしています。コリドーとは、動物や植物の種子が移動できる連続性のある森林や緑地のことで、生物の生息する核となる森と森をつなぐ働きを持ち、生物多様性の保全に大きく役立っています。

コリドーは、動植物が移動できるようにつながっていることが重要で、途中で分断されるとその機能を失ってしまいます。段丘林の木々はできる限り連続した状態に保ち、生物という貴重な資源を守っていきましょう。

## 「生活・文化」の景観特性

### ◎桜

桜は伊那市を代表する景観要素です。旧高遠藩士らにより植えられた、高遠城址公園の桜は「天下第一の桜」と称され、市内最大の観光地となっています。春日城址公園や伊那公園、三峰川堤防の桜も見事です。

春には市内が桜色に染まり、素晴らしい眺めとなります。伊那市では日本一の桜の里を目指し、市民が主役の活動が行われています。



春日城址公園の桜



高遠城跡公園の桜



三峰川堤防の桜並木

### ◎神社・仏閣

多くの人の信仰を集める神社仏閣は、神聖な場所であるとともに、地域にとって愛着のある景観対象となっています。境内へ続く参道や鎮守の森も、趣ある雰囲気をつくっています。

馬の観音様として信仰を集めた羽広の仲仙寺、石仏の寺としても有名な高遠町の建福寺、国重要文化財である長谷の熱田神社はよく知られています。



熱田神社(長谷溝口)



建福寺(高遠町西高遠)



仲仙寺(西箕輪羽広)

## ◎街道・宿場町

市内には、伊那谷の発展を支えた旧街道が通り、その道筋の多くは現在も利用されています。旧街道沿いには今も宿場町のまち並みが残されるなど、歴史を偲<sup>しの</sup>ばせる風情があります。

物資輸送やお伊勢参りに利用された伊那街道（三州街道）には、宿場町の面影を残す伊那部宿があります。米の道であった権兵衛街道は、伊那市坂下<sup>つし</sup>の辻から権兵衛峠<sup>うはがみ</sup>、姥神峠<sup>はろみち</sup>を越えて木曾に続きます。羽広道は伊那市の坂下の辻から馬の観音様として信仰を集めた仲仙寺まで、農耕馬を連れて安全祈願に通った道です。

甲州街道から高遠を經由して伊那街道を結んだ杖突街道<sup>つえつき</sup>の道沿いには、穏やかな佇まい<sup>ただす</sup>の家並みが続いています。秋葉街道は、火伏せの神として有名な遠州、浜松の秋葉神社へ詣<sup>すむ</sup>でる道として、また諏訪大社、善光寺への参詣道<sup>さんけいみち</sup>として多くの人が行き交い、街道沿いには史跡、文化財、石仏が見られます。



秋葉街道



伊那部宿

## ◎石碑・石像

高遠の建福寺には高遠の石工だった守屋貞治<sup>もりやさだじ</sup>の石仏が安置されています。羽広仲仙寺に続く羽広道<sup>はひろ</sup>沿いでは丁石<sup>ちやうせき</sup>が一丁ごとに建てられています。道端には馬頭観音<sup>こうしん</sup>や庚申塔がまつられています。

市内にはこのような石像や石碑が多数残されており、昔から変わらない姿を見せています。



秋葉街道の白衣観音



守屋貞治作 大聖不動明王像

羽広の丁石 四十丁目（西箕輪大萱<sup>おおがや</sup>）

伊那街道、羽広道、権兵衛街道等が交わる坂下の辻

## ◎建造物

市内には、古くから親しまれている建物があります。洋館の趣を残して改修された創造館（旧上伊那図書館）、伊那部宿に宿場町の頃のままでの姿を残す旧井澤家住宅、人材育成を目指した高遠藩藩校の進徳館など、外観の優れた建物や歴史のある建物は地域の景観の魅力を高めます。



昭和5年開館の上伊那図書館を改修した創造館



旧井澤家住宅（伊那部宿）



進徳館（高遠町東高遠）

## ◎行事・祭事

お祭りや地域に伝わる行事は、それぞれの地域が育んだ文化を伝えています。行事の様子は、地域の個性豊かな景観となります。三峰川を渡るさんよりこよりや山寺のやきもち踊り、高遠のだるま市、長谷の中尾歌舞伎などが代表的です。また、伊那市の中心市街地を市民が踊りながら練り歩く伊那まつりは40年余りの歴史を持ちます。伊那まつりの花火大会は、多くの市民が楽しんでいます。



三峰川の洪水を鎮める神事といわれるさんよりこより



縁起物の福だるまが販売されるだるま市（高遠町西高遠）



中尾歌舞伎

中尾座（長谷中尾）

## ◎ 花・緑

市内各地で、花と緑の運動がさかんに行われています。伊那の商店街にバラを咲かせる活動や、見応えのある芝桜の富士をつくる小沢花の会、福地の里花の庄、榛原花の会など、住民の方の想いが美しい花を咲かせています。また、住宅の庭や生け垣に植えられている木々は、きれいに形を整えられています。

植物の多い住環境は潤いや安らぎをもたらし、快適な生活を送る助けになっています。



通り町商店街のバラ



富県南福地の集落内の沿道



色鮮やかな芝桜（小沢花の会）

## ◎ 活動・その他

市内には、道路などの公共スペースを清掃・美化するアダプトシステム協定締結団体などの、景観や環境、歴史などを市民の手で守り育てる活動団体が数多くあります。

法華道を守る会、秋葉街道道普請隊、三峰川みらい会議など、多彩な活動が行われています。



法華道を守る会（高遠町芝平）の活動風景



アクセス通りを美しくしよう会の活動風景



三峰川みらい会議の活動風景

# 第2章 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号

## 1 景観計画区域

伊那市の景観特性を生かし、伊那市らしい景観を将来に引き継いでいくため、伊那市全域を景観計画区域に指定します。

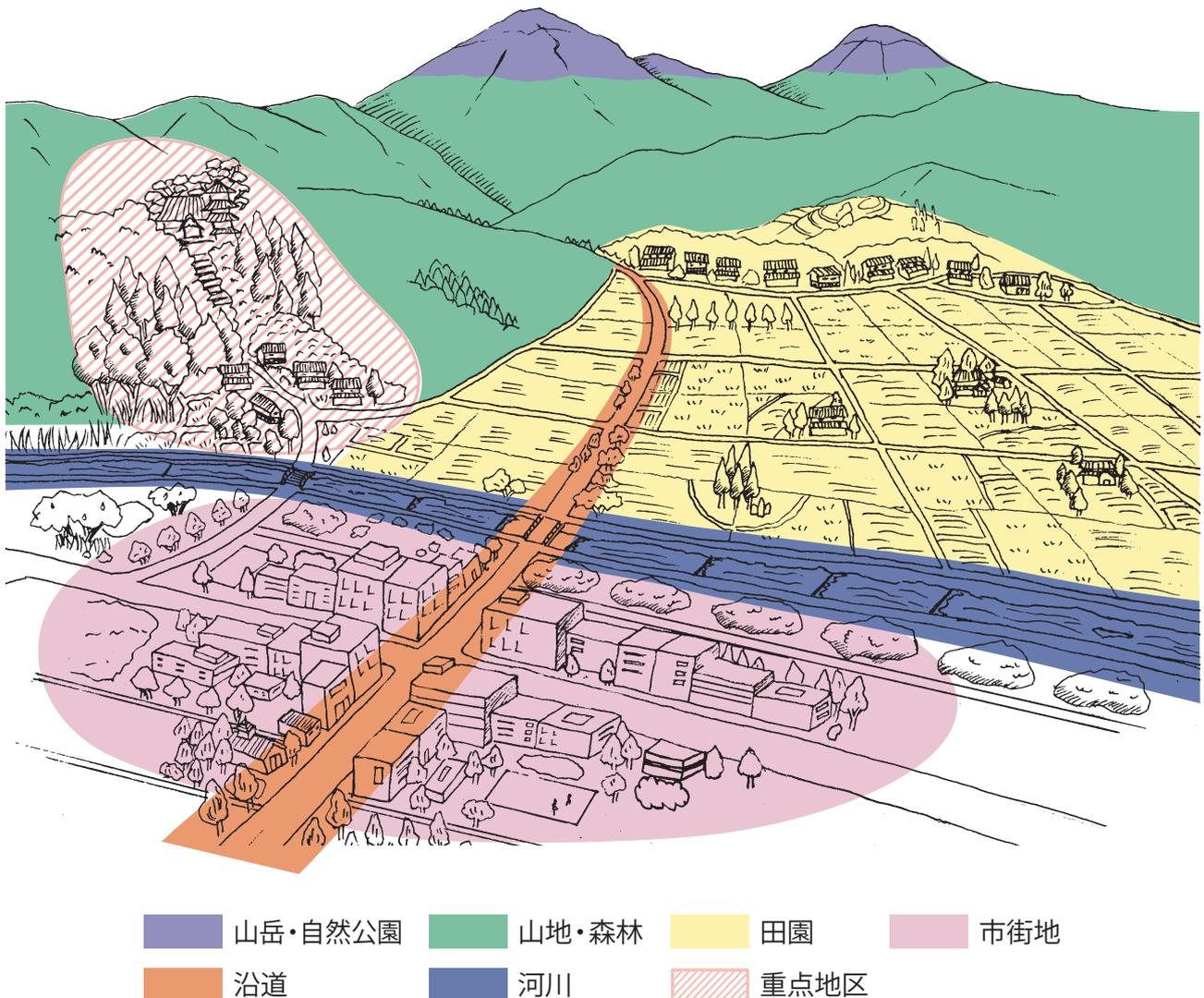
## 2 地域区分の考え方

本計画では、伊那市の全域を「面」として捉え、土地利用の状況によって地域を山岳・自然公園（国立公園等に指定されている地域）、山地・森林（その他の地域）、田園、市街地の四つの地域に分類します。

この他にそれぞれの「面」地域を結ぶ景観域として沿道、河川、河岸段丘の三つを「軸」とし、上記四つの地域に加えて取り上げます。

また、本市の特色が象徴的に現れ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を、「景観形成重点地区」と定め、地域特性に応じた景観づくりを推進します。

◆ 地域区分のイメージ図



## 『景観形成重点地区』について

### ■ 景観形成重点地区の指定の方針

下記の条件のいずれかを満たす地区で、市または市民、地区関係者の発意で検討され、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項について合意が得られた地区は、景観審議会の審議を経た上で、随時指定を行います。また、景観形成重点地区の検討に際して推奨地区をあげ、景観形成重点地区の指定を進めるものとします。

### ■ 景観形成重点地区の条件

- 景観形成住民協定地区
- 歴史的特徴のある景観を有する地区
- 自然と調和した景観を有する地区
- 優れた眺望景観を有する地区
- 個性的な住宅地景観を有する地区
- 河川、道路に沿って特徴ある景観を有する地区
- その他、景観形成上必要と認める地区

### ■ 景観形成重点地区の指定

- 西箕輪地区（おおがや大萱団地及び伊那インター工業団地を除く）

西箕輪地区は優れた眺望景観を有し、先進的な景観形成への取り組みが行われています。また長野県により景観育成特定地区に指定されていた経緯を踏まえ、景観形成重点地区に指定します。

## 景観形成重点地区への推奨地区について

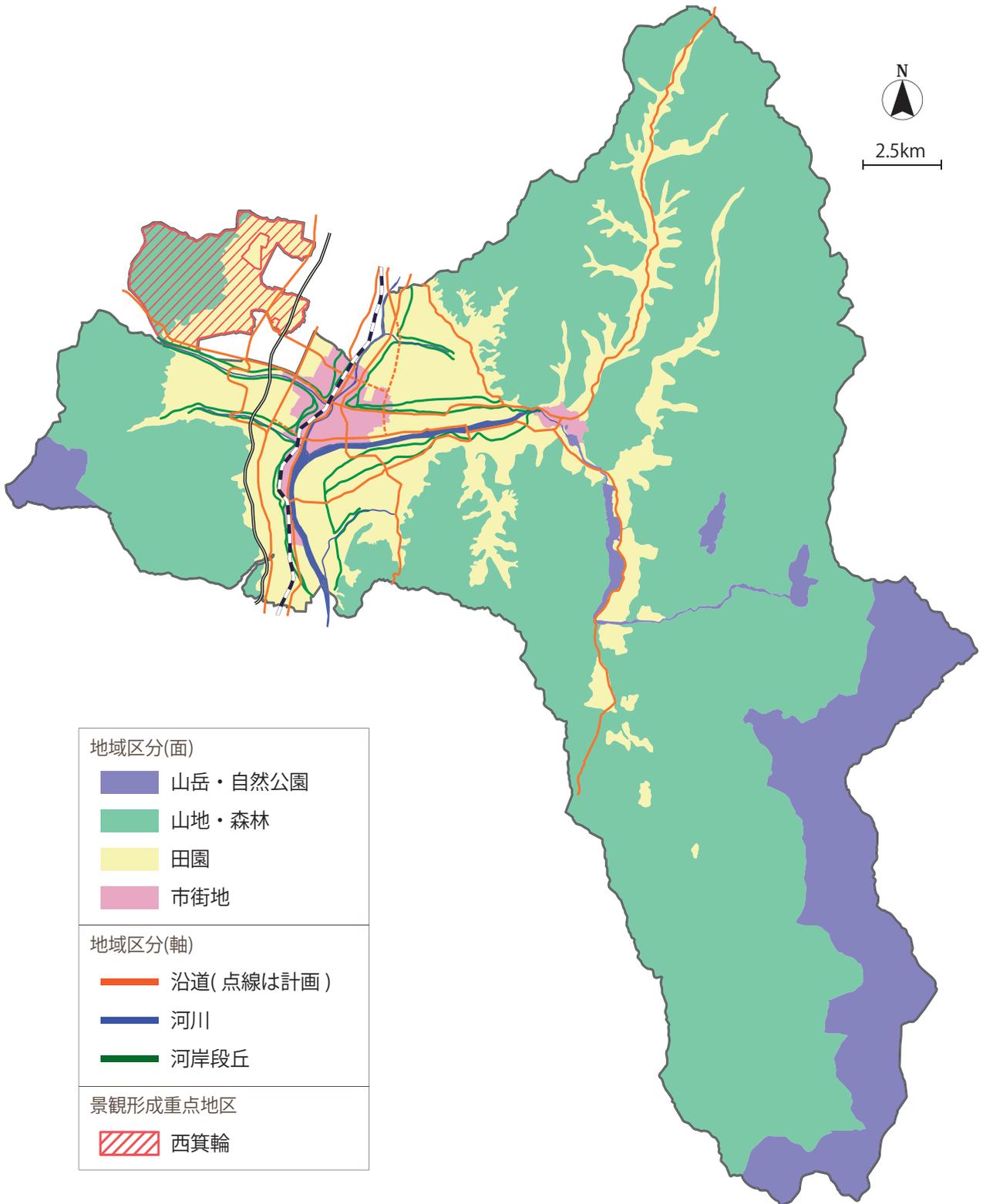
市や住民の意向により、景観形成重点地区の指定への期待が高い、または意欲的な地区を推奨地区とし、指定への検討をより具体的に行います。以下の地区が推奨地区としてあげられます。

- 高遠町市街地及び高遠城址公園周辺



### 3

## 景観計画区域の地域区分



地域区分図

### 地域区分(面)

地域名	対象地域	地域の説明
山岳・自然公園	南アルプス国立公園 中央アルプス県立自然公園 三峰川水系県立自然公園	・南アルプス国立公園又は県立自然公園として指定されている地域で、自然が保全されている地域
山地・森林	南アルプス山麓 中央アルプス山麓	・景観計画区域から山岳・自然公園、田園及び市街地の地域を除く地域で、広範囲にわたり樹木の密生している山地などの森林地域
田園	農地・集落・山里	・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域(ただし、入笠地区を除く)のうち、山岳・自然公園及び市街地の地域を除く地域 ・地域内は以下の特徴を持つ ○農地：農地が広がる地域 ○集落：平地部に形成されている集落で住宅や近辺の農地を含む一帯の地域 ○山里：山間や山裾の集落や農地で住宅や近辺の農地、山林を含む一帯の地域
市街地	伊那市街地 高遠町市街地	・伊那(竜西、竜東)の都市計画用途地域及び天竜川右岸低位段丘面のうち小黒川から藤沢川までの地域で、商業地、工業地、住居地などが集積する地域 ・高遠町の三峰川右岸の都市計画用途地域で、商業地と住居地が集積する地域

### 地域区分(軸)

地域名	対象(丸括弧内は通称)	地域の説明
沿道	・国道153号 ・国道153号バイパス ・国道361号 ・国道152号 ・伊那生田飯田線 ・伊那辰野停車場線 ・沢渡高遠線 ・美篤箕輪線 ・伊那箕輪線(春日街道) ・西部1号線(広域農道) ・環状北線(アクセス道路) ・環状南線(ナイスロード) ・原田井1号幹線	・主要幹線道路 ・範囲は道路境界から両側30m
河川	・天竜川 ・小沢川 ・三峰川 ・棚沢川 ・小黒川 ・大沢川[東春近]	・国指定の一級河川のうち、低位段丘面を形成する河川 ・範囲は河川保全区域に指定されている、河川区域の境界から両側18m
河岸段丘 <sup>※1</sup>	・天竜川右岸段丘 ・天竜川左岸段丘 ・棚沢川段丘 ・小沢川段丘 ・小黒川段丘 ・三峰川右岸段丘 ・三峰川左岸段丘 ・大沢川段丘	・河川軸に沿って形成されている段丘崖

※1 対象は河川に沿って形成される段丘崖ですが、地域区分(軸)の名前として「河岸段丘」を用います。

### 景観形成重点地区

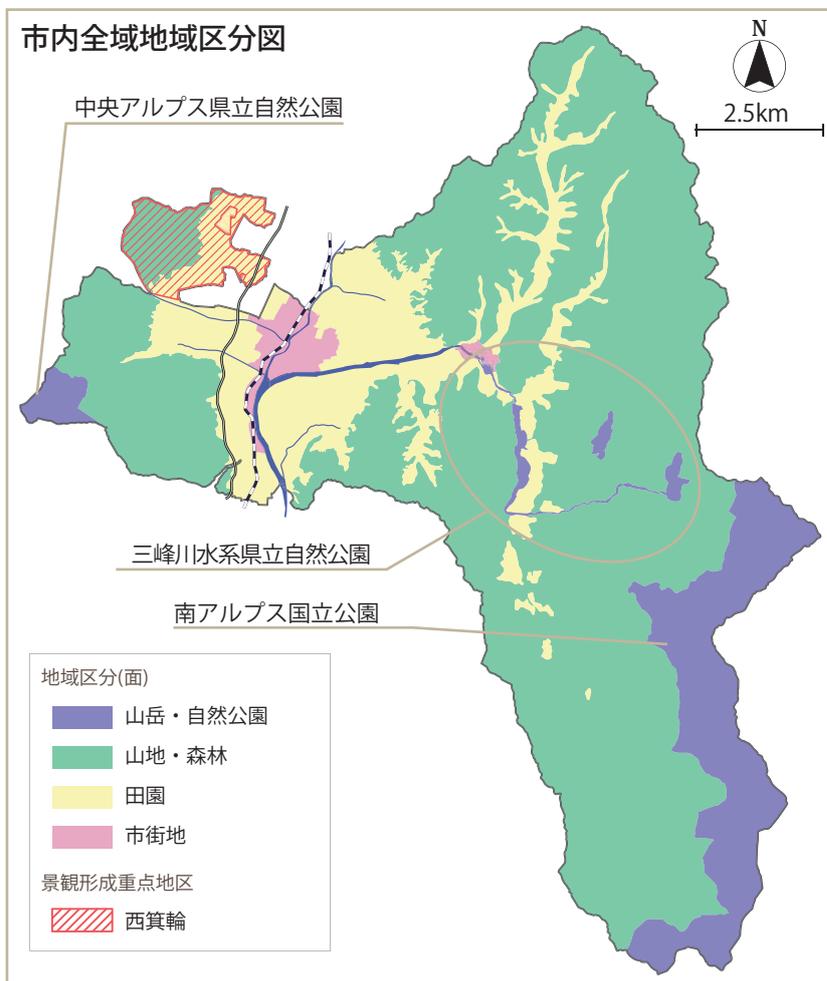
重点地区	対象地域	地域の説明
西箕輪	西箕輪地区 <sup>※2</sup>	・西箕輪景観育成特定地区として指定されていた区域を引き継いだ西箕輪地区 ・上記の地域区分(面)、(軸)を基本とし、さらに西箕輪地区の景観特性に応じて区分する(詳細は33ページを参照)

※2 大萱<sup>おおがや</sup>団地及び伊那インター工業団地をのぞく。

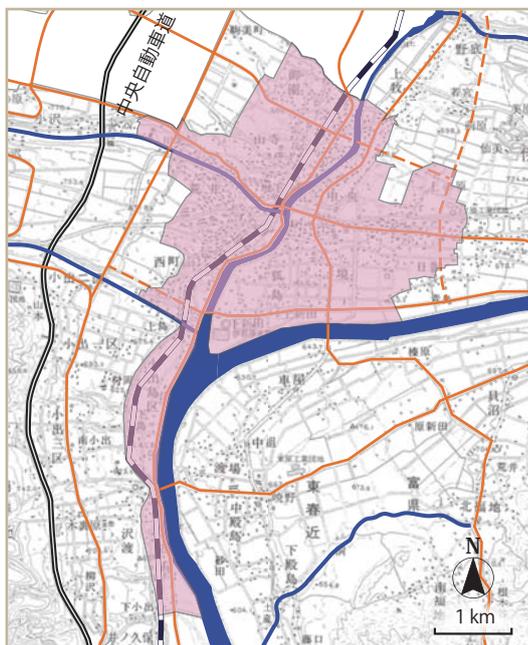
## 地域区分(面)

地域区分図(面)と、市街地を拡大した詳細図です。

山岳・自然公園区域である南アルプス国立公園、中央アルプス国立公園、三峰川水系県立自然公園の位置は右図のとおりです。



伊那市街地



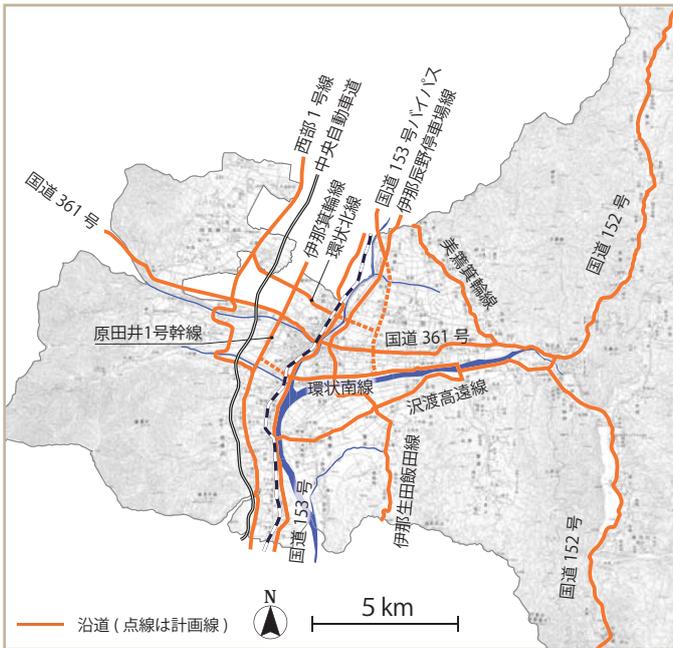
高遠町市街地



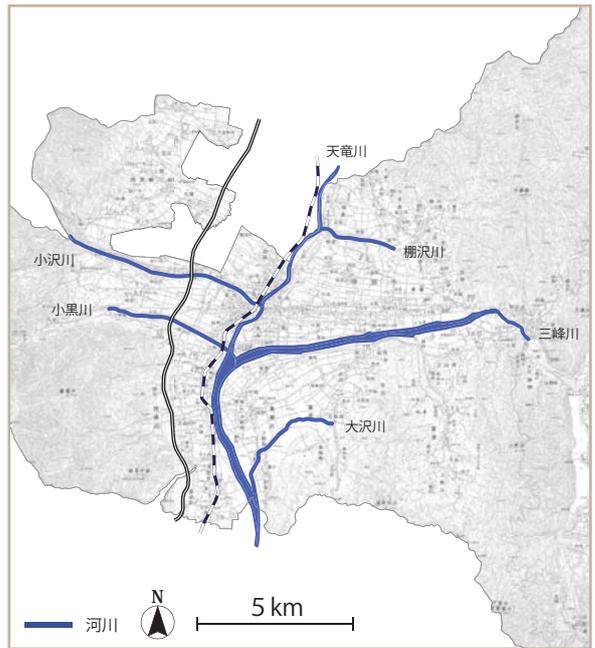
## 地域区分(軸)

以下の三つの図面は地域区分(軸)の詳細図です。地域区分(軸)に含める範囲は、沿道では道路境界から30m、河川では河川敷地境界から18m、河岸段丘では河岸段丘崖の傾斜地です。

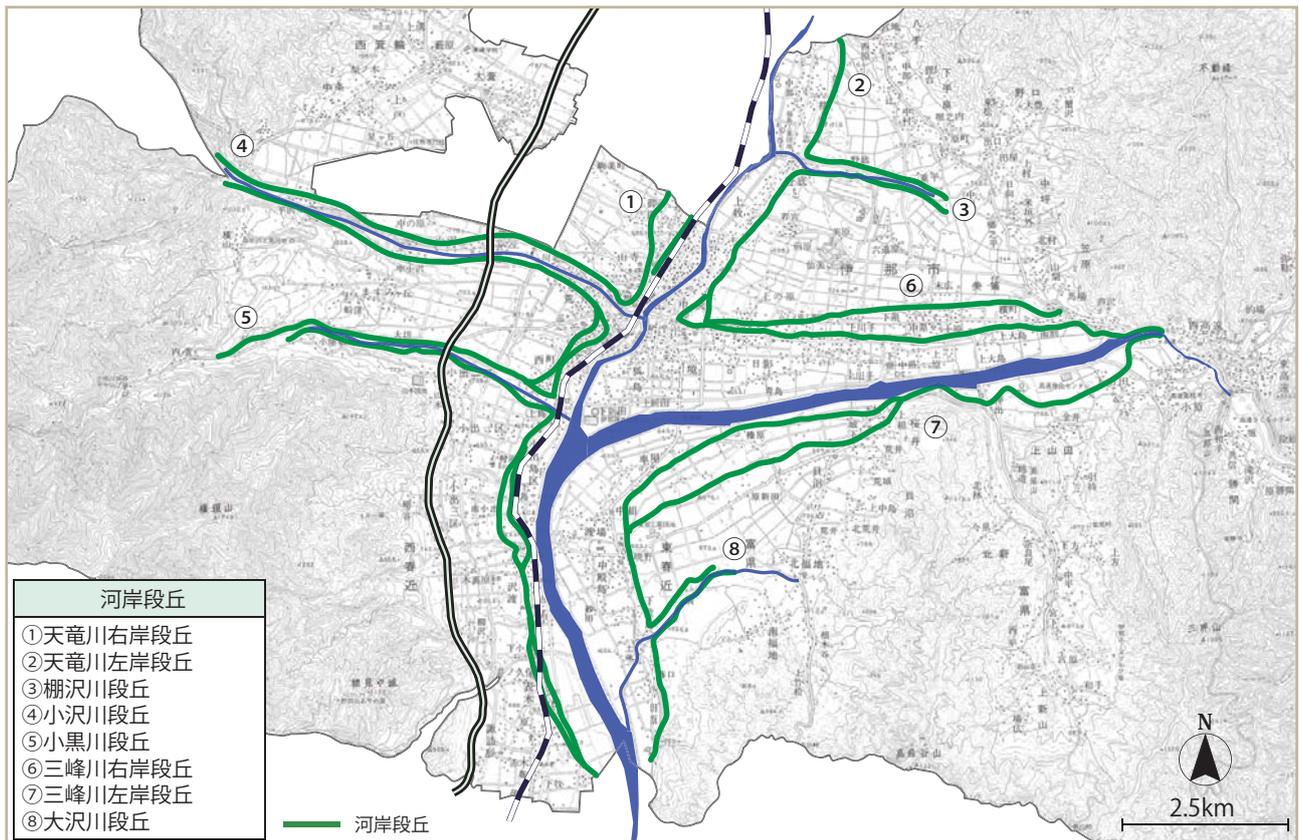
沿道



河川



河岸段丘



## 西箕輪景観形成重点地区

西箕輪景観形成重点地区では、よりきめ細やかな景観形成を行うため、西箕輪の景観特性に応じた地域区分とします。この地区は長野県により「地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地域」として西箕輪景観育成特定地区に指定されていました。



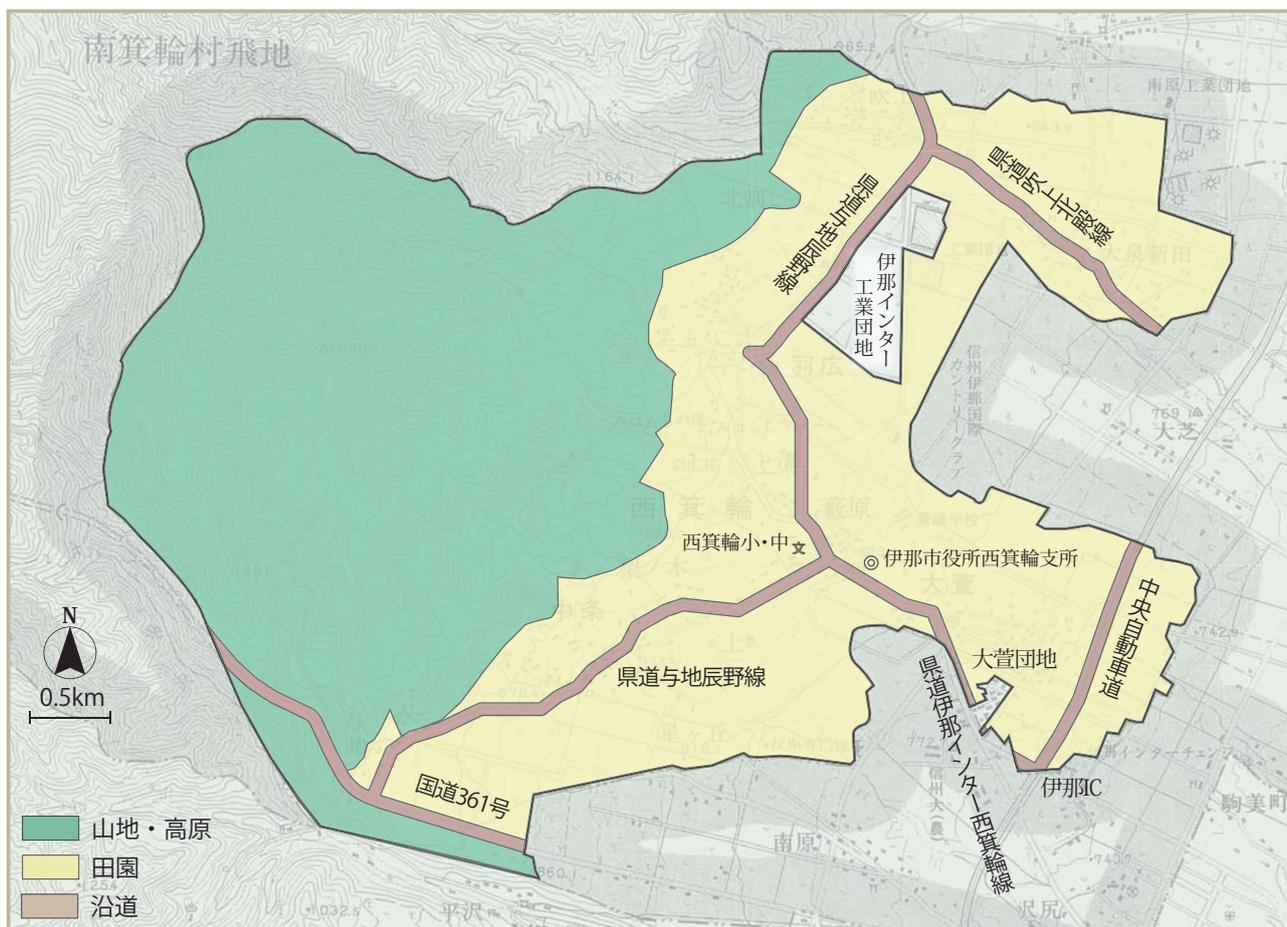
### 景観形成重点地区の区域

おおがや  
大萱団地及び伊那インター工業団地をのぞく西箕輪地区の区域

### 地域区分

地域区分	説明
山地・高原地域	田園及び沿道の地域を除く地域
田園地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する農業振興地域の区域（ただし、沿道地域を除く）
沿道地域	高速自動車国道中央自動車道西宮線、国道361号、県道与地辰野線、県道吹上北殿線及び県道伊那インター西箕輪線並びにこれらの両側各30メートル以内の地域

### 西箕輪景観形成重点地区 地域区分図



## 4 市内9地区の地域区分と地区の特徴

伊那市内9地区の地域区分図です。地域別懇談会で出された地区の特徴と地区内の景観形成住民協定地区を紹介します。

### 伊那

#### ① 竜西(天竜川の西)

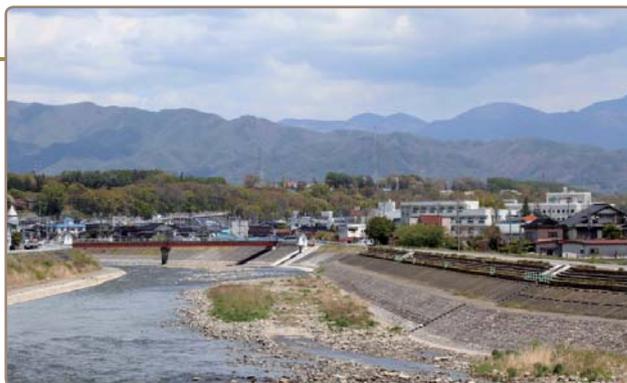
- ・小沢川やますみヶ丘など自然が豊かな地域と春日城址や伊那部宿、市街地など文化的な地域があります。
- ・南アルプス、中央アルプスともに望むことができ、特に段丘面では視界を遮る建物が少なく良好な眺望点となっています。
- ・春日公園や伊那部宿は歴史文化を伝える大切な景観資源\*です。



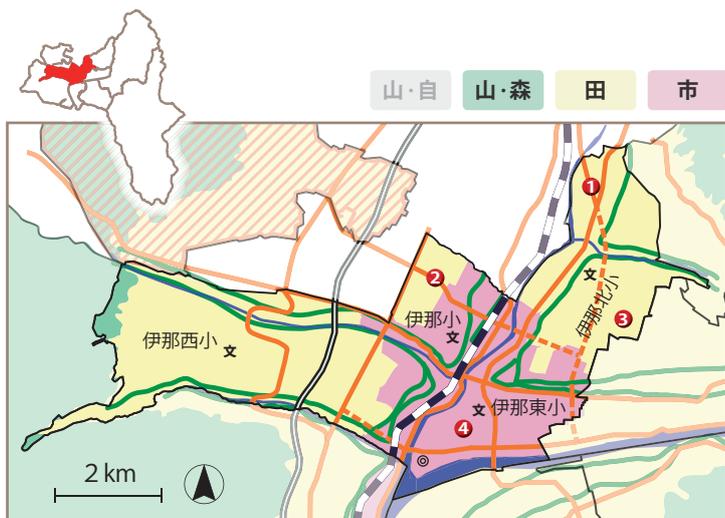
市街地と段丘林

#### ② 竜東(天竜川の東)

- ・天竜川、三峰川と河岸段丘、河川沿い、上の原の田園、市街地など様々な種類の景観があります。
- ・中央アルプス、南アルプスの良好な眺望が広がり、農地や市街地とともに、美しい眺めを構成しています。
- ・北部には史跡や古墳があり、段丘林にはオオムラサキ等の動物が生息しています。地域内には美しい河川景観、伊那公園の桜などがあります。



毛見橋から天竜川を望む



#### ① 福島地区景観育成住民協定

国道153号伊那バイパス福島地区沿線の調和のとれた、良好な景観を育成し安全、豊かな生活環境を形成することを目的とする

#### 住民協定地区と目的

#### ② 御園区内原地区景観形成住民協定

美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な生活環境を保全・維持していく

#### ③ 美原区景観形成住民協定

美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な住宅地としての住環境を保全し維持していく

#### ④ 未来通り住民協定

静かで、きれいで、ゆとりのある、すてきな通りとして守り育てていくことおよび、安らぎと活力があり、誇りを持ち心の通い合う地域としていく

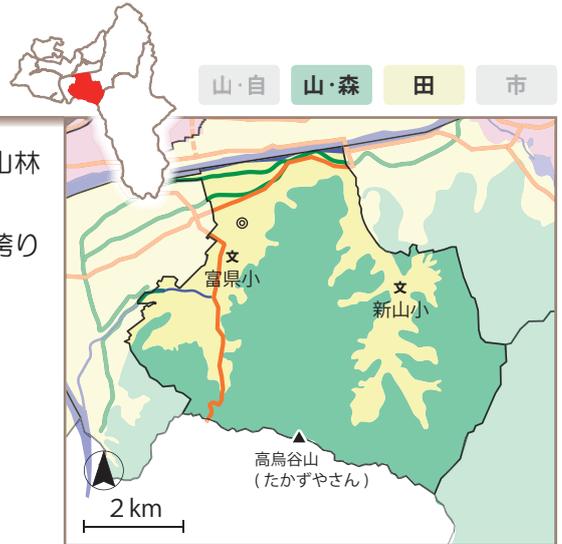
\*景観資源…山なみや田園、家並みなどの眺めや、地形、建築物、工作物、樹木、石碑など人の目に触れる景観的に優れた対象物のこと。

とみがた  
富県

- 古くからの家並みが残る地域は、家々の生け垣と段丘林や山林が調和し、美しい眺めがつくられています。
- 中央アルプスの山なみを背景とした広大な農地は、地域の誇りとなっています。
- 高烏谷山頂は市内を一望できる素晴らしい眺めです。



御殿場遺跡から望む中央アルプス



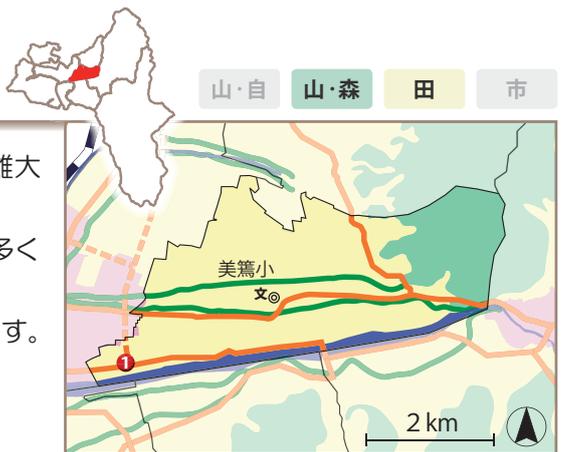
穏やかな山裾の集落

みすず  
美篤

- 六道原、三峰川沿いなど広大な農地景観とそこから見える雄大な山なみが大切にされています。
- 三峰川や高遠線（国道 361 号）、六道の堤など美しい桜が多くあります。また段丘の緑地が地域に潤いを与えています。
- 河岸段丘崖により分けられられた地域は、異なる趣を見せます。



六道の堤から望む中央アルプス



住民協定地区と目的

- ① 青島区田園地帯景観形成住民協定  
三峰川右岸農道周辺に広がる美しい中央アルプスと南アルプスを望める優良田園地帯と景観を維持する

凡例

地域区分(面)

山・自	山岳・自然公園	田	田園
山・森	山地・森林	市	市街地

地域区分(軸)

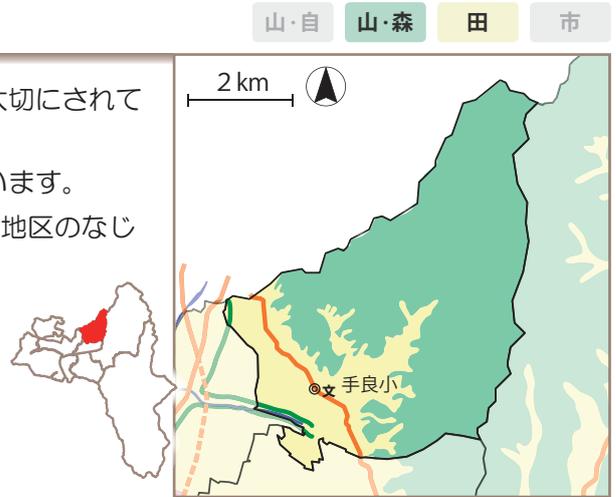
沿道(点線は計画)	1 住民協定地区
河川	◎ 伊那市役所
河岸段丘	文 小学校

# てら 手良

- 中央アルプスの山なみと、六道原の広大な農地景観が大切にされています。
- 象徴的な樹木や、湧水、歴史ある建造物が保全されています。
- 伊那(竜西)の段丘上段から山なみへと続く景観が手良地区のなじみ深い眺望景観です。



井上井月ゆかりの寺 清水庵



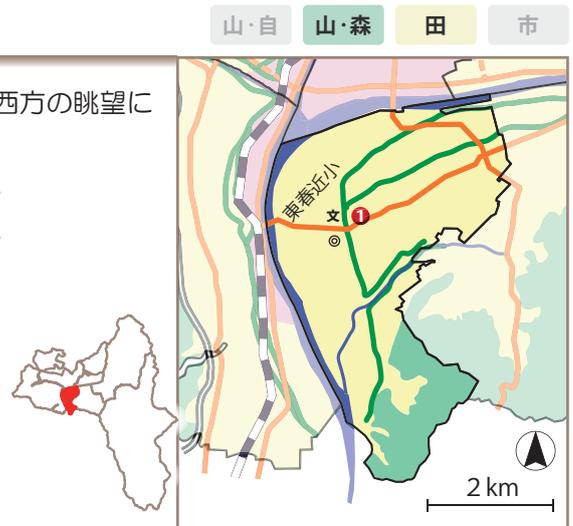
蟹沢の八十八ヶ所霊場巡拝塔(八十八観音)

# ひがしはるちか 東春近

- 天竜川、三峰川、河岸段丘、広大な農地が広がっており、西方の眺望に優れた地域です。
- 地域内には段丘に沿って神社などの景観資源が存在します。
- 用水路や湧水など水に関連する景観資源が美しい地域です。



天竜川の堤防から望む河岸段丘林と集落



住民協定地区と目的

1 暁野区景観形成住民協定

伊那市東春近暁野区をみどり豊かで美しく静かな生活環境に保つ

にしみのわ  
西箕輪

- 東向きの緩やかな斜面からは、南アルプスの眺望に優れています。
- 山の辺には穏やかな里山景観が広がっています。
- 平成 20 年には、県の景観育成特定地区に指定され、住民の景観に対する意識が向上しました。



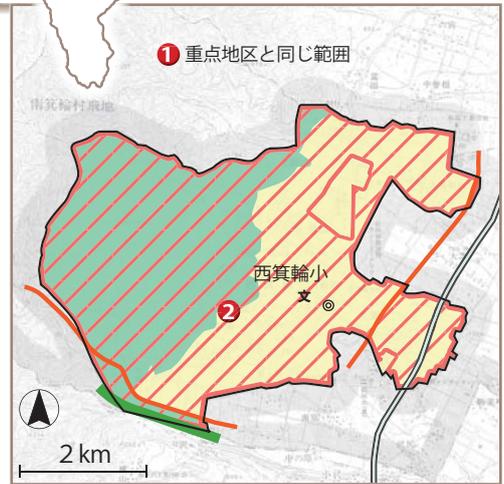
扇状地に広がる農村景観

西箕輪景観育成特定地区

西箕輪ふるさと景観住民協定の区域が住民の意向により、県内で初めて長野県景観条例に基づく景観育成特定地区に指定されました。これによりきめ細かな景観形成が行われてきました。



山・自 山・森 田 市



住民協定地区と目的

① 西箕輪ふるさとと景観住民協定

木々の緑と豊かな農地に恵まれた景観を保全し、安全で健全な生活環境の維持創出を図る

② 中条ふるさとづくり協定

中条地区から見る田園地帯と、南アルプス連山を背景とした美しい伊那谷の景観を保全するとともに、集落を中心とした農村景観と先祖から受け継いだ経ヶ岳山麓一帯の里山と水源の美林を守り、伝えていく

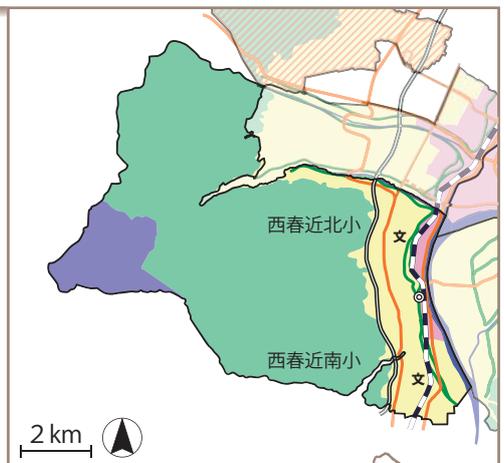
にしはるちか  
西春近

- スキー場や神社、かてんぱぱガーデンなど様々な景観資源が点在します。
- 南アルプスの眺望がよく、伊那スキーリゾートや権現山からは市内東方を一望できます。
- 市無形民俗文化財の諏訪形神社御柱祭は、諏訪の御柱祭と同じ6年に一度寅申年の秋に行われ、柱の里引きや騎馬行列、建御柱が行われ、活気にあふれます。



市無形民俗文化財の諏訪形神社御柱祭

山・自 山・森 田 市



凡例

地域区分(面)

山・自 山岳・自然公園

田 田園

山・森 山地・森林

市 市街地

西箕輪景観形成重点地区

地域区分(軸)

沿道(点線は計画)

河川

河岸段丘

① 住民協定地区

◎ 伊那市役所

文 小学校

たかとおまち  
高遠町

- ・城下町の風情を色濃く残し、神社仏閣などの景観資源がたくさんあります。
- ・路地から見るまち並みは素晴らしく、歩いて楽しむことができます。
- ・高遠城址の 1500 本を誇る桜や杖突峠の紅葉など季節の彩が豊かです。
- ・山室川、藤沢川沿いや勝間地区の集落は、昔からの営みを感じさせます。



高遠町市街地

山・自 山・森 田 市



住民協定地区と目的

① 上山田地区金井河原田園地帯景観協定

② 下山田河原地区田園地帯景観協定

三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全と、その景観を維持する(上山田地区、下山田河原地区ともに同じ目的)

③ 小原景観協定

地域住民が先祖から受け継いだ貴重な景観を守るとともに、美しい景観を未来に手渡す

④ 城下町高遠まちづくり協定

「城下町高遠にふさわしいまちづくり」を理念に自然と調和した美しい景観を守り育てる

⑤ 美しい勝間景観協定

国道 152 号周辺に広がる美しい高遠城址と南アルプスを望める勝間地区の景観を維持する

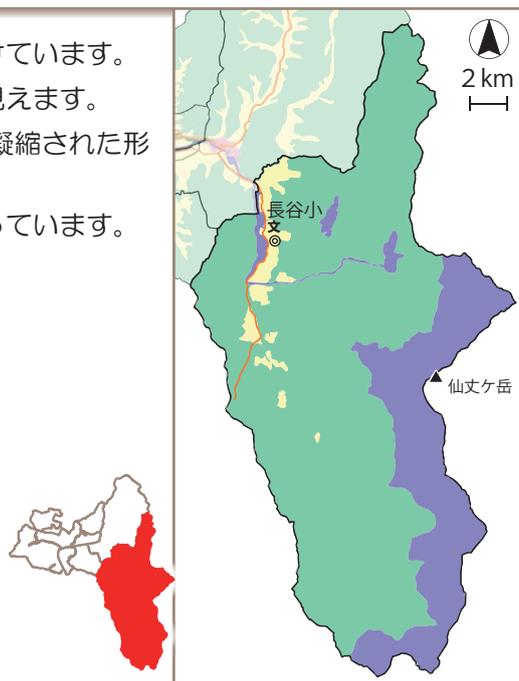
はせ  
長谷

- ・南アルプスの豊かな自然と険しい地形が長谷の景観を特徴づけています。
- ・山間の見通しがきく場所では手が届きそうなほど近くに山が見えます。
- ・三峰川上流の集落には伝統的な建物や石像などの景観資源が凝縮された形で残っています。
- ・美和湖や三峰川が地域に潤いをもたらし、美しい環境をつくっています。
- ・美和ダムは河川総合開発事業の第一号として整備されました。



美和湖と周辺の家々

山・自 山・森 田 市



## 1 基本理念

眺望、自然、歴史、生活文化など、多くの特性を持つ伊那市らしいふるさとの景観を、市民、事業者、市の協働により守り育て、将来に継承していくために、また、伊那市を訪れる方々が、おもてなしと親しみを感じる景観を創ることを目指し、以下のとおり基本理念を定め取り組んでいきます。

### 二つのアルプスと清流に抱かれた ふるさとの景観を守り育てて未来へつなぐ



左上：高遠城址公園の桜と中央アルプス  
左下：天竜川のあゆ釣り

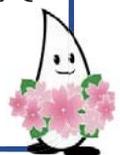
右上：西箕輪から望む南アルプス  
右下：三峰川の清流

#### コラム 伊那市のキャッチフレーズ

伊那市では景観保全の活動がされるなど、景観に対する意識の高い地域です。伊那市のキャッチフレーズには山や自然などのキーワードが使われ、伊那市民の景観に対する想いを見て取ることができます。その一部を紹介します。

「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市」：伊那市総合計画における伊那市の将来像

「パノラマ伊那市」：伊那市観光基本計画の表示理念



## 2 地域区分(面)の方針

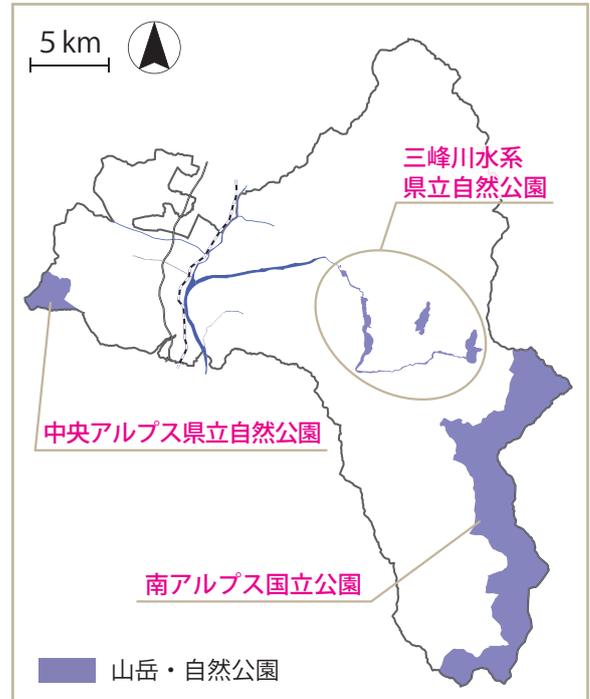
### 山岳・自然公園

#### 景観形成目標

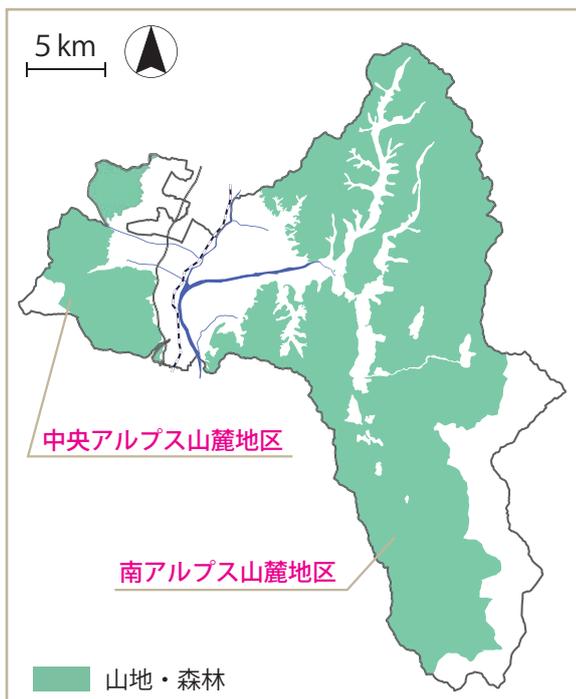
- パノラマ景観の背景となる国立・県立自然公園の優れた山岳・水系景観を継続的に保全します。

#### 実現に向けて

- ◇ 自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づき、良好な自然景観の保全を図ります。
- ◇ 世界自然遺産登録への運動、ジオパーク、ユネスコエコパークの取り組みと連携した自然景観の保全に努めます。
- ◇ 観光施設等の建設では周囲の自然景観との調和を図ります。



### 山地・森林



#### 景観形成目標

- 市街地、田園の周囲に広がる山なみ景観や、木々と清流がつくる潤いのある景観を保全・育成します。

#### 実現に向けて

- ◇ 森林の安らぎの効果等の多面的な機能を失うことのないよう、秩序ある森林の開発に努めます。
- ◇ 森林の整備に努め、森林資源の活用を促進します。
- ◇ 建造物の建設等は、周囲の自然景観との調和を図ります。

## 田園

### 景観形成目標

#### 農地

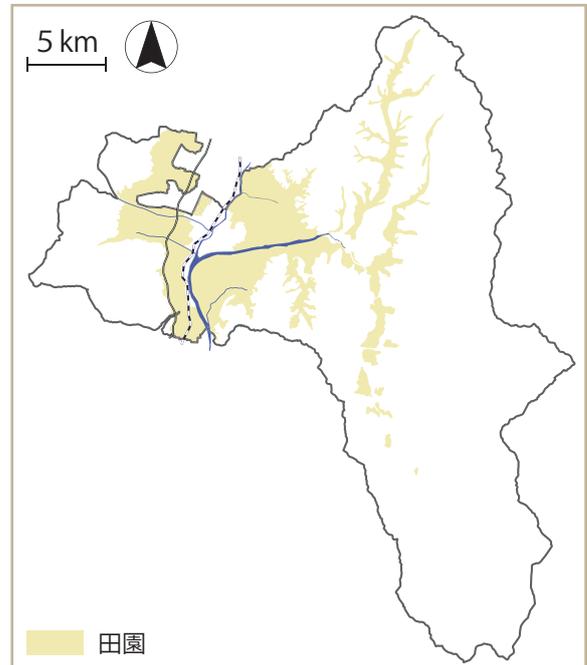
- まとまりのある広々とした農地や、集落と調和した農地の景観を保全します。

#### 集落

- 農地や段丘林、山林とともに穏やかな佇まいただすを見せる集落の景観や、潤いのある住環境を保全・育成します。

#### 山里

- 山懐に抱かれた集落の家並みと農地がつくる美しい山里の景観を保全・育成します。



### 実現に向けて

#### 農地

- ◇ 農業振興を進めるなかで、耕作放棄等による農地の荒廃化の防止、解消に努めます。
- ◇ 農地内及び周辺の樹木の管理に気を配り、建造物の建設等は農地の景観と調和するよう努めます。
- ◇ 既存の農地景観を損なう農地の転用は避けるよう努めます。

#### 集落

- ◇ 地域の歴史・文化を大切にされた家並みの形成を図ります。
- ◇ 建造物は、周囲の農地、山林等と調和した形態・意匠となるよう努めます。
- ◇ 気候風土に適した生け垣等で緑化を図り、通行にも安心な落ち着いた集落の景観となるよう努めます。

#### 山里

- ◇ 里山の活用を図り、手入れに努めます。
- ◇ 建造物の建設等は、既存の家並みと調和するよう配慮し、落ち着いた景観となるよう努めます。

### コラム 街・町・まち

「まち」という言葉には「街」と「町」の2種類の漢字があり、定義が様々です。伊那市景観計画では混乱を避けるため、固有名詞を除いて平仮名の「まち」に統一することとしました。「街」と「町」の使い分けの例を紹介します。伊那市の観光課では「街は一般的な市街地等、町は歴史的な意味合いを含む場合」、新聞記事では「街は店などが並んでいる場所、町は人家が集まっている場所や地域、市町村の町」と定義されています。

## 市街地

### 景観形成目標

#### 伊那市街地

○ 人々を惹きつける活気と魅力があふれるまち並みを形成するとともに、旧街道沿いを中心とした歴史と文化を伝えるまち並みを保全し、来訪者がおもてなしを感じる景観づくりを進めます。

#### 高遠町市街地

○ 城下町にふさわしいまち並みを形成するとともに、桜も含めた歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進め、活気とおもてなしを感じる景観を育成します。

### 実現に向けて

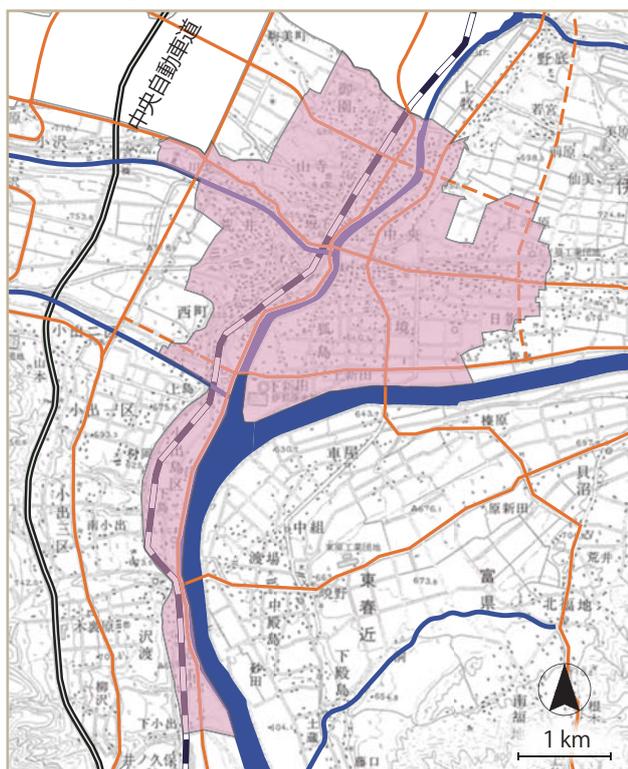
#### 伊那市街地

- ◇ 植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いのあるまち並みの形成に努めます。
- ◇ 空き地や空き店舗の有効活用を行い、市街地の活性化に努めます。
- ◇ 街道沿いやまちなかにある、地域を特徴づける歴史的な資源の保全を図ります。

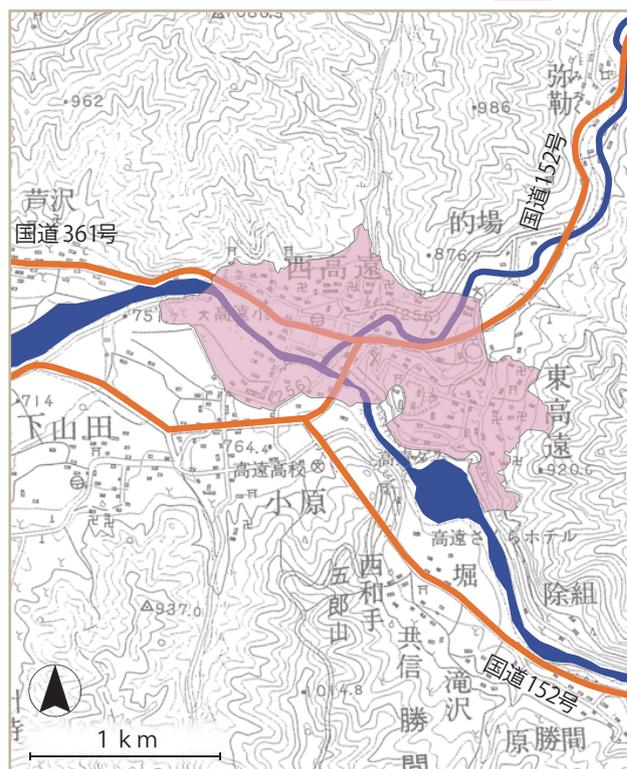
#### 高遠町市街地

- ◇ ご城下通りを中心に、建物の外観を城下町風の様式となるよう努め、趣のあるまち並み整備を図ります。
- ◇ 桜憲章の精神を生かすとともに、植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いと癒しの空間形成を図ります。
- ◇ 点在する寺社に代表される歴史的建築物・伝統的祭りなどの文化的資源を保全・継承し、有意義な活用を図ります。

伊那市街地



高遠町市街地



市街地

### 3 地域区分(軸)の方針

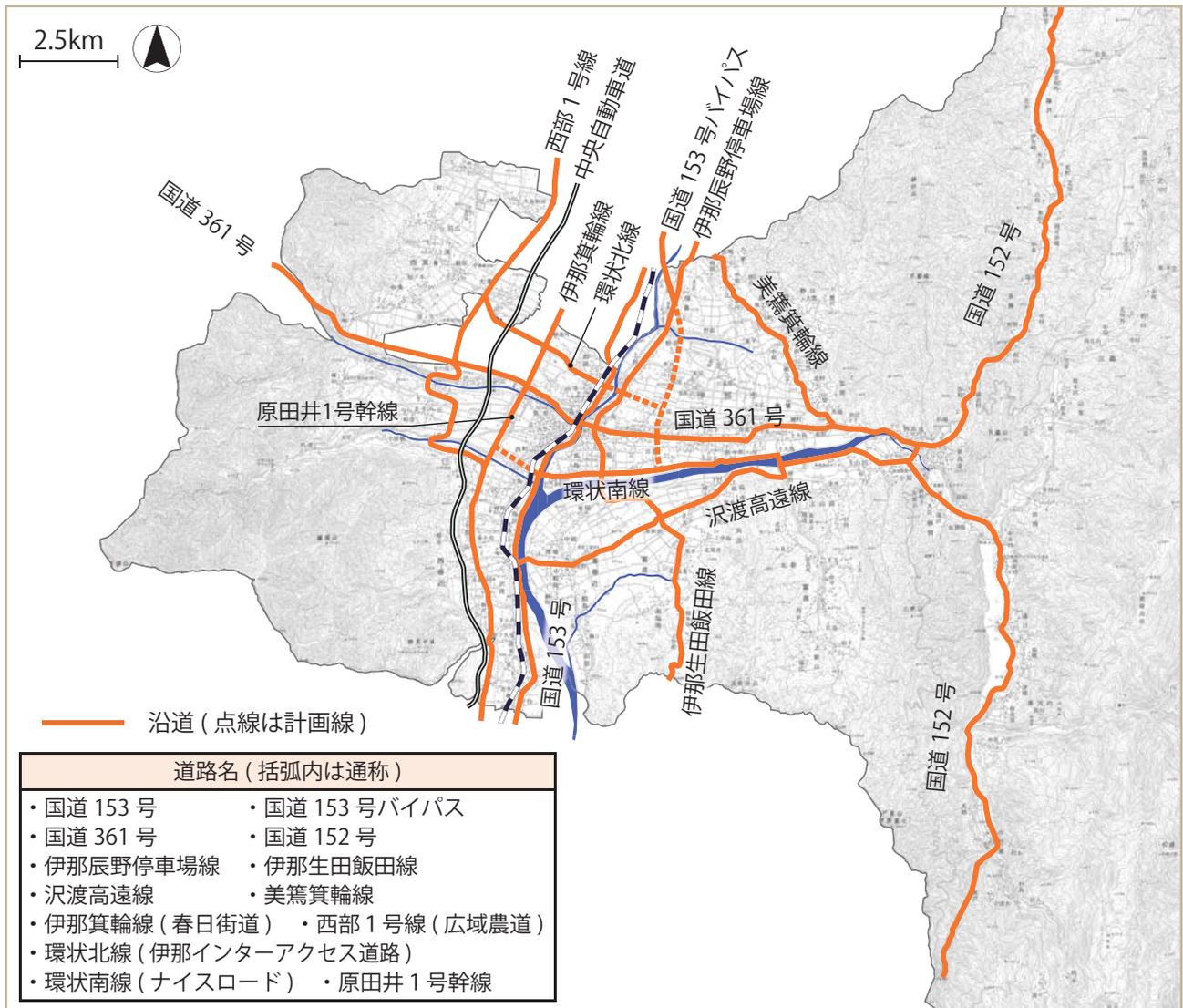
#### 沿道

##### 景観形成目標

○ 家並みや周囲の田園等と調和し、沿道からの眺望景観に配慮した一体的な沿道景観を形成します。

##### 実現に向けて

- ◇ 眺望が優れている区間では、無電柱化等により沿道からのパノラマ景観の向上を図ります。
- ◇ 道路沿いの緑化や美しい街路樹の育成に努め、潤いのある空間の形成を図ります。
- ◇ 道路沿いの建造物、屋外広告物は周辺の景観との調和を図ります。
- ◇ 幹線道路沿いにおいては優良な商業・業務地の景観の形成に努めます。
- ◇ 日本風景街道の登録ルートである信州伊那アルプス街道の取り組みと連携した景観の形成を図ります。



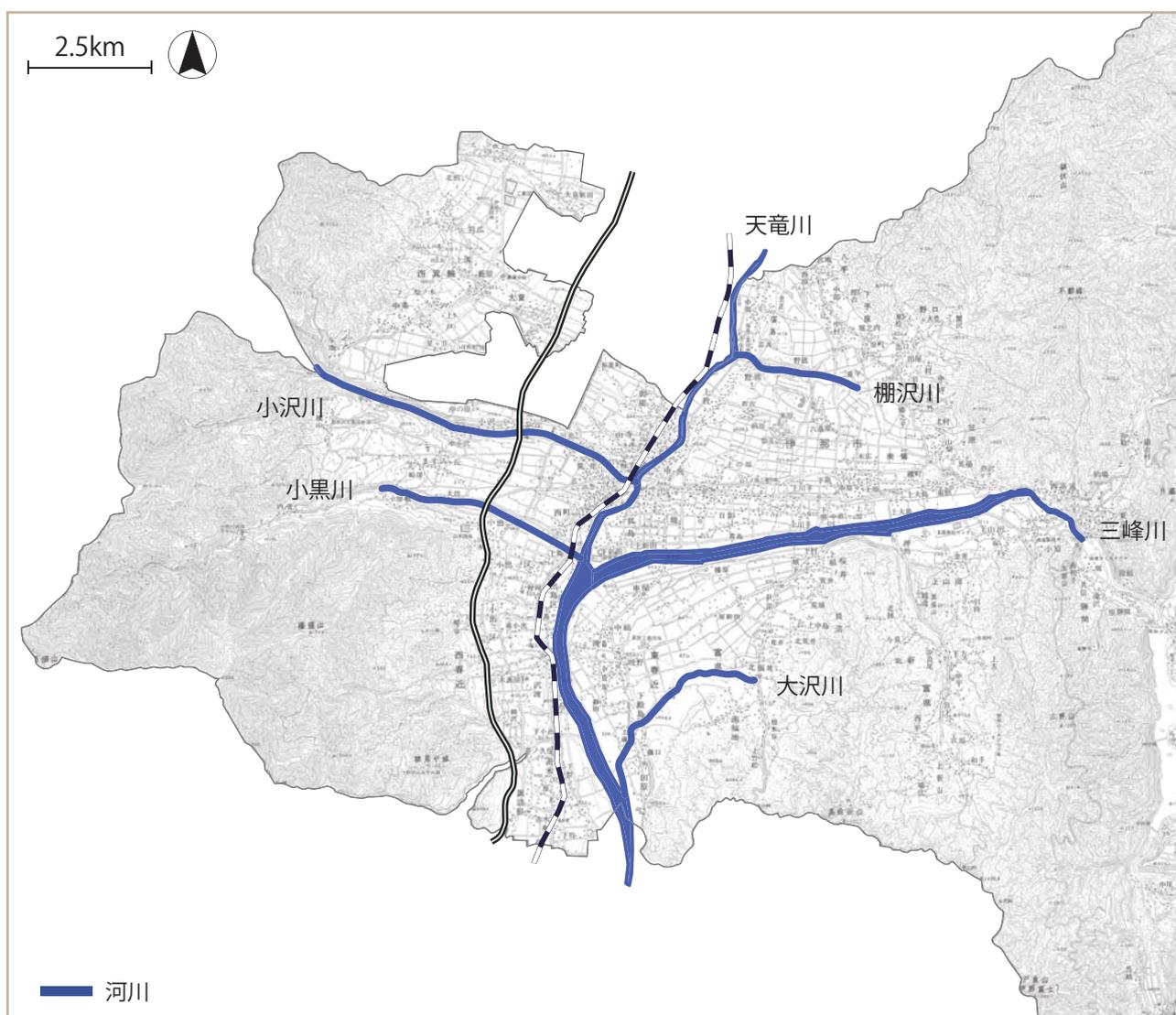
## 河川

### 景観形成目標

- 豊かな自然や田園景観、市街地の家並みと調和した美しい河川景観を形成し、市街地では親しみのある魅力的な水辺景観を形成します。

### 実現に向けて

- ◇ 河川沿いの建造物は規模や外観に配慮し、植栽などによる緑化にも努め、川面に映える美しいまち並み景観の形成を図ります。
- ◇ 堤防や橋梁<sup>きょうりょう</sup>は河川とともに大切な景観要素であり、デザイン等の配慮に努めます。
- ◇ 河川の整備などは機能に配慮し、美しい河川景観を目指します。



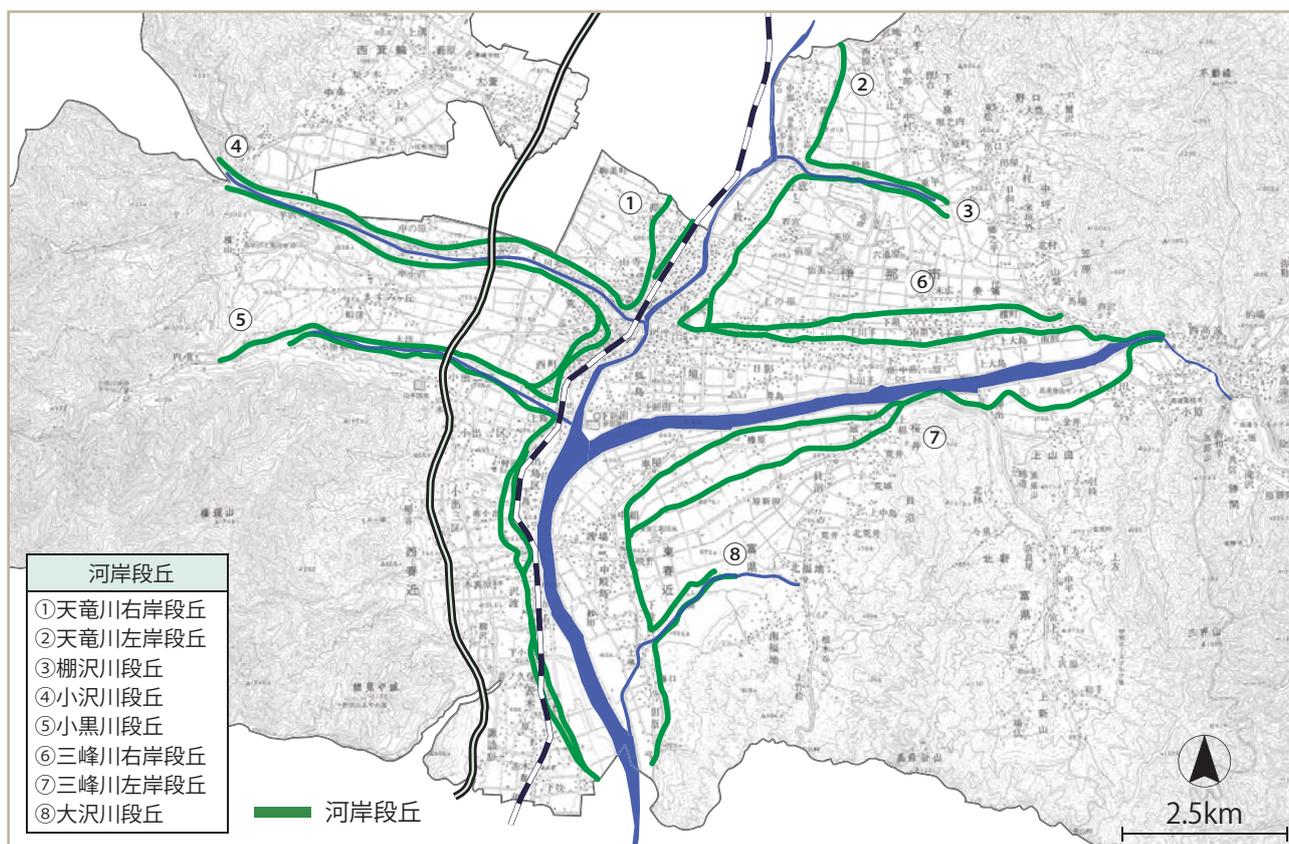
## 河岸段丘

### 景観形成目標

○ 伊那市の景観を特徴づける河岸段丘林の価値を見直し、防災にも配慮した美しい段丘林を保全します。

### 実現に向けて

- ◇ 段丘林の継続的な維持管理に努めます。
- ◇ 民有地などは段丘林の保全に理解と協力が得られるよう周知に努めます。
- ◇ 段丘崖の整備等に際して景観への配慮に努めます。



### コラム 景観形成と景観育成

伊那市景観計画を策定するにあたって、伊那市景観計画策定委員会では「景観形成」と「景観育成」のどちらを使用するかたびたび話し合われました。長野県は「景観育成」を使用しており、次のような解説がされています。「景観を守り育てる取り組みは「景観形成」と表現されることが一般的ですが、長野県では、皆で育むことを重視する意味から「景観育成」という言葉を用いています。」（長野県ホームページから）

伊那市では景観への取り組みは保全・育成・創出を含めて「形成」として統一してあります。ただ、第3章の景観形成方針など、「育む」という意味合いが強い場合には「育成」という言葉を用いています。

## 4 景観形成重点地区の方針

### 西箕輪

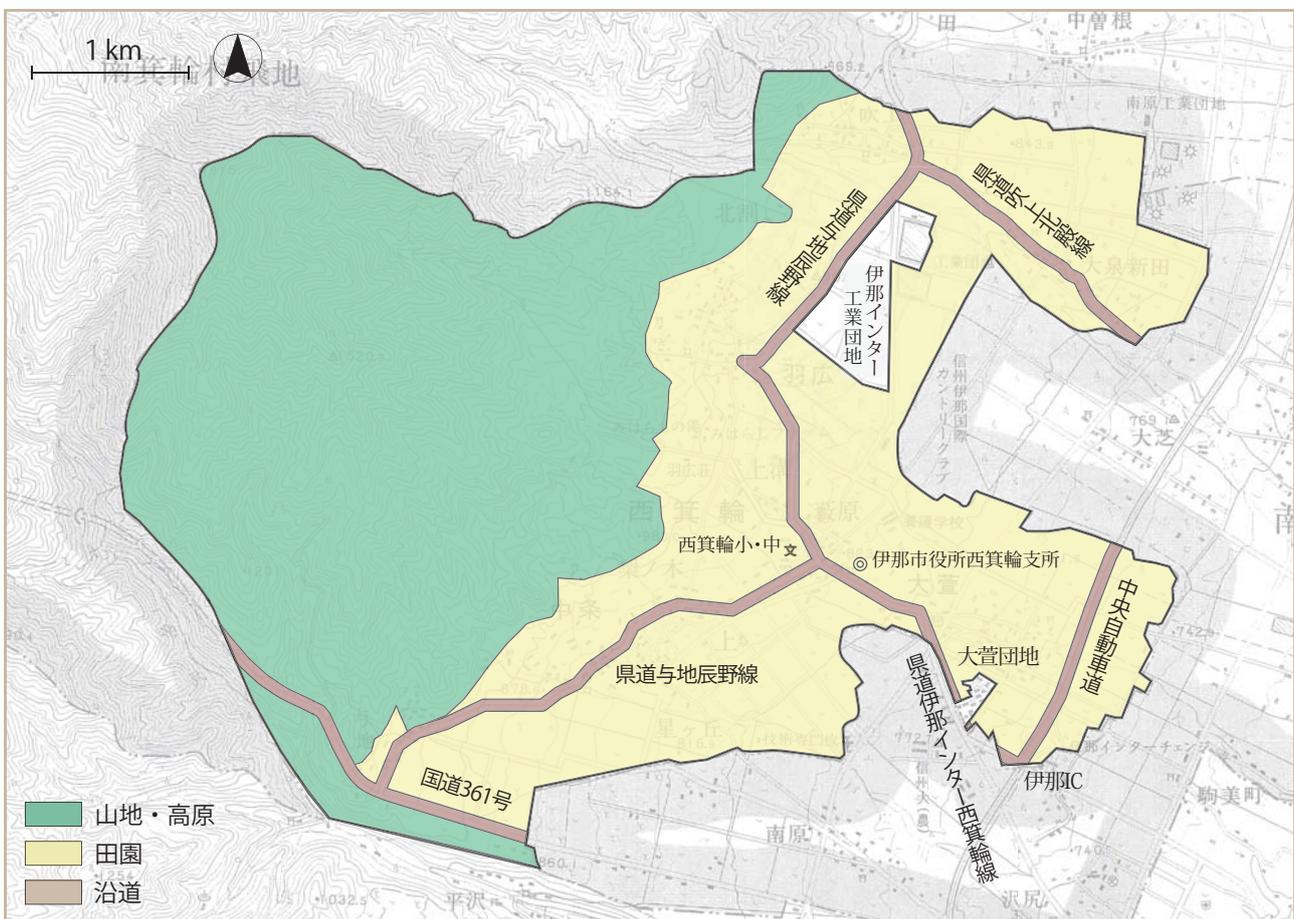
#### 景観形成目標

○ 木々の緑と豊かな農地に恵まれた田園景観を保全し、素晴らしい眺望景観を継承するとともに、安全で住みよい生活環境の維持・創出を図ります。

#### 実現に向けて

- ◇ 沿道地域は、南アルプスへの眺望の維持と、周囲の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めます。
- ◇ 田園地域は、経ヶ岳山麓の扇状地に連続的に広がる田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意します。優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めます。
- ◇ 山地高原地域は、基調となる地形、河川、自然性の高い樹木などの保全・活用を図り、良好な森林景観を阻害しないように努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意します。
- ◇ 長野県景観条例に基づく景観育成特定地区として行われてきた取り組みをいっそう進め、美しい地域景観の保全・育成に努めます。

西箕輪景観形成重点地区



※西箕輪景観形成重点地区の詳細は 33、37 ページを参照してください。

# 第4章

## 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

伊那市らしいふるさとの景観を守り育てていくためには、市民や事業者など、みんなで守る一定のルールが必要です。生活や経済活動での建設等の行為がルールに沿っていることを確認し、景観に調和したまちづくりを進めていくため、届出が必要な行為（届出対象行為）や守るべき基準（景観形成基準）を定めます。

なお、景観形成基準は、市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園の面の地域区分及び、沿道、河川、河岸段丘の軸の地域区分ごとに景観の特性に応じて定めます。

景観法第8条第2項第2号

### 1 届出対象行為

景観計画区域内（伊那市全域）において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です。届出のあった行為が景観形成基準に適合するか審査します。

届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、通知日以降であれば着工が可能です。

建築確認申請など他の法令手続が必要な場合は、それらの手続を併せて行ってください。なお、手続を円滑に進めるため、景観担当窓口にて事前協議を行っていただくようご協力をお願いします。

#### ◆届出対象となる行為と地域別の規模

行為		一般地域※ <sup>1</sup>	西箕輪景観形成重点地区
建築物の建築等	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が30㎡を超えるもの	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が20㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が100㎡を超えるもの	・変更に係る面積が25㎡を超えるもの
工作物の建設等	(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類※ <sup>2</sup>	・高さ10mを超えるもの又は築造面積30㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積20㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等※ <sup>3</sup>	・高さ15mを超えるもの	・高さ8mを超えるもの
	(5) その他の工作物	・高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
(6) 土地の形質の変更※ <sup>4</sup> (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積※ <sup>5</sup>		・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの	・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積100㎡を超えるもの
(9) (1)から(5)までの建築物又は工作物に表示・設置される特定外観意匠※ <sup>6</sup>		・面積10㎡を超えるもの	・面積3㎡を超えるもの

行為	河岸段丘
木竹の伐採※ <sup>7</sup>	・伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

※<sup>1</sup> 山岳・自然公園地域については自然公園法及び長野県立自然公園条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び伊那市景観条例の届出の対象外とする。

※<sup>2</sup> プラント類：コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの。

自動車車庫：建築物とならない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設。

貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※<sup>3</sup> 電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

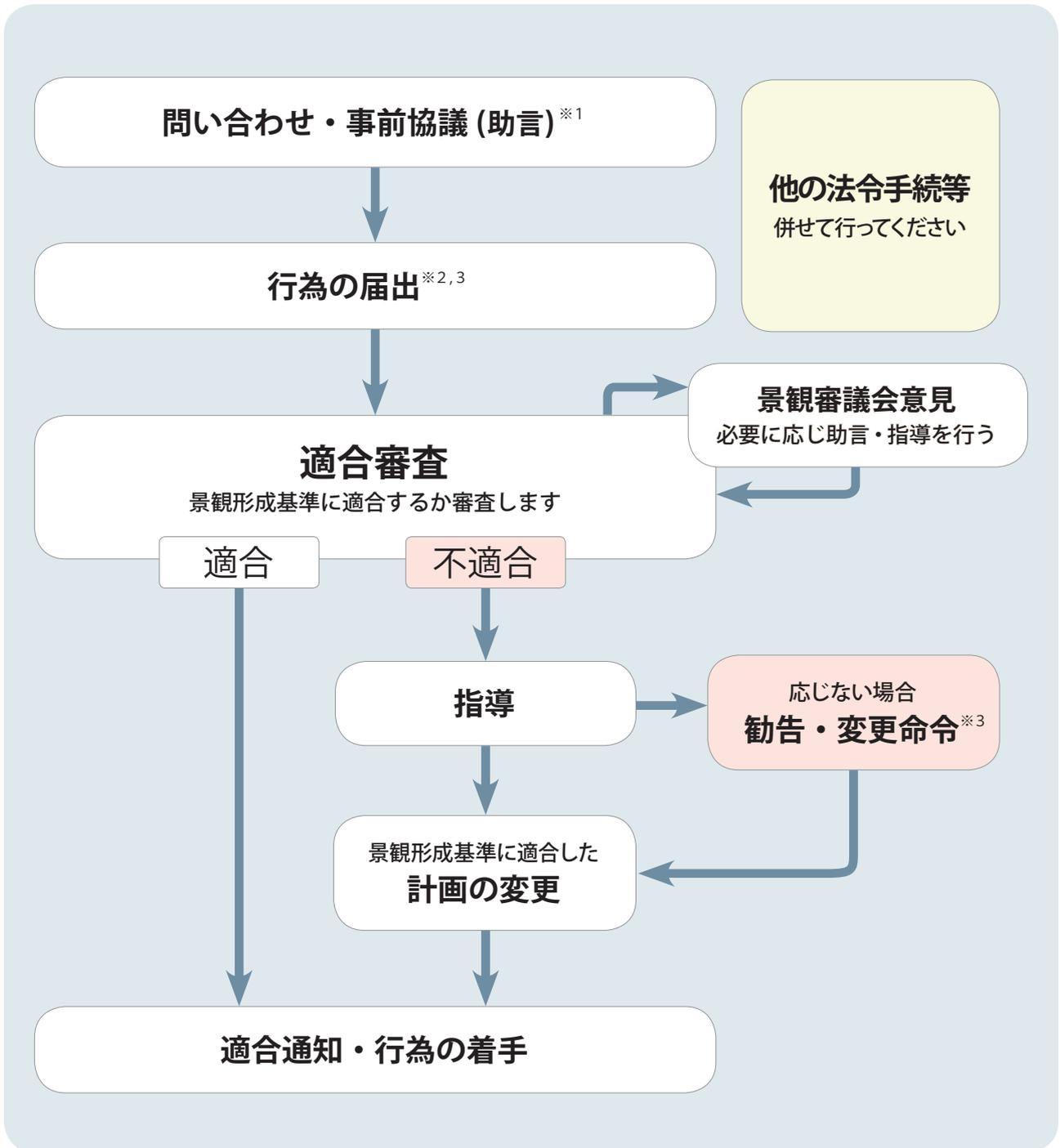
※<sup>4</sup> 土地の形質の変更：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※<sup>5</sup> 物件の堆積：屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。

※<sup>6</sup> 特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）屋外広告物の表示に関する方針は第6章を参照してください。

※<sup>7</sup> 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

◆届出対象行為に関する手続の流れ



- ※1 届出対象行為について事前協議を行っています。お困りの点がありましたら景観担当窓口までご連絡ください。大規模行為については伊那市景観条例に基づき事前協議が必要となります。
- ※2 市が届出書を受理した日から30日間(特定届出対象行為に関しては、審査の期間が最大で90日間まで延長される場合があります)経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することはできません。ただし、届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、適合通知日以降であれば着工が可能です。
- ※3 適正な届出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。
  - ・届出違反に対する罰則：30万円以下の罰金
  - ・変更命令に従わなかった場合の罰則：50万円以下の罰金、原状回復命令
  - ・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：一年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

## 2

# 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、届出対象行為に対し指導、勧告、変更命令を行うための景観形成基準及び行為の制限を、以下のように定めます。なお建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係る行為は、景観形成基準を満たさない場合は法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

地域区分(軸)に含まれる地域では、地域区分(面)の景観形成基準と地域区分(軸)の景観形成基準をあわせたものが適用されます。表中は例のように、文頭を【軸名】として青色の文字で表記します。

例：【沿道】沿道景観形成基準、【河川】河川景観形成基準、【段丘】河岸段丘景観形成基準

また景観形成重点地区では、地域区分(面)と地域区分(軸)の景観形成基準、そして景観形成重点地区の景観形成基準をあわせたものが適用されます。

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心街では、隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>住宅地では、道路側に緑化を行う空間を確保するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側の既存林を保存するなど自然景観に配慮すること。</li> <li>大規模行為<sup>*1</sup>にあつては、特に支障のある場合を除いて、10m以上道路から後退するように努めること。</li> </ul>	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</li> <li>南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</li> </ul>		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方に配慮した規模・高さとする。</li> <li>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣り合いにも配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。</li> </ul>	
	高さの <sup>*2</sup> 数値基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として31m以下とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として18m以下とすること。</li> <li>工業団地の建築物の高さは、原則として31m以下とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【沿道】高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。</li> <li>【河川】河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。</li> </ul>	

※1 大規模行為は伊那市景観条例に定める以下の行為です。

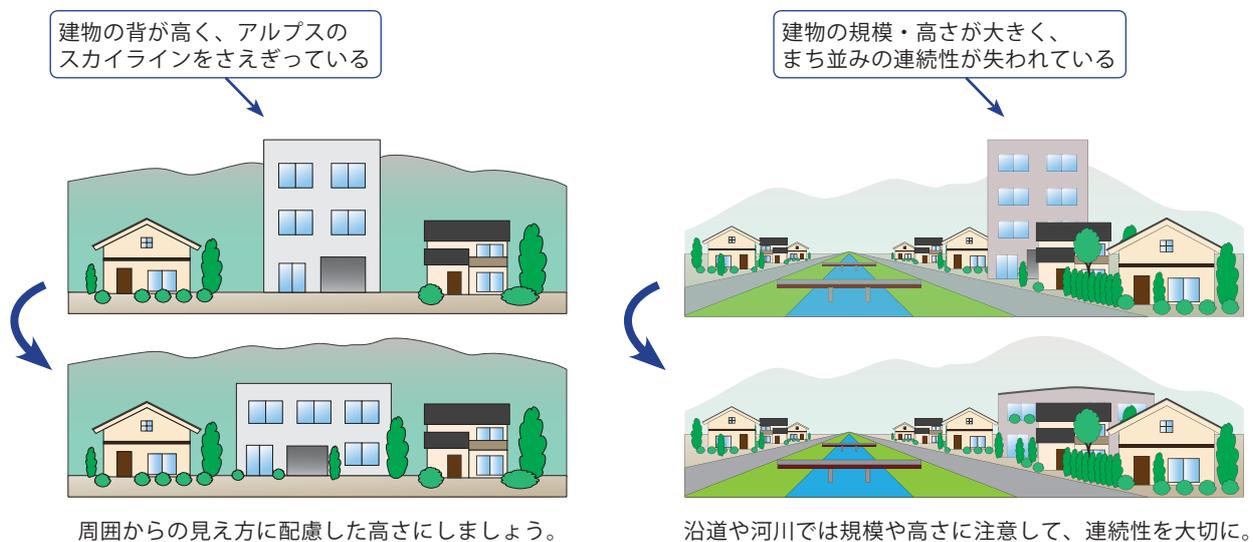
- 延べ床面積 3,000㎡を超える建築物の建築等
- 高さ 30m を超える工作物の建設等

※2 学校、病院等の公益上必要な公共施設は、高さの数値基準を適用しません。

行為制限事項		市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態※3 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心街では、正面のデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。</li> <li>高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン※4、周辺の建築物等との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみとの調和を図ること。</li> </ul>	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	材料※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。</li> <li>大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul> <p>【沿道】 道路沿いや河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</p> <p>【段丘】 段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、外観に十分配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> <li>地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> <li>反射光のある素材は極力使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。</li> <li>地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。</li> </ul>	

※3 景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

※4 スカイラインとは山や建築物等などが空を区切っていく輪郭です。



行為制限事項		市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>• 複数の色の使用等に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>• 照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。</li> <li>• 使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>• 照明を行う場合は、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</li> </ul>	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根及び外壁は、マンセル値（JIS Z 8721）による以下の色彩を基調とすること。※2 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）の色相においては彩度7以下</li> <li>○ その他の色相においては彩度4以下</li> <li>○ 明度は周辺景観と調和するよう努めること</li> </ul> </li> <li>• ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色※3として着色される部分で、景観上支障がないもの</li> <li>○ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>○ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色</li> <li>○ その他法令等で着色が義務づけられている色彩</li> </ul> </li> </ul> <p>【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 樹木や草花を活用し、通りに面した住宅や商店、オープンスペース等の緑化を行い、潤いの創出に努めること。</li> <li>• 既存の樹木をできるだけ残すよう努め、住宅地は植栽などにより、良好な集落景観の形成に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の山林と調和するよう配慮を行うこと。</li> </ul>	
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自動販売機の設置にあたっては周囲の景観に配慮し、外観は落ち着いた色彩とし、複数台の設置時は囲いで覆うなどの工夫を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門や塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>• 周囲の建築物等と比べて相当大規模な建築物等は、建物まわりに高木の配置等の緑化を行い、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>• 駐車場や自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周囲の樹林等、周囲の景観と調和するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。</li> </ul> <p>【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。</p> <p>【段丘】段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。</p>	

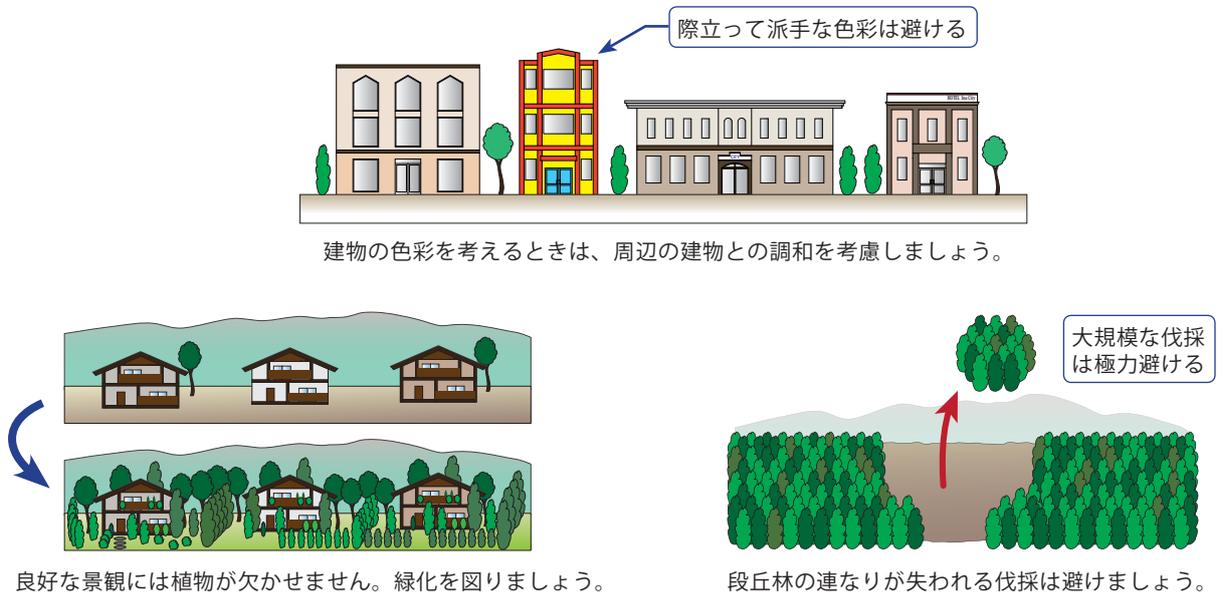
※1 景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

※2 詳しくは63ページの別表1色彩制限を参照してください。

※3 まち並みに彩りを与えるため建物の低層部や窓枠など小面積部分に行う彩色のこと。強調色とも言う。

行為制限事項		市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園
建築物及び工作物の新築増築改築移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等からできるだけ後退させるよう努めること。</li> <li>河川等の水辺や山なみなどの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>			自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>			
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。</li> </ul>	
		色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。</li> <li>光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>	
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>				
土石の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> <li>採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>				
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</li> <li>道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>				
木竹の伐採	<p>【段丘】 河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮を行うこと。</p>				

※4 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)



◆西箕輪景観形成重点地区

行為制限事項	田園	沿道	山地・高原地域
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあつては、特に支障がある場合を除いて、道路から5m以上後退するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあつては、道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。</li> </ul>
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</li> </ul>	
規模・高さ	電柱、鉄塔類は、できるだけ目立たないよう設置すること。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</li> <li>建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、個々の建築物等の規模は極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、空地を十分にとり、圧迫感等を生じさせないように努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは、原則として13m以下とすること。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景のスカイライン、田園の広がり、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみと調和する形態とすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周囲の建築物との調和に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して、質の高いものとなるよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は、周囲のスカイラインとの調和に努めること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。</li> <li>屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>非常階段、パイプ等付帯設備や、付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>		
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。</li> </ul>	
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の色彩を基調とし、周辺の景観又は周囲の建築物等と調和した色調とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。</li> </ul>			

建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

行為制限事項		田園	沿道	山地・高原地域
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</li> <li>周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> <li>駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する樹種は、地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する樹種は、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。</li> </ul>
	特定外観意匠に関する付加基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。</li> <li>敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる広告物以外は設置しないこと。</li> <li>①公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの</li> <li>②法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの</li> <li>③国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの</li> <li>④自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計 10㎡以下のもの</li> <li>⑤祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの</li> <li>⑥一時的又は仮設的なもので表示期間が 30 日を越えないもの</li> <li>⑦①から⑥までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの</li> <li>会合その他催物に関するもの</li> <li>はり紙、はり札、立看板及び広告幕類</li> <li>報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件</li> </ul> </li> <li>⑧事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>表示面の地盤面からの高さが 3.5m までのもの</li> <li>表示面積の合計が 4㎡未満のもの</li> <li>基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの</li> <li>支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、焦げ茶色のもの</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前項④及び⑧にあつては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から 1m 以上かつ交差点から 10m 以上離すこと。</li> </ul>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> <li>敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>			
土石の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。</li> <li>採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>			
屋外における物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</li> <li>道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>	

※ 西箕輪景観形成重点地区内の地域区分は33ページを参照してください。

### 1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地域の良好な景観の形成に重要な役割をもち、道路等公共の場所から望見される建造物又は樹木のうち、次の項目に該当するものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、市民の意見等を踏まえて検討し、指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、保全や管理に関する事項を定めることとします。

#### 景観重要建造物の対象

- ・ 市民に広く愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップ※になっているなど、地域のシンボルとなっている建造物
- ・ 優良なデザイン性や景観性を有しまち並みの雰囲気醸成に寄与し、造形や良好景観の規範となっている建造物
- ・ 建造時代の典型様式や伝統的技法が外観に施され地域の歴史文化を表出し市民に共通認識されている建造物

#### 市内の建築物の例



市指定有形文化財 まんこうじしょうろうもん 満光寺鐘樓門(高遠町西高遠)

※ランドマーク：地域の景観を特徴づけている山や河川、建築物、樹木などの景観要素。  
アイストップ：通りの先の建築物やまちかどの樹木といった、人の視線を引きつける対象物。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

- 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。
- 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和することが可能です。
- 外観の変更の規制により生じた損失が補償されます。

## 景観重要樹木の対象

- ・ 市民に広く愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップになっているなど、地域のシンボルとなっている樹木
- ・ 古木や巨大樹であることや心象に残る奇抜な樹容をなしているなど、地域での希少樹木や品格・風格を備えた樹木
- ・ 社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表している樹木

### 市内の樹木の例



宮の原のしだれ桜 (西春近)

#### <適用除外について>

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。ただし、県や市が県文化財保護条例や市町条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできます。(景観法第19条第3項及び第28条第3項)

## 1

## 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

## 屋外広告物に関する基本的事項

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物等について、伊那市景観計画では建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。そのために、伊那市景観計画における基本理念に基づいて、屋外広告物に関する景観形成方針を定めることとします。

また、伊那市景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と安全な掲出に向けた規制・誘導を図るため、伊那市屋外広告物条例を制定します。伊那市屋外広告物条例が施行されるまでの期間は、長野県屋外広告物条例並びに伊那市景観計画及び景観形成住民協定によるものとしします。

## 景観形成方針

自然、歴史・文化、経済活動など、伊那市の自然美や風格を損なうことなく、案内・誘導を図る広告物であるよう、以下の事項に取り組みます。

## 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- ・南アルプス・中央アルプス、河岸段丘への眺望やスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

## 規模

- ・表示面積や高さ等は極力抑え、デザインの工夫等により良好な景観の形成を図ります。

## 形態・意匠

- ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- ・建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。
- ・複数の広告物はコンパクトに集約化を図ります。

## 材料

- ・質感に配慮するなど、周辺景観と調和した素材を使用するよう努めます。
- ・耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用するよう努めます。

## 色彩

- ・基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- ・光源を使用する際は、周辺景観との調和に配慮します。

## その他

- ・歴史的資源や市民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあつては、地域のイメージ、雰囲気損ねないよう十分配慮します。
- ・放置看板は景観を損ねるとともに危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

※広告物の種類や表示面積、高さ、色彩等の具体的な基準は伊那市屋外広告物条例に定めます。

## 2

## 公共施設の整備に関する事項

地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設は、公共事業景観形成指針(別表2)により、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るように努めます。

## 市内の公共施設の例

道路



原田井1号幹線

橋梁



住民との協議で色が選ばれた虹橋

河川



天竜川と三峰川の合流点

ダム



美和ダム

公園



鳩吹公園

建築物



信州高遠美術館

## コラム 公共施設について



歴史的建造物として整備された創造館

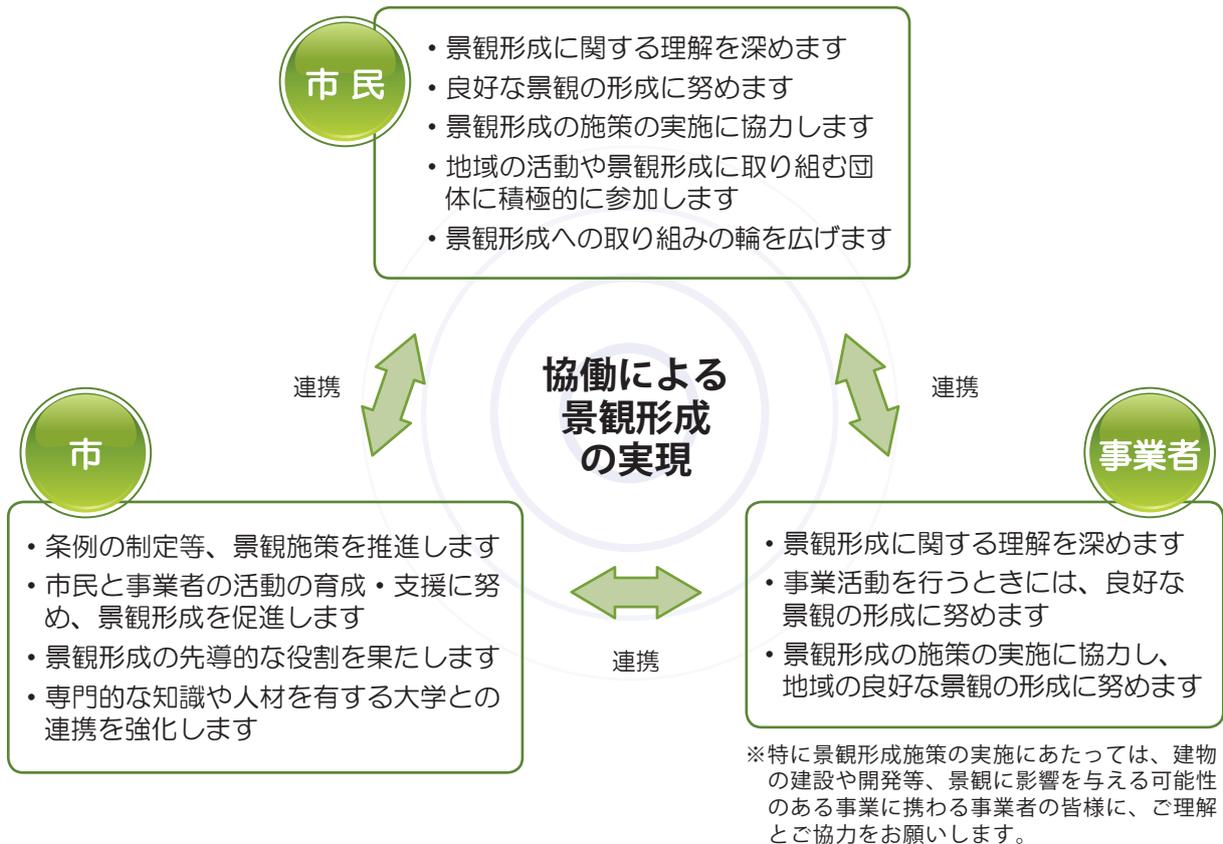


アーチ構造の水神橋

市内には、上伊那図書館(昭和5年開館)をリニューアルした創造館や天竜川に架かる昭和28年に建設された水神橋など、歴史的な趣を感じる公共施設があります。

### 1 協働による景観形成の推進

良好な景観の形成は、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことで実現します。景観形成の方針を共有し、互いに連携した協働による景観形成を進める必要があります。なかでも地域の景観を最も理解している市民の役割は大きく、市民が主体となった景観形成を推進していきます。行政との連携の仕組みや、活動の認定制度の導入など、様々な仕組みを検討し、協働による景観形成を目指します。



#### 1 市民の景観に対する意識の向上等

良好な景観の形成は、そこに暮らす住民の積極的な参加によって実現します。景観への理解が深まり、地域の景観に関心を持ち、できるだけ多くの方が景観形成に取り組むよう、景観啓発活動や、表彰制度などを設け市民意識の向上を図ります。

- ①市報等による広報活動
- ②シンポジウム・イベント等の開催
- ③各表彰制度、また表彰制度への協力

#### 2 モニター制度

市内の景観がどのように移り変わっているか現況を把握するため、個人やサポーターの方にモニターになっていただくことを検討します。新たな魅力の発見や景観形成への細かな対応が期待できます。

### 3 景観形成に取り組む組織の連携

市内には、景観形成に取り組む組織が数多くあり、精力的な活動を続けてきました。これらの組織は、市民が主体となった景観形成の中核をなしており、伊那市が景観形成の施策を進める上で、大きな役割を担う組織であるので、連携の強化を図っていきます。

#### ① 信州伊那アルプス街道推進協議会

活動エリアが平成 19 年に日本風景街道に『二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」』として登録されました。権兵衛街道、杖突街道、秋葉街道や権兵衛峠からの眺めを再認識し向上させ、多くの人が街道から見る伊那市の雄大な景色を「ながめ」「癒され」「楽しむ」ことを目的として活動しています。

#### ② アダプトシステム（信州ふるさとの道ふれあい事業、伊那市うるおいの郷づくり ふれあい事業など）

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、自治体と協定を結んだ住民が、道路や河川などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃、植栽等）ことから命名されました。

#### ③ 花と緑の運動

身近な場所に花を植え、美しい景観をつくる運動です。多くの運動が伊那市内を彩っています。桜によるまちづくりを積極的に進めるため、日本一の桜の里づくり事業を推進しています。

#### ④ 南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（長野県、山梨県、静岡県の関係 10 市町村）

南アルプスの貴重な生態系、自然景観、地形・地質などの財産を保全していくために、世界自然遺産の登録を目指し、ジオパーク、ユネスコ・エコパークへの取り組みと連動した活動を行っています。

#### ⑤ その他、多くの活動

紹介しきれなかった組織も含めて資料編に掲載します。

### 4 景観形成活動の主体づくり

NPO やボランティア団体、地元組織など様々な景観形成に取り組む団体の設立を支援するとともに、これからのリーダーとなる担い手育成の取り組みを検討します。

### 5 景観形成市民団体の認定と育成・支援

良好な景観の形成を目的として活動する市民団体を、景観形成市民団体として認定し、専門家の派遣などにより市民団体の育成を図るとともに、技術的な援助、経費の一部助成などの支援を図ります。

### 6 景観形成住民協定

#### ① 伊那市景観形成住民協定の認定

良好な景観の形成を目的として住民協定が締結される地区を、伊那市景観形成住民協定として認定し、地域住民の方々による景観形成を推進します。また市内に 13 地区ある長野県景観条例による景観育成住民協定についても、伊那市景観形成住民協定としてみなします。

#### ② 景観形成重点地区の指定

景観形成住民協定地区は、住民のみなさんの意向を尊重しながら、景観形成重点地区の指定に向けた検討をします。

## 2 景観形成推進の体制と取り組み

景観形成の目標の実現に向けて、着実に計画を実践していくために、市民や事業者、専門家等による推進体制を整えていきます。また、景観形成に対する市民意識向上のための取り組みや広域的な連携の推進を図ります。

### 体制

#### 1 景観審議会

景観計画の改定や更新、届出対象行為への助言・指導など景観形成にかかわる重要な事項について、市長の諮問に対し審議する機関です。有識者、関係機関、市民公募等により組織されます。

#### 2 景観協議会

景観計画区域の良好な景観の形成を図るために、関係する市民や事業者等が集まり必要な協議を行う組織です。また、それぞれの景観形成市民団体が情報の交換や連絡の場として相互に連携できる組織とします。

#### 3 景観整備機構

景観にかかわるNPO法人や公益法人を景観整備機構として検討します。景観重要建造物や景観重要樹木の管理、調査研究、市民への情報提供など、市民のための景観形成支援実務を実践します。

#### 4 景観アドバイザー

大学や事業者と連携し、景観に関する幅広い知識、経験を有する人材をアドバイザーとして認定します。専門的な相談の助言のほか、景観教育や啓発活動の講師などを依頼します。

### 取り組み

#### 5 啓発活動

多くの市民が景観や景観形成について基礎的な知識や見方を身につけ、景観形成にかかわることができるよう、景観に対する啓発活動を広く行います。

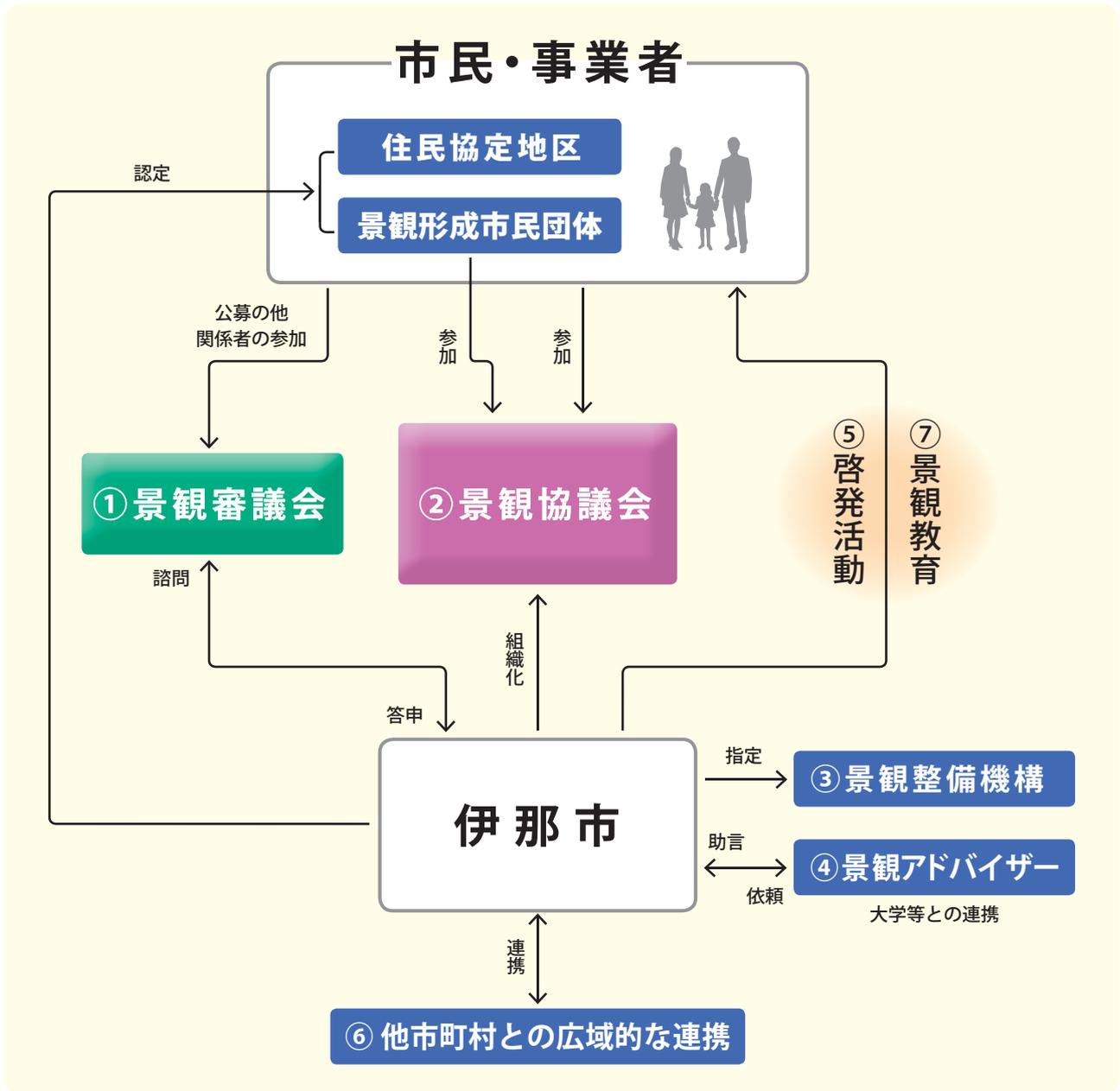
#### 6 広域的な連携

景観形成にかかわる行政機関や隣接市町村とで整合のとれた景観形成の推進するため、関係機関との協議・連携を図っていきます。

#### 7 景観教育の推進

子どもの景観に関する関心を高め、景観についての素養や育成意識を身につけてもらうため、保育園、幼稚園、小・中学校での景観教育を推進します。

◆景観形成に取り組む体制



※審査が必要となる建築物の新築や開発等の行為の届出の手続については48ページを参照してください。

コラム 協働とは

協働とは、「異なる立場や環境にある人や、異なる考え方を持った人たちが、相互理解と信頼の下に共通の目的に向かって活動し、今までにない新しいものを創り上げていくこと」といわれます。「自分たちのまちは自分たちの手で住みよいまちに」と市民が主体的に取り組み、そこに行政がパートナーとして関り、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、協力し合うことで、よりよいまちづくりができます。

伊那市市民と行政の協働基本方針（平成 17 年 1 月）

# 別表 1

## 色彩に係る基準について

### 1 景観に調和する色彩

市内の建築物や工作物の外壁の大半には赤、黄赤、黄の暖色系の色彩が使用されています。暖色系の色彩は自然に調和しやすく、樹皮や枯葉、土などの自然の色と共通性があり温かみを感じられます。一方でその他の緑や青、紫などの色彩は建物の外壁として見慣れないため違和感が生じやすいものです。

自然がつくる色彩の中で鮮やかなものは、生物や花などの小さなものをのぞくと、樹木や草の葉があります。自然の緑は彩度3～6で、新緑や紅葉の時期には彩度7程度です。



カエデの葉

建物なども自然の色に調和するよう、それらの彩度よりも落ち着いたものが色彩基準の目安となっています。そのため色彩基準の彩度の上限に差を設けています。

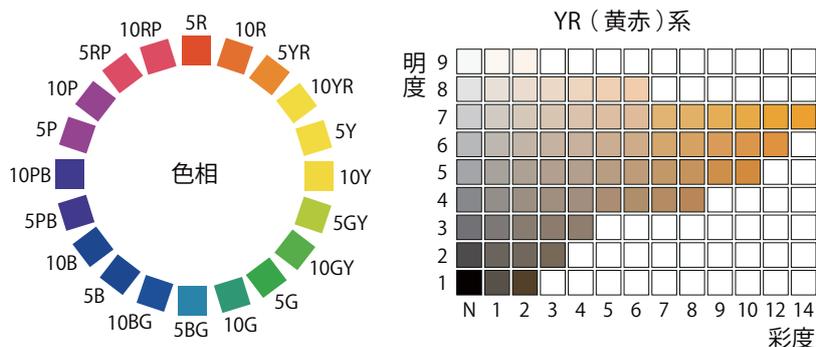
また明度についても、背景や周囲の自然と同じ程度となるものが穏やかな景観をつくれます。高明度や低明度の色彩の使用の際は、遠方からの見え方や周辺との調和に十分配慮して良好な景観の形成に努めましょう。



暖色系の色である土と木材を用いた塀

### 2 色彩の表し方

伊那市景観計画では色彩を正確に表すための尺度として、マンセル値を使用します。マンセル値とはマンセル表色系によって決まる色の値で、色の表示方法として一般に広く利用されています。日本では JIS Z 8721 として規格化されています。マンセル表色系では一つの色彩を「色相」「明度」「彩度」の三つの属性の組み合わせによって表現しています。下の表にそれぞれの説明をします。



色相	色相は赤や青や黄といった色味のことで、色味を赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)とその中間の黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)に分け、さらに10段階に区切ったものを表示方法として用います。
明度	黒を0、白を10として明るさの度合いを表し、色相には関係なく表します。
彩度	鮮やかさを0から16程度までの数値で表します。白や黒、グレーなどの色味がない色(無彩色)を0とし、色が鮮やかになるにつれて数値が高くなります。色相・明度により彩度の上限は異なります。

10YR 8.0/1.5

じゅう ワイアール      はち の いってんど  
**10 YR**      **8.0 / 1.5**  
 色相                      明度                      彩度

色の表記法は、上記のように三属性を併せて「色相 明度 / 彩度」と表記します。(無彩色は「N 明度」と記す場合もあります)

### 3 色彩に係る行為の基準

昨今の景観を構成する素材は、素材技術の発達により、自然素材から人工素材へと大きく変化し、様々な人工の色彩が見られるようになりました。色彩は、景観形成を進める上で重要な要素で、建物の規模や形などと同様に周辺の景観に大きな影響を与えます。そのため伊那市では、周辺景観に与える影響が大きく、調和の難しい色彩の使用を制限し、良好な景観の形成を図るものとします。

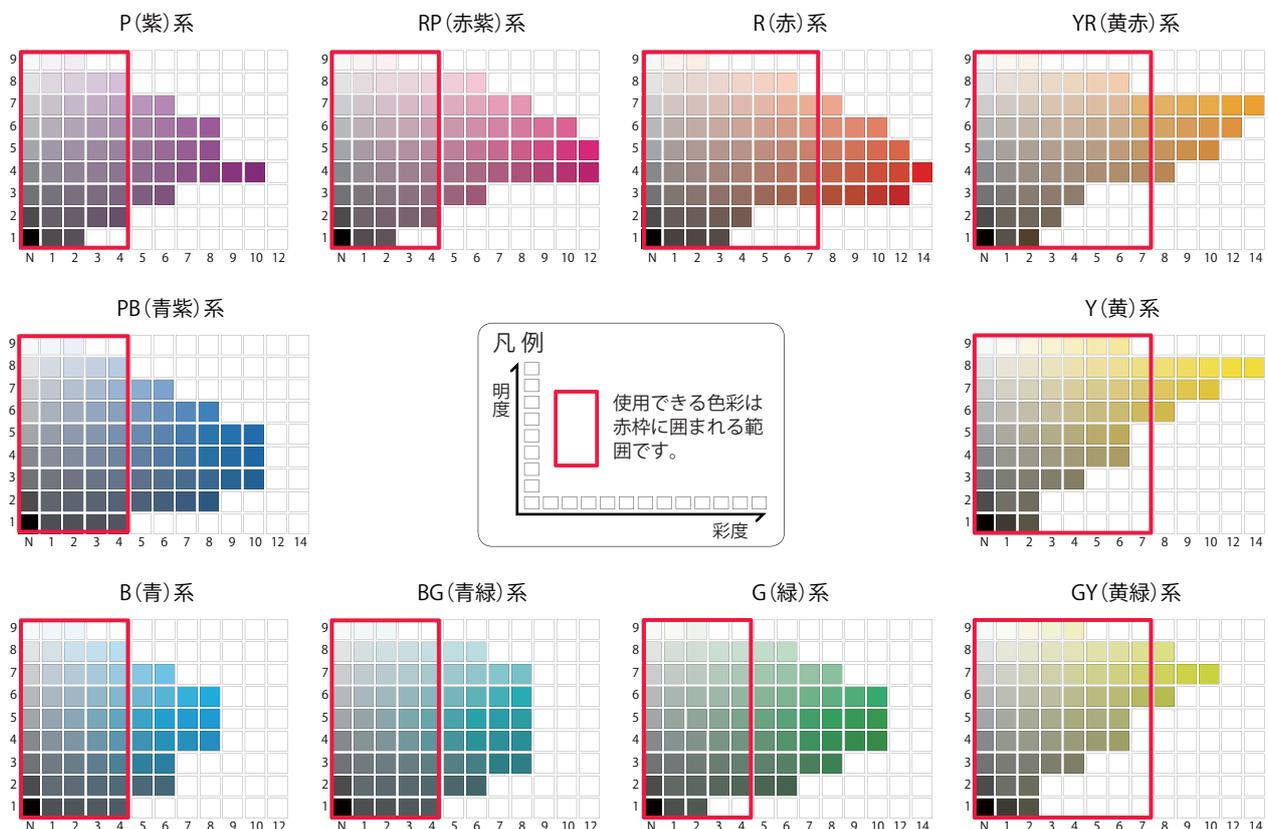
建築物、工作物の屋根及び外壁に使用できる色彩は下記のとおりです（マンセル値による）。

- 赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）の色相においては彩度7以下
- その他の色相においては彩度4以下
- 明度は周辺景観と調和するよう努めること

ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- その他法令等で着色が義務づけられている色彩

#### ■ 色見本による色彩制限の範囲



※本別表に示す色見本は実際と異なる場合があるため、JIS規格による塗装色見本等を参考にしてください。

## 1 伊那市公共事業景観形成指針

## 第1章 基本方針

- 1 事業の目的及び機能性、安全性、経済性に十分配慮したうえで、意匠の向上、潤いのある空間の創出に努める。
- 2 周囲の環境、景観との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 3 事業相互の連携により、周辺の景観と調和した一体的な景観の形成に努める。
- 4 伊那市の景観特性である山岳眺望景観や道路、河川、河岸段丘のある景観の質を高めるため、次の事項に留意し、地域への導入部となる道路等からの見通しや、地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の形成に努める。
  - (1) 良好な景観の形成に資する南アルプス・中央アルプスや河岸段丘等のランドマーク（※）への眺望を阻害することのないよう努める。（※その地域の象徴あるいは目印としての特徴を持つ事物・景観。）
  - (2) 沿道からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる良好な景観との調和に努める。
  - (3) 眺望景観を構成する河川、河岸段丘の整備に努め、良好な眺望景観の保全・育成に努める。
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の存する敷地の周辺での事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことのないよう配慮する。

## 第2章 共通指針

- 1 のりめん  
法面  
安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。
- 2 擁壁  
安全上支障のない範囲で形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。
- 3 附属物（標識、防護柵、照明施設等）  
構造、意匠及び色彩について、地区の特性を踏まえたものとする等、安全上支障のない範囲で周辺の施設と調和するよう努める。
- 4 緑化、植栽  
潤いのある良好な空間創出のため、既存植生を極力生かしながら大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や、生態系にも配慮し在来種などの地域に根付いた樹種を選定するなど、地域の特性を生かして、周辺の景観と調和するよう努める。
- 5 占用工作物（電柱、広告物等）  
道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

## 第3章 施設別指針

### 1 道路

道路は人々の往来や物流等、一般交通のための最も基本的な施設である。道路沿いにはまち並みや田園、山なみの遠景など多くの景観が広がり、通行する人々にとって視点場となる場所が数多く存在する。

このため、その整備にあたっては、山地・森林や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては周辺の自然環境への影響に留意し、都市部においては沿道のまち並みや建築物等と調和するよう配慮する。

#### (1) 路線の選定

良好な景観を有している地域にあつては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺の景観と調和するよう配慮する。

#### (2) トンネル及びロックシェッド

トンネル及びロックシェッド（※）の坑道は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。（※道路や鉄道上に設置する落石対策用のトンネル状防護施設で、覆い工、洞門工とも呼ばれる。）

#### (3) 高架橋

橋台、橋脚、橋桁、高欄、防音壁等の意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。

#### (4) 交差点構造物

信号機柱、標識、照明施設等について、色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮する。

#### (5) 歩道及び自転車道

①舗装は必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、色彩にも留意し、周辺の景観と調和するよう配慮する。

②植樹<sup>ます</sup>柵、ストリートファニチャー（※）等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺の景観と調和するよう配慮する。（※ベンチなど、道路（主に歩道）上に設置する構造物。）

#### (6) 横断歩道橋

橋の意匠、色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付け部等は必要に応じ緑化するよう努める。

#### (7) 地下歩道

①上屋の意匠、色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

②地下部は、安心感と明るさを持つ空間となるよう配慮する。

#### (8) 緑の保全と緑化

①市街地地域内の道路は、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・森林、田園地域は、地域の特性に応じた植樹帯を設ける。また、樹種については、長期の維持管理が可能なものを原則として選定する。

②視点場となる地点は、必要に応じ小公園等として緑化修景し、憩いの空間を創出するよう配慮する。

③中央分離帯や交通島は、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。

#### (9) 照明設備

①街路灯等の照明設備の設置は必要最小限とし、周辺の景観に調和した形状、色彩とするよう努める。

②電気配管配線は地中とし、器具はLED照明とするよう努める。

#### (10) 無電柱化

電柱、電線類は、地中化や裏配線等について検討し、都市景観の向上に努める。

## 2 橋梁<sup>きょうりょう</sup>

橋梁は、人や車の通行だけでなく水辺景観の要素としての役割も大きく、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の形成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山なみ、まち並みとの調和に配慮する。

### (1) 橋梁本体

構造形式、素材、意匠及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

### (2) 高欄、照明施設等

①配置、意匠、色彩、素材等は、橋梁本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。

②必要に応じ広場等を設ける場合は、周辺の環境と調和するよう配慮する。

### (3) 橋詰広場<sup>はしづめ</sup>

橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう周囲の景観と調和した広場の整備に配慮する。

## 3 河川

河川、水路、湖沼等は古くから地域と深いかわりを保ちながら、治水、利水の両面から人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、治水、利水機能に支障のない範囲で自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する。

### (1) 護岸

①構造等は周辺の景観と調和するように配慮する。

②動植物の生態系に配慮した構造とするように配慮する。

### (2) 高水敷（川沿いの洪水時に水につかる一段高い敷地。）

地区の特性を生かした緑化等により周辺の景観と調和するように配慮する。

### (3) 緑の保全と緑化

①堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き緑化に努める。

②水辺林等の自然は、洪水の流下に支障がない範囲において保全するよう配慮し、また、親水環境整備を図るよう努める。

## 4 ダム・えん提

ダム及びえん提を設置する場合には、安全性等に支障がない範囲で自然景観との調和に配慮する。

### (1) 構造物

できる限り周囲の自然環境と調和するように配慮する。

### (2) 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

## 5 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、景観形成上からも重要な要素であるため、周辺景観との調和に配慮する。

- (1) 斜面の表面は、安全性等を考慮したうえで、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。
- (2) 構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- (3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。

## 6 公園・緑地

公園、緑地は、地域のなかにおける身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する。

### (1) 施設

材料、意匠は、安全性、機能性に支障のない範囲で周辺景観と調和するように配慮し必要に応じ自然素材の導入に努める。

### (2) 緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や、既存緑地の利用を図り周辺の景観と調和した緑化に努める。また、地区の自然、歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

## 7 農地・森林

農地、森林は、自然の地形等を背景に気候風土に適した形で農林業が営まれるなかで、地域ごとに個性ある美しい景観を創り出してきた。

農地は、農産物の供給地であるとともに田園景観、里山景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、市全体に占める面積の割合も大きく、市の景観形成において果たす役割は大きい。

このような地区の景観を保全、育成するためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

- (1) 農業基盤の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、潤いのある農業景観の形成に努める。
- (2) 森林の保育事業の実施にあたっては、住民の要請にこたえられる健全で活力のある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の形成に努める。
- (3) 休耕田や耕作放棄地は有効活用を図り、周辺の良好な景観を阻害しないように努める。

## 8 建築物

学校施設、福祉施設、集会施設、公共住宅施設等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、潤いのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす。

整備にあたっては、敷地内に限定せず広く公共空間と連携させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。

また、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努める。

### (1) 建築物

#### ①位置・配置

- (ア) 山際に配置する場合は、できる限り低い位置に設置し、りょう線を遮らないよう配慮する。
- (イ) 敷地の形状により、建造物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。
- (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は木立を生かした配置計画に努める。

#### ②意匠

- (ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。
- (イ) 屋根の形状は、背景となる山なみ等周辺の景観と調和するよう努める。
- (ウ) 壁面は、窓際にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。
- (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。
- (オ) 屋根階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。

#### ③色彩

- (ア) 周辺景観との調和に配慮し地区の特徴を生かした色彩とする。
- (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。
- (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するように努める。

#### ④素材・材料

- (ア) 気候、風土など地区の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。
- (イ) 地元材の効果的な活用を図り、地区の特性を生かした景観の形成に努める。

## (2) 敷地境界施設（門、塀等）

## ①位置・配置

できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。

## ②意匠

建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないように努める。

## ③色彩

建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図り、周辺の景観と調和するよう努める。

## ④素材・材料

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地元材の効果的な活用により周辺の景観と調和するよう努める。

## (3) 敷地内付属施設

①車庫、自転車置場等は建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。

②ごみ収集場、浄化槽等は配置の工夫や樹木での遮へい等により極力目立たないよう努める。

③駐車場等は、広範囲にわたる単調な空間とならないよう緑化等に努める。

## (4) 敷地内の緑化

①植栽木の配置の工夫により、四季を通して潤いとやすらぎのある環境を創り出すよう努める。

②植栽にあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や地区の自然植生を考慮した樹種選定に努める。

③敷地境界等は、生け垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

## 9 上・下水道

上水道、下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地区住民と深いかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから地域の景観を形成するうえで重要な要素となっている。

このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。

## (1) 施設

意匠・色彩は、地域の特性を生かし周囲の景観と調和するよう配慮する。

## (2) 緑化

施設配置を考慮し、植栽等を行い周囲の景観と調和するよう努める。

## 1 市民アンケートの結果概要

### 調査の方法

地域、性別、年齢が均等になるよう選び出した 3,000 人の市民を対象に、景観に対する意識を把握するためアンケート調査を実施しました。

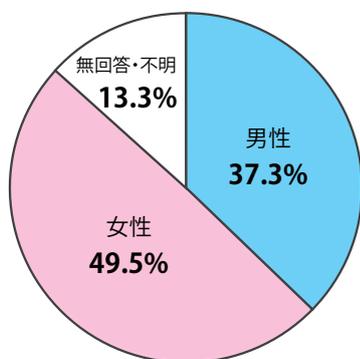
- ① 調査期間 : 平成 23 年 11 月 8 日～ 11 月 24 日
- ② 調査対象 : 市民
- ③ 調査方法 : アンケートの郵送配布
- ④ 配布数 : 3,000 票
- ⑤ 回収数 : 1,251 票 (回収率 41.7%)

### アンケートの結果

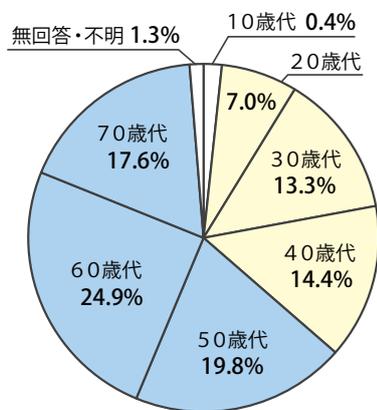
#### 【問 1】回答者について

性別と年齢、お住まいの周辺環境は、性別は女性が 49.5% と男性 37.3% より多く、年齢は 60 歳代が 24.9% と最も多い結果となりました。

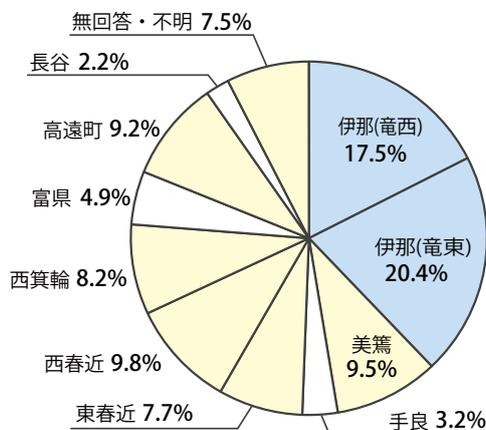
● 性別



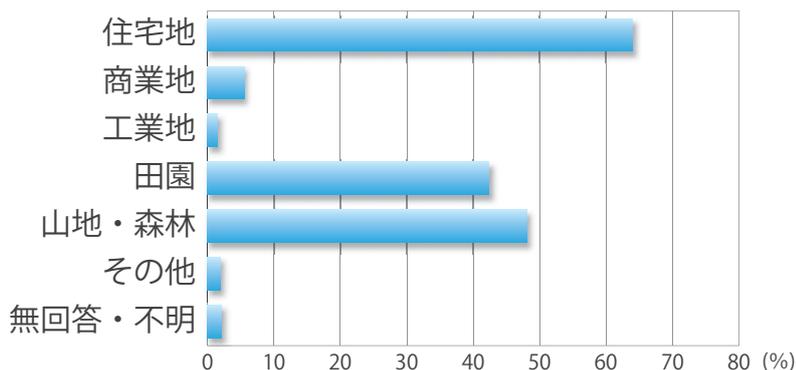
● 年齢



● 住居がある地域



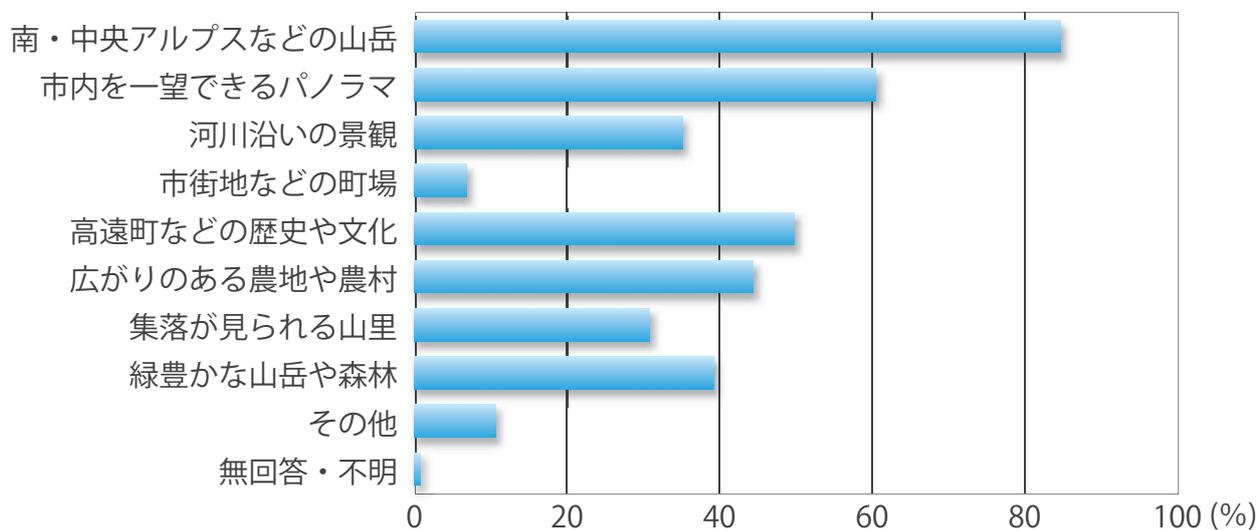
● 住居の周辺環境 (複数回答)



【問2】伊那市らしい景観（複数回答）

“伊那市らしい”と感じる景観は、「南アルプス、中央アルプスなどの山岳の景観」が8割を超え最も多く、次いで、「市街地・田園地帯を一望できるパノラマ景観」（60.5%）、「歴史・文化を感じさせる景観」（49.8%）と続いています。

選択肢	回答数(人)	割合(%)
ご自宅や町なかから望める、南アルプス、中央アルプスなどの山岳の景観	1,059	84.7
高台から眺める遠くの間々や、市街地・田園地帯を一望できるパノラマ景観	757	60.5
市街地や田園地帯を流れる河川沿いの景観	439	35.1
市街地などの町場の景観	85	6.8
高遠町などの歴史・文化を感じさせる景観	623	49.8
山々や段丘などの緑や紅葉などにふちどられた、広がりのある農村景観	555	44.4
山沿いや山あい集落が見られる山里の景観	385	30.8
河川の上流や山のふところ深くに見られる緑豊かな山岳・森林景観	490	39.2
その他	132	10.6
無回答・不明	10	0.8



### 【問3】大切にしたい伊那市の景観資源とその理由

大切にしたいと思う伊那市の景観資源とそれを見たときに感じる印象や大切にしたい理由を質問しました。景観資源は東西の南アルプス、中央アルプスの山岳景観、高遠の桜をはじめとした桜の咲いた景観を大切とする意見が多い結果となりました。また、山なみを背景とする伊那谷全体や田園などと複合した景観を愛する声も多く見られます。それらの景観に対する印象は、視覚的な印象の「美しい、広々とした、大きい、雄大」、雰囲気的な印象の「歴史を感じる」、心理的な印象の「心が晴れる、安らぐ」等が多いものでした。

#### ● 大切にしたい景観資源(多い順)

資源種別	指摘数 (%)	指摘上位の資源と指摘数	
山なみ・山岳	658 (26.2)	南アルプス・仙丈ヶ岳	275
		中央アルプス・西駒ヶ岳	143
		南アルプス	94
		山全般	84
		アルプス以外の低い山	62
複合景観	464 (18.5)	山と他の景観	217
		全景景観	147
		沿道沿川景観	35
		山以外の複合景観	33
緑・花	380 (15.1)	高遠の桜	151
		伊那谷の桜	96
		桜	24
		木・森	49
		紅葉	35
		花	25
河川・湖沼	203 (8.1)	天竜川	70
		三峰川	48
		天竜川・三峰川	18
		その他の河川	24
		湖	23
建造物	156 (6.2)	古社寺・古民家	76
		現代建築	34
		工作物	31
		近代・昭和建築	15
全資源合計		2,510	

資源種別	指摘数 (%)	指摘上位の資源と指摘数	
公園緑地	149 (5.9)	高遠城址	51
		春日公園	27
		鳩吹公園	10
		その他の公園	34
		広場、緑地	16
		庭園等	11
田園	145 (5.8)	田園	78
		農地	43
		集落	24
		集落のうち山里の集落	18
市街地	127 (5.1)	高遠城下町	68
		伊那市街地	29
		伊那部宿	21
		高遠町市街地	6
		伊那のレトロなまち並み	3
交通路	85 (3.4)	旧街道	38
		一般道路	37
		レクリエーション道路	6
		鉄道・交通機関	4
添景物	41 (1.6)	石像・石碑・石仏	30
		石像・石碑等	10
		いわれのある自然石	1
段丘・扇状地等	23 (1.0)	河岸段丘	19
		扇状地	2
		地質景観	2
その他	79 (3.1)	空など	27
		風物詩等	20
		その他	32

#### ● 大切にしたい景観資源のイメージ

資源種別	語数	印象の種類 (%)					多かった言葉の順位			
		視覚	雰囲気	地域性	心理的	賛辞	1位	2位	3位	4位
山なみ・山岳	804	53.2	15.5	6.6	22.0	2.6	雄大な	心地良い	美しい	広々感
複合景観	612	59.4	13.1	7.4	18.2	2.0	広々感	心地良い	美しい	雄大な
緑・花	366	38.0	19.9	6.8	26.5	8.7	美しい	心地良い	色取良	季節感
河川・湖沼	216	35.0	29.5	8.8	25.3	1.4	心地良い	美しい	自然保持	歴史性
田園	159	34.5	35.2	9.4	20.8	0.0	広々感	心地良い	豊か / 安心	美しい
建造物	150	13.3	18.7	48.0	18.7	1.3	歴史性	心地良い	風情	自然 / 元気
公園緑地	146	39.7	17.1	18.5	21.9	2.7	歴史性	心地良い	美しい	見通し良
市街地	134	17.2	20.9	45.5	13.4	3.0	歴史性	風情	心地良い	他分散
交通路	87	21.8	24.1	29.9	21.8	2.3	歴史性	心地良い	美しい	風情
添景物	31	16.1	9.7	54.8	19.4	0.0	歴史性	心地良い	他語分散	
段丘・扇状地等	21	42.9	4.8	33.3	9.5	9.5	地史性	特徴空間	他語分散	
風物詩・空等	79	30.4	25.3	3.8	35.4	5.1	心地良い	美しい	心晴れる	夢想的
全体	2,805	43.1	18.7	13.2	21.6	3.1	心地良い	美しい	広々感	歴史性

※本表の「多かった言葉の順位」は印象・イメージの語句を分類、集約しています。2ページの図で紹介した語は編集前のものです。

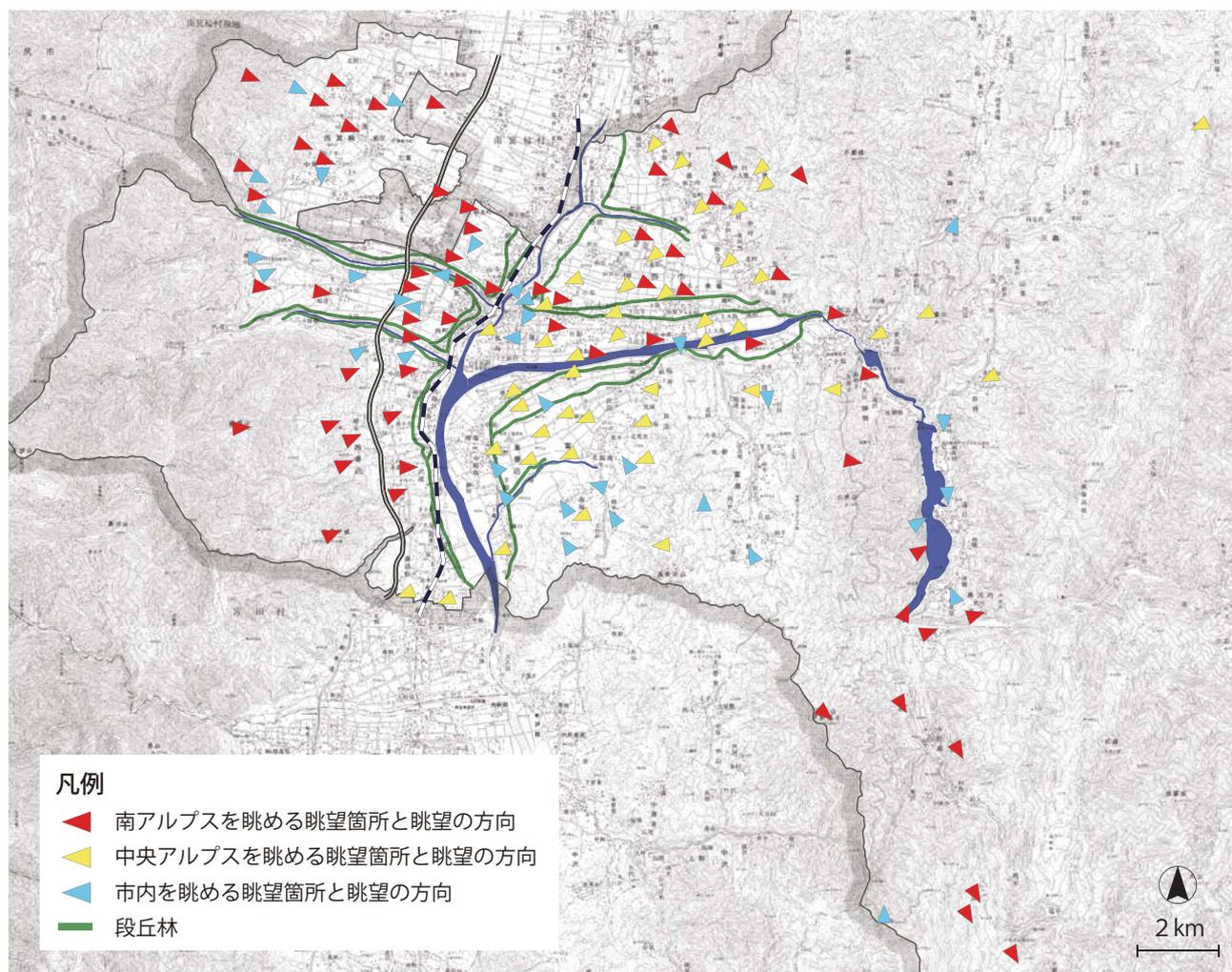
山なみ・山岳に次いで多い複合景観は伊那市の大きな特徴で、山なみを眺める時に、手前の市街地や河川、広々とした農地、段丘林など様々な要素が山なみと複合し、広々とした心地の良い印象を生み出しています。こうした種々の景観を楽しむことのできる眺望箇所が多数あるのも本市の特色です。アンケートでは眺望箇所とそこからの眺め（眺めの対象）がセットとなった景観資源に対する指摘の総数が666（複数回答）に上り、その中から眺める方向が南・中央アルプスの方向（東西方向）となる指摘を下表にまとめました。

● 眺めの対象が東方向・西方向となる資源の指摘数

資源の種類	東方向の眺めの対象と指摘数		西方向の眺めの対象と指摘数	
山なみ・山岳	南アルプス・東の山なみ	78	中央アルプス・西の山なみ	67
	仙丈ヶ岳等の高山	46	西駒等の高山	16
	低山	1	低山	1
複合景観	伊那全景	99	伊那全景	23
	山と他要素	88	山と他要素	42
	山を含まない複合景	16	山を含まない複合景	2
	見下ろす夜景	18	見下ろす夜景	10
その他の単一の景観	河川湖沼	1	河川湖沼	4
	段丘	3	田園	2
	田園	1	市街	1
	市街	6	公園	2
	桜・紅葉	4	桜・紅葉	1
	合計	361	合計	171

下図はアンケート及び地域別景観懇談会で得られた眺望箇所とその方向の図です。市内には、東西のアルプスの山岳景観、山なみとの複合景観を望むことができる良好な眺望箇所が広がっていることが分かります。

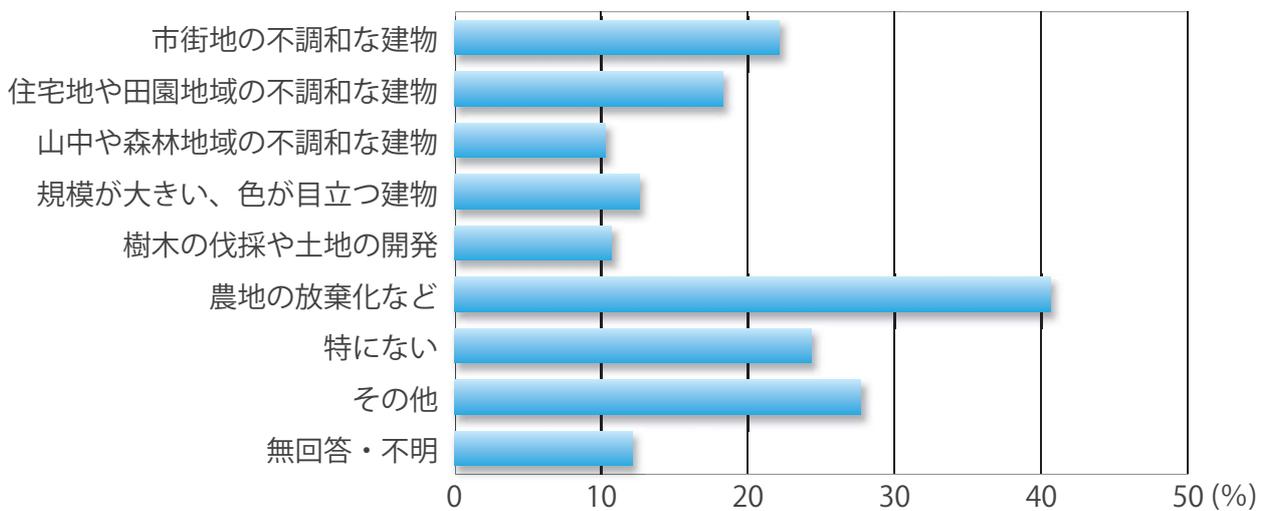
● 市内の眺望箇所と眺望の方向



【問4】良好な景観を害している建物・工作物（複数回答）

良好な景観を害していると思う建物・工作物（人工的に設置されたもの）や場所は、「農地の放棄化」が4割で最も高く、次いで、「その他」（27.7%）、「特にない」（24.3%）と続いています。

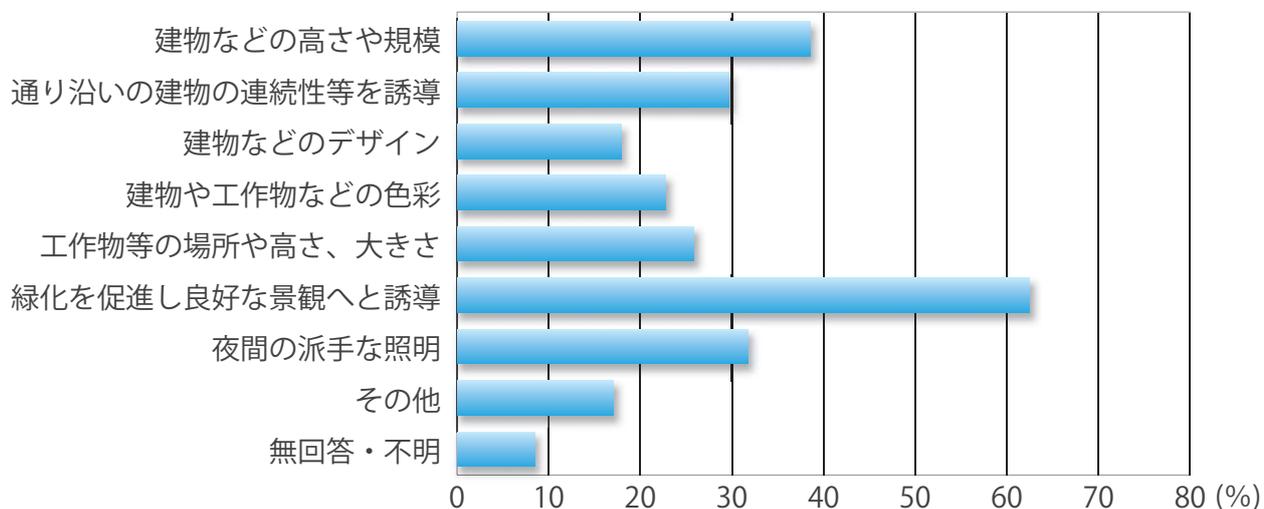
選択肢	回答数(人)	割合(%)
市街地などで周囲と調和がとれていない建物や工作物がある	277	22.1
住宅地や田園地域で周囲と調和がとれていない建物や工作物がある	229	18.3
山中や森林地域などに周囲の自然と調和のとれていない建物や工作物がある	129	10.3
大きさや色彩で良好な景観を害している建物や工作物がある	158	12.6
周囲の景観となじまない大がかりな樹木伐採や土地の開発をしている場所がある	134	10.7
農地の放棄化などで、田園景観の質が低下している場所がある	508	40.6
景観を害していると感じる建物や工作物は特にない	304	24.3
その他	346	27.7
無回答・不明	151	12.1



### 【問5】良好な景観を守り育てるために必要なルール(複数回答)

良好な景観を守り育てるために必要なルールとして、「緑化を促進し気持ちの良い景観へと誘導する」が6割で最も多く、次いで、「地域に不釣り合いにならないよう建物などの高さや規模を制限する」(38.6%)、「夜間の派手な照明を制限する」(31.7%)と続いています。

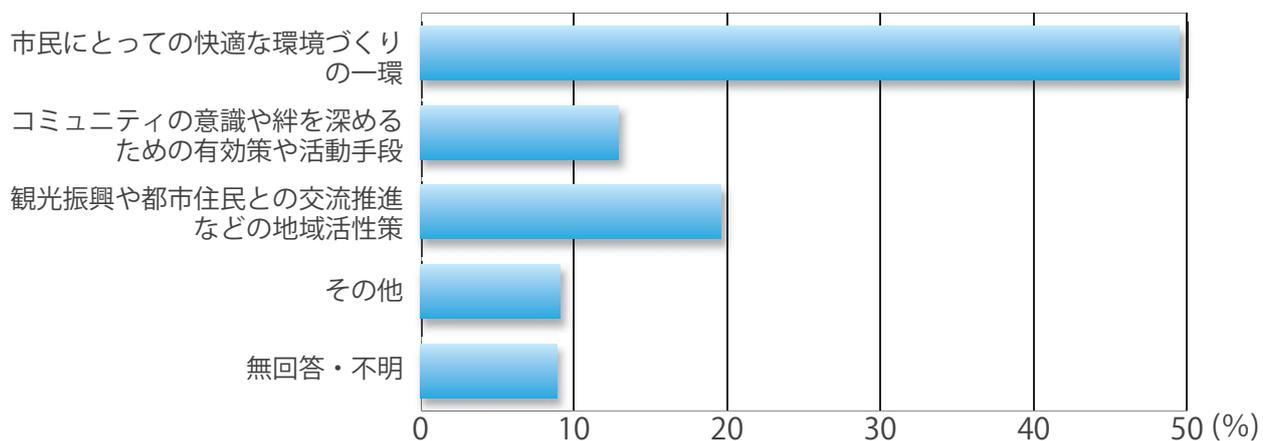
選択肢	回答数(人)	割合(%)
地域に不釣り合いにならないよう建物などの高さや規模を制限する	483	38.6
通り沿いの建物などの壁をそろえたり、通り沿いの歩行空間に余裕をもたせたりできるよう誘導する	371	29.7
極端な形にならないよう建物などのデザインを制限する	224	17.9
建物や工作物などの色彩を制限する	285	22.8
工作物などを設置する場所や高さ、大きさを制限する	323	25.8
緑化を促進し気持ちの良い景観へと誘導する	782	62.5
夜間の派手な照明を制限する	396	31.7
その他	214	17.1
無回答・不明	106	8.5



### 【問6】景観づくりを考えた場合に目指すべき方向

これからの伊那市の景観づくりを考えた場合、どんな方向を目指すべきかという質問に対しては、「市民にとっての快適な環境づくり」(49.5%)が最も高く、次いで、「観光推進・交流推進など地域活性化」(19.6%)、「コミュニティの意識や絆を深めるため」(12.9%)と続いています。

選択肢	回答数(人)	割合(%)
市民にとっての快適な環境づくりの一環として推進する	619	49.5
コミュニティの意識や絆を深めるための有効策や活動手段として推進する	162	12.9
観光振興や都市住民との交流推進などの地域活性化策として推進する	245	19.6
その他	114	9.1
無回答・不明	111	8.9



## 2 地域別景観懇談会

景観計画の策定にあたり地域の住民の意向を反映できるよう、地域別懇談会を開催し、地域の特性、景観資源、景観阻害要素についてたくさんの情報をいただきました。

夕方6時30分から2時間程、都市計画マスタープランにより区域分けされた10地域で、参加した地域の住民がワークショップ形式で協議を実施しました。協議は5～10人の班ごとに地図や作業シートを用いて行われ、景観資源、景観阻害要素などの意見が活発に交換されました。

守りたい風景がある

美しい景観は伊那市が持つ素晴らしい次世代に引き継ぐ宝物です

この景観を守り育てるための計画を作っています  
あなたの地域の大切な風景を教えてください  
地域の景観についての懇談会を開催します

どなたでもご参加ください  
風景を守りたいと思っている方  
興味がある方 伊那市の風景が好きな方

地域別景観懇談会開催

開催日時・場所は裏面をご覧ください





**懇談会の内容**

地域の大切にしたい風景を  
ワークショップで話し合います

・**テーマ**  
「地元にとって大切な風景の要素を見つけ出す」

・**方法**  
数人のグループに分かれ、  
地域の図面を広げて自由に話し合います



地域	開催日	開催場所	会場
手良	1/25 (水)	手良公民館	講堂
美篤	1/27 (金)	美篤きらめき館	講堂
高遠	2/1 (水)	高遠町総合福祉センター「やますそ」	201～203会議室
長谷	2/3 (金)	気の里ヘルセター橋の木	研修室
富県	2/7 (火)	富県ふるさと館	講堂
東春近	2/8 (水)	春近郷ふれ愛館	講堂
西春近	2/10 (金)	西春近公民館	2階講堂
西箕輪	2/13 (月)	西箕輪公民館	講堂
竜東	2/15 (水)	伊那公民館	4階講堂
竜西	2/17 (金)	いなっせ	701・702会議室

開催時間は全地域で午後6：30～8：30を予定しています

お問い合わせ先

伊那市役所  
建設部都市整備課  
電話  
0265-78-4111  
内線 (2521)

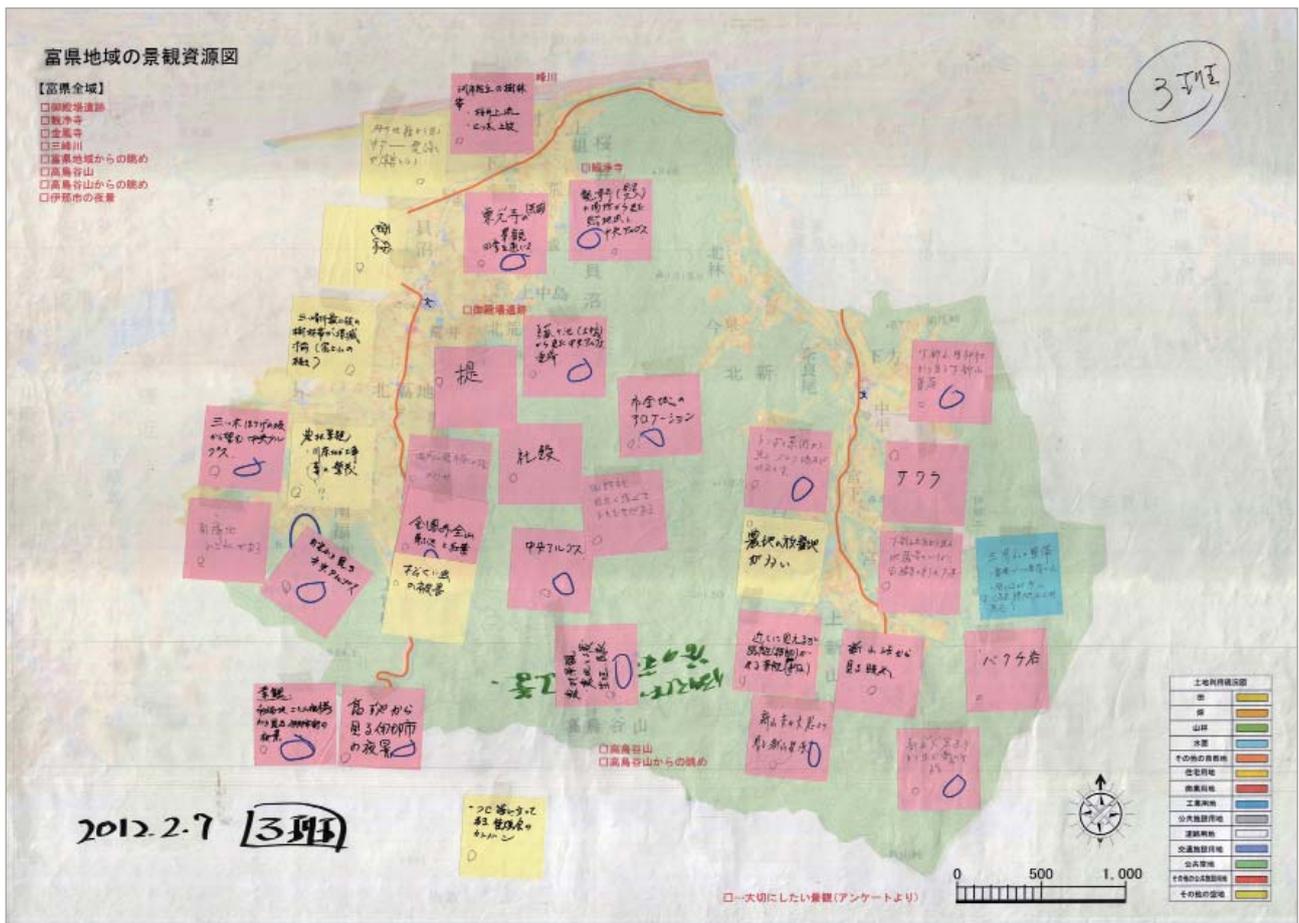


表面の写真 伊那スキーリゾートより撮影  
裏面の写真 熱田神社 三峰川 高遠の桜

地域別懇談会開催チラシ

下の図は参加者の方々から出された景観資源をまとめた作業シートです。山岳や田園、高台の眺望、天竜川などの河川景観、段丘林に生息する生き物など様々な景観資源が出されました。

参加した方々のどなたもが気に入りの場所や眺めをお持ちで、協議を進めていくにつれ会話に花が咲き、和気あいあいとした雰囲気の中で作業が行われました。



富県地区の作業シート



西春近地区の作業の様子



美篁地区の作業の様子

## まとめ

### 【伊那(竜西)】

開催概要	2月17日 17名(いなっせ)
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>山裾から天竜川まで続く地域で、小沢川やますみヶ丘など自然が豊かな区域と春日城址や伊那部宿、市街地など文化的な区域がある。</li> <li>南アルプス、中央アルプスともに良好な眺望点が多い。段丘面の田園からは視界を遮る建物が少ない。</li> <li>春日公園や伊那部宿は歴史文化を伝えており、大切な景観資源である。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>山裾や田園地帯からの眺望</li> <li>ますみヶ丘の酪農</li> <li>市街地の路地や昭和の雰囲気醸すまち並み</li> <li>小黒川、小沢川</li> <li>伊那部宿、春日城址公園</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の宅地化</li> <li>平地林の伐採</li> <li>商店街の空き店舗、シャッター</li> <li>資材置き場の塀や産廃</li> </ul>

### 【伊那(竜東)】

開催概要	2月15日 18名(伊那公民館)
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川、三峰川と河岸段丘、河川沿い、上の原の農地、商店、住宅地など様々な要素があり、景観資源も豊富な地域である。</li> <li>中央アルプス、南アルプスの良好な眺望点が広がっている。</li> <li>地域北部に史跡や古墳があり、段丘林にはオオムラサキ等の貴重な生物が生息する。</li> <li>美しい河川景観、伊那公園の桜がある。</li> <li>山なみだけではなく手前の農地や市街地が山なみと同時に見えて美しい。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>上の原、上牧の田園風景</li> <li>両アルプスの良好な眺望</li> <li>河川景観</li> <li>様々な動植物</li> <li>伊那公園の桜</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>河岸段丘の手入れ</li> <li>空地・空店舗</li> <li>三峰川の濁り</li> <li>河川の雑木など</li> <li>商店の看板など</li> </ul>

### 【富県】

開催概要	2月7日 42名(富県ふるさと館)
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くからの家並みが残り、生け垣と背景にある段丘面の緑が調和している。</li> <li>中央アルプスの山なみを背景とした広大な農地を誇りに感じているが、昨今では農地への住宅の進出も心配される。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な田園風景</li> <li>高鳥谷山</li> <li>生け垣</li> <li>市内と中央アルプスの眺望</li> <li>農村景観</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱・電線</li> <li>松くい虫</li> <li>耕作放棄地</li> <li>立木が成長し眺望を妨げる</li> </ul>

## 【美篤】

開催概要	1月27日 24名（美篤きらめき館）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>六道原の農地、三峰川沿いの農地など広大な農地景観とそこから見える山なみが大切にされている。</li> <li>三峰川の桜並木や高遠線の桜、六道の堤の桜などが美しい。河岸段丘においては段丘林の緑地が潤いを与えている。</li> <li>地形的に段丘が地域内を分けており、区切られた区域ごとに異なる趣を見せている。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>六道原から見る両アルプス</li> <li>ナイスロードから見る両アルプス</li> <li>三峰川、361号、六道の堤の桜</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の宅地化</li> <li>工場跡</li> <li>荒廃農地</li> <li>三峰川の荒廃（樹木や水量）</li> </ul>

## 【手良】

開催概要	1月25日 17名（手良公民館）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東側の山沿いや沿道から、中央アルプスの山なみと、手前の六道原の広大な農地景観が大切にされている。</li> <li>地区内には象徴的な樹木や、湧水、歴史ある建造物が随所に保全されている。</li> <li>地形的な条件から市街地を眺望できるエリアが限られているが、伊那（竜西）の段丘面から山なみへの眺望は良好で、手良地区の市民の日常の風景となっている。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立峰のように仙丈ヶ岳を眺めることができる場所</li> <li>蟹沢、米垣外の集落のたたずまい</li> <li>幡の上がった、八幡様の遠景</li> <li>伊那谷から見る山なみ。海外から帰国したときに、日本にいることを実感する。</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の放棄化、休耕田</li> <li>河川敷内のアカシア、アレチウリ</li> <li>碎石、採土跡地</li> </ul>

## 【東春近】

開催概要	2月8日 35名（春近郷ふれ愛館）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川、三峰川と河岸段丘、広大な農地が広がっており、西方の眺望に優れた地域である。</li> <li>地域内では段丘に沿って神社などの景観資源が存在する。</li> <li>用水路や湧水など水が美しい地域である。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アルプスの眺望</li> <li>河岸段丘の木々</li> <li>川沿い、段丘面の田園風景</li> <li>天竜川、三峰川</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱・電線</li> <li>田園の中の工場</li> <li>天竜川、三峰川の雑木</li> <li>立木が眺望を妨げる</li> </ul>

## 【西箕輪】

開催概要	2月13日 34名（西箕輪公民館）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>西箕輪地域は長野県により景観育成特定地区に指定され、落ち着いた穏やかな景観が形成されてきた。東向きの緩やかな斜面に位置し南アルプスの眺望に優れている。</li> <li>懇談会のプログラムを変更し、景観育成特定地区になった経験をもとに地域での景観に対する取り組みや課題点などを話し合った。</li> </ul>
主な 景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>みはらしファーム付近からの南アルプスの眺望</li> <li>権兵衛トンネルを抜けた国道361号からの南アルプス、市内の眺望</li> <li>仲仙寺 <ul style="list-style-type: none"> <li>そばの花畑</li> </ul> </li> </ul>
主な景観 阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>背の高い建物、携帯電話のアンテナ、高圧電線などが眺望を妨げている</li> <li>農地周辺の雑草 <ul style="list-style-type: none"> <li>工業団地の眺め</li> </ul> </li> </ul>

## 【西春近】

開催概要	2月10日 41名（西春近公民館）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>山裾から天竜川まで続き、地域内にはスキー場や神社、かてんばなど様々な景観資源が点在する。</li> <li>地域内には南アルプス、中央アルプスの眺望がよい箇所がある。伊那スキーリゾートや権現山は市内東方の眺望に優れている。</li> </ul>
主な 景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>諏訪形諏訪神社</li> <li>権現山、伊那スキーリゾートの眺望</li> <li>表木河原内の田園風景</li> <li>地域内の眺望のよい箇所から見る両アルプス</li> </ul>
主な景観 阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の宅地化 <ul style="list-style-type: none"> <li>荒廃農地</li> </ul> </li> <li>電柱、電線 <ul style="list-style-type: none"> <li>空家、空店舗</li> </ul> </li> <li>天竜川の雑木</li> </ul>

## 【高遠町】

開催概要	2月1日 11名（高遠町総合福祉センター「やますそ」）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町の風情を色濃く残し、高遠町ならではの景観資源が点在する。歴史的景観を歩いて楽しむことができるまちである。路地に沿って見え隠れする建物や、家々の庭の木々に高遠町らしい伝統や格式、風情を感じる。</li> <li>・高遠城址公園の桜や紅葉、勝間のしだれ桜などの桜の古木や杖突峠の紅葉などを楽しめる。</li> <li>・山室川、藤沢川沿いや勝間の地域では里山の集落があり昔からの営みを感じる。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高遠城址公園の桜、紅葉</li> <li>・昔ながらの路地</li> <li>・ローズガーデンや五郎山から見る西向きの眺望</li> <li>・点在する神社仏閣</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道沿いの電柱や鉄塔</li> <li>・藤沢地区の荒廃農地</li> <li>・三峰川沿いの屋根の色がバラバラである</li> </ul>

## 【長谷】

開催概要	2月3日 8名（気の里ヘルスセンター栃の木）
懇談会概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南アルプスの豊かな自然と険しい地形が長谷の景観を特徴づけている。山間の集落では景観資源が凝縮されている。</li> <li>・南アルプスの裾に位置しているため山なみを見ることができる地域は限られるが、見通しのよい場所では手が届きそうなほど近くに山が見える。</li> <li>・美和湖や三峰川の水場が美しい環境をつくる。</li> </ul>
主な景観資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美和湖と自然</li> <li>・市野瀬集落</li> <li>・三峰川源流</li> <li>・ビューポイントから見る山</li> <li>・鹿嶺高原</li> </ul>
主な景観阻害要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧電線</li> <li>・手入れされない山、竹林</li> <li>・三峰川河川敷の流木や雑木</li> </ul>

### 3 伊那市景観講演会

平成24年3月25日に伊那市役所多目的ホールにおいて、市民向けの景観講演会を開催しました。

日本風景街道の『二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」』『信州みのわ花街道』の取り組み事例の発表、そして宇都宮大学名誉教授の藤本信義氏による講演を行いました。開催にあたっては駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の協力、長野県都市施設協会の後援をいただきました。

#### 「日本風景街道」の取り組み事例の発表

- 二つのアルプスに抱かれた「信州伊那アルプス街道」と伊那の景観づくり  
西箕輪ふるさと景観住民協定者会 会長 山口 通之 氏
- 信州みのわ花街道  
信州みのわ花街道推進協議会 会長 唐沢 荘介 氏

#### 講演

「伊那の景観を活かすまちづくり」 講師 藤本 信義 氏



西箕輪ふるさと景観住民協定者会 山口氏



信州みのわ花街道推進協議会 唐沢氏



藤本 信義氏

**伊那市景観講演会**  
日時 平成24年3月25日(日)午後1時 会場 伊那市役所 多目的ホール

「日本風景街道」取り組み事例発表(13:10~)  
二つのアルプスに抱かれた  
「信州伊那アルプス街道と伊那市の景観づくり」  
西箕輪ふるさと景観住民協定者会 会長 山口 通之 氏

信州みのわ花街道  
信州みのわ花街道推進協議会 会長 唐沢 荘介 氏

講演(14:00~)  
「伊那の景観を活かすまちづくり」  
講師 藤本 信義 氏

講師プロフィール  
藤本 信義(ふじもと のぶよし)氏  
経 歴 昭和16年生 福島県出身 栃木県宇都宮市在住  
東北大学工学部建築学科卒業、1986年 東京工業大学工学部助手、  
1979年 宇都宮大学工学部助教授、1984年 文部省在外(フランス)研究員、  
1988年 宇都宮大学工学部教授  
現 職 宇都宮大学名誉教授  
とちぎボランティアNPOセンター「ほほら」所長  
とちぎ協働デザインリーグ理事長  
専 門 建築計画・デザイン・農村計画・景観計画 参加型まちづくりなど

問い合わせ先 伊那市都市整備課 78-4111 主催 伊那市 協力 駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・宮田村

伊那市景観講演会ポスター

# 4

## 良好な景観の形成に取り組む団体

### ◆ 信州伊那アルプス街道推進協議会 (平成 19 年設立)

#### ◎加盟団体一覧

- ・ 小沢花の会
- ・ 西箕輪ふるさと景観住民協定者会
- ・ 中条ふるさとづくり協定推進委員会
- ・ アクセス通りを美しくしよう会
- ・ 伊那市観光協会
- ・ はびろ農業公園管理組合
- ・ 伊那商工会議所
- ・ 三峰川みらい会議
- ・ 上山田地区金井河原田園地帯景観協定
- ・ 下山田河原地区田園地帯景観協定
- ・ 小原景観協定
- ・ 美しい勝間景観協定
- ・ 城下町高遠・まちづくり協定
- ・ 高遠花摘み倶楽部
- ・ 伊那市商工会

- ・ 高遠町花の会
- ・ 高遠町屋蔵部
- ・ 秋葉街道道普請隊
- ・ 青島区田園地帯景観形成住民協定
- ・ 川シンポジウム実行委員会
- ・ 御園区内原地区景観形成住民協定
- ・ 上中尾元気ずく出し隊
- ・ 法華道を守る会

#### ◎協力諸機関

- ・ 国立大学法人 信州大学農学部

#### ◎行政機関

- ・ 伊那市
- ・ 長野県伊那建設事務所
- ・ 国土交通省飯田国道事務所

(25 年 4 月 1 日現在)



二つのアルプスに抱かれた  
「信州伊那アルプス街道」



## ◆南アルプス世界自然遺産登録推進協議会（平成19年設立）

### ◎構成市町村

#### 長野県

- ・伊那市
- ・飯田市
- ・富士見町
- ・大鹿村

#### 山梨県

- ・韮崎市
- ・南アルプス市
- ・北杜市
- ・早川町

#### 静岡県

- ・静岡市
- ・川根本町



中央構造線溝口露頭（長谷）



協議会を構成する10の市町村

## ◆アダプトシステム締結団体

### ◎信州ふるさと道ふれあい事業

- ・アクセス通りを美しくしよう会
- ・芝平管理委員会
- ・高遠町さくらんぼグループ
- ・桑の実グループ
- ・高遠花摘み倶楽部
- ・的場町内会有志
- ・千年町花の会
- ・榛原県道花の会
- ・渡場花の会
- ・殿坂ポケットパーク花の会
- ・双葉公園と周辺を美しくする会
- ・宇賀石・三友会・的場
- ・下中島 常会
- ・伊那市中央区
- ・三義壮年会
- ・福島区

### ◎伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業

- ・南信工営株式会社
- ・高尾町花の会
- ・伊那バス株式会社
- ・双葉公園と周辺を美しくする会
- ・中部電力(株)伊那営業所
- ・一般社団法人ガールスカウト長野県第20団
- ・山寺活性化協議会
- ・マロニー株式会社  
信州伊那工場
- ・小沢花の会
- ・伊那東小学校

### ◎河川アダプト

- ・野底区
- ・笠原区

（平成25年6月現在）

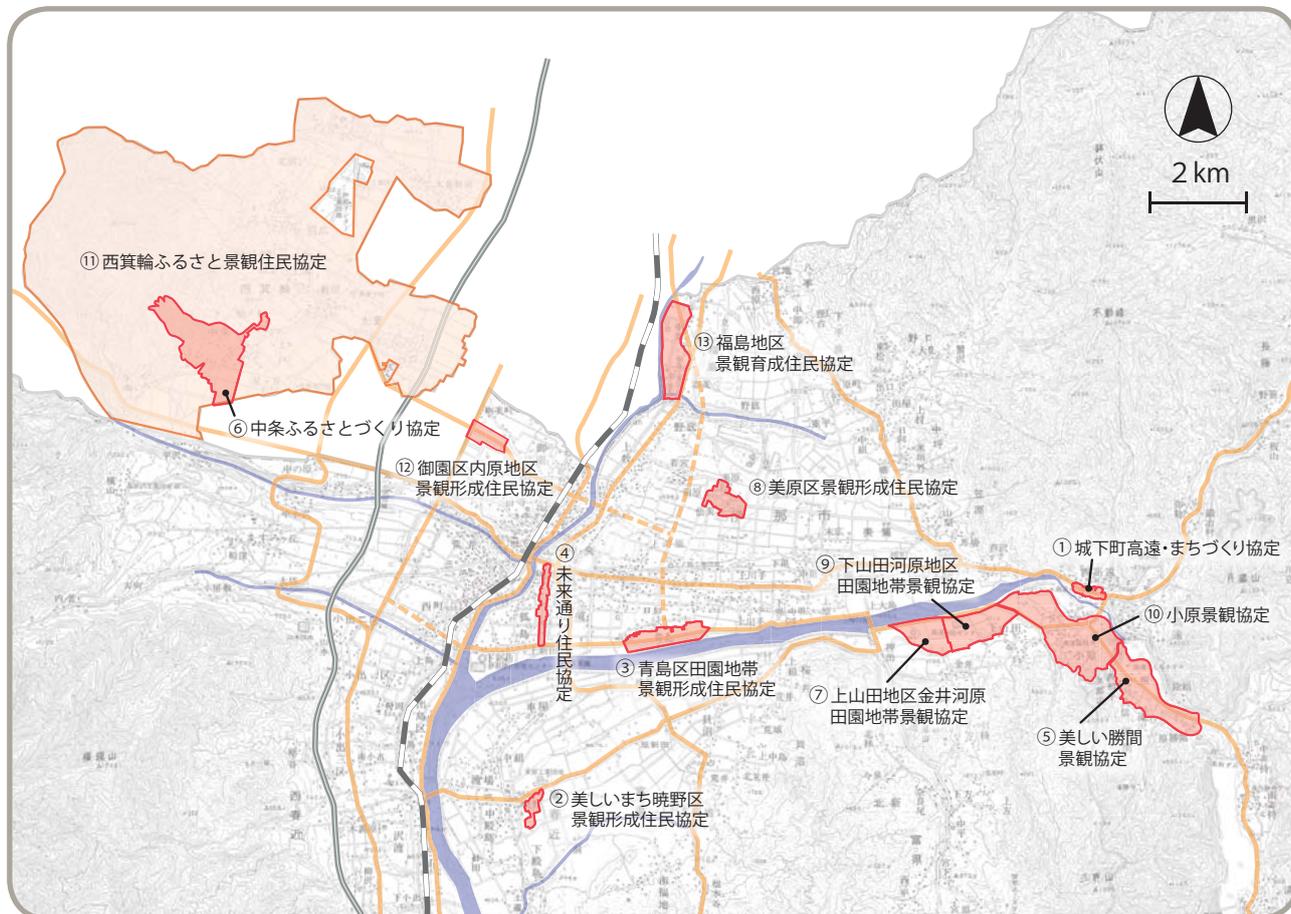
## 5 景観形成住民協定地区

景観にまつわる住民協定は、地域住民の方々が良好な景観の形成を目指して、一定の区域の建物や工作物の色彩や形態などの外観、緑化などについて自主的にルールをつくり協定として締結するもので、伊那市景観形成住民協定として認定します。現在市内にある13地区ある住民協定は伊那市景観計画が施行される以前から、長野県景観条例に規定されている景観育成住民協定として認定されており、伊那市はそれらの住民協定地区を伊那市景観形成住民協定としてみなします。

### 景観形成住民協定地区一覧

	名称	施行日
①	城下町高遠・まちづくり協定	平成 6 年 12 月 9 日
②	美しいまち暁野区景観形成住民協定	平成 8 年 1 月 21 日
③	青島区田園地帯景観形成住民協定	平成 9 年 1 月 1 日
④	未来通り住民協定	平成 10 年 6 月 3 日
⑤	美しい勝間景観協定	平成 11 年 3 月 19 日
⑥	中条ふるさとづくり協定	平成 11 年 10 月 19 日
⑦	上山田地区金井河原田園地帯景観協定	平成 12 年 12 月 1 日
⑧	美原区景観形成住民協定	平成 13 年 1 月 25 日
⑨	下山田河原地区田園地帯景観協定	平成 14 年 7 月 1 日
⑩	小原景観協定	平成 15 年 1 月 15 日
⑪	西箕輪ふるさと景観住民協定	平成 17 年 3 月 15 日
⑫	御園区内原地区景観形成住民協定	平成 18 年 8 月 28 日
⑬	福島地区景観育成住民協定	平成 22 年 4 月 9 日

## ◆ 景観形成住民協定地区の位置



## 1 城下町高遠まちづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、「城下町高遠にふさわしいまちづくり」を理念に自然と調和した美しい景観を守り育てることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は『城下町高遠・まちづくり協定』(以下『協定』という。)とします。

(協定区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域(以下「協定区域」という。)は、高遠町の別図に示す区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃借入等の概ね3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」という。)

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とします。但し、期間満了前1ヶ月前までに、第11条の規定に基づく廃止の措置がとられない時は、更に5年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するために、協定運営委員会を設置します。  
委員会のメンバーは、都市計画推進委員会の委員で構成します。  
委員の任期は、都市計画推進委員会の委員の任期と同様とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成するため、私たちは次の事項を守り、相互に協力してまちづくりに努めます。

### I. 建築物に関する基準

1. 家は和風にしましょう。(最低でも表に見える部分とし、屋根は瓦風にしてほしい。)

1. 大体、軒の高さを揃えましょう。(地面から軒の高さ)

1. 色は、白・黒・焦茶を主体としましょう。

1. 階数は、3階以下が望ましい。(3階の場合は、できるだけ後方に下げましょう。)

### II. 広告物に関する基準

1. 個人所有の広告物及び屋外設置物は、公共用地には一切置かないこと。

1. 高遠を街地の環境にふさわしく、高遠の自然景観を害さないものとする。

1. 当該広告物を表示する建築物・その他の工作物が不調和となったり、他の広告物と隣接し合い乱雑にならないこと。

1. 形状・色彩及び意匠が、けばけばしい印象を与えないこと。

(全体のデザインを含め、地味で落ち着いたもの)

1. 自家の用に供する広告物(会社名・商店名・商標・以下「自家広告物」という。)以外は、設置しないこと。

1. 屋外広告物の数・大きさ及び色彩は、必要最小限とすること。

1. 点滅及び動く広告物は、原則として設置しないこと。

1. 屋外広告物は、原則として同一建築物1棟に、1個で両面までとすること。

1. 広告物の材質は、できる限り「木」とすること。

1. 地色は、原則的として赤・黄・黒の原色を使わないこと。

1. 色彩は、必要最小限2色(木の場合は、木の地色以外)までとすること。

(青・緑・白・茶・黒の中から選色すること。)

1. 自動販売機は、高遠町の景観に合うように、特に色彩に変化をつけるなど考慮すること。

1. 電柱類利用の広告物は、巻き付け広告物が突き出し広告物のいずれか1つにすること。

1. 街灯類利用の広告物は、1基につき、突き出し看板1個とし、民地側に取付けること。

[参考]… 立看板の大きさ

1階部分 1.2×0.4m

2階部分 2.1～2.5×0.45m

(権利の移動)

第8条 この協定区域内において、土地または建物の所有権等を移動しようとする時は、この協定についても、新権利者に引き継ぎをすることとします。

(協定の効力)

第9条 この協定は、協定締結後に協定区域内の土地の所有者となった者または賃借権を取得した者に対しても効力があるものとします。

(協定の変更)

第10条 この協定を変更しようとする時は、委員会の3分の2以上の同意がなければならないものとします。

(協定の廃止)

第11条 この協定を廃止しようとする時は、協定者の3分の2以上の同意がなければならないものとします。

(委員会への委任)

第12条 この協定に規定するもののほか、必要な事項または協定内容等に疑義が生じた場合は、委員会において決定します。

(附則)

1. この協定は、平成6年12月9日から施行します。
2. この協定書は、協定者全員に配布するものとします。

## 2 美しいまち暁野区景観形成住民協定

(目的)

第1条 この協定は、伊那市東春近暁野区をみどり豊かで美しく静かな生活環境を保つことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は、美しいまち〔暁野区景観形成住民協定〕とします。以下協定とします。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、伊那市暁野区の別図に示す区域とします。  
但し、暁野区に隣接し、区民が管理する駐車場も含まれます。

(協定のとりきめ)

第4条 この協定は、区域内の住民の3分の2以上の合意によりとりきめます。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とします。但し、期間満了前までに、第7条の規定に基づく措置がとられないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(協定の運営)

第6条 この協定を運営し、協定を効果的に推進するために、協定運営委員会を組織します。委員長、副委員長、会計を各1名と若干名の委員により運営します。  
任期は暁野区役職の任期期間と同等とします。ただし再任をさまたげません。

(協定の変更・廃止)

第7条 この協定の、事項または有効期間の変更、もしくは廃止については、協定の参加者の3分の2をこえるものの合意をもって成立するものとします。

(協定事項)

第8条 協定の目的を達成するために私達は次の事項を守り美しい街づくりに努めます。

- (1) 建築物は、一戸建個入専用住宅としましょう。(二世帯同居住宅を含む。) ただし、店舗地区については、分譲契約のとおりとします。
- (2) 建築物の、高さ、境界の距離等はおとなりに迷惑を及ぼさないようにし、屋根、壁、フェンス等の色彩は地域に調和したものにしましょう。
- (3) 敷地内で植栽が可能な場所の緑化に努めましょう。
- (4) 敷地内の樹木の境界からのみ出しには、各自で素早く対処しましょう。
- (5) 敷地内に自己の用に供する以外の広告物、看板等は設けないようにし、自己の用のものでも、あまり大きな物や派手な色彩の物は避け、地域に調和したものにしましょう。
- (6) 自動販売機は、空缶等の散乱につながる恐れもありますので、専用住宅の敷地に設置することはやめましょう。
- (7) 小公園、街路、歩道を花、樹木等で気持ちが和み楽しく散歩ができるようにしましょう。
- (8) 区民が管理する駐車場については、そのすべてが車置場でなく排気ガス、騒音等に考慮し、花壇、樹木等の緩衝地帯を設け、近隣の住宅に迷惑が及ばないようにしましょう。

(補則)

第9条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するために必要な事項は、運営委員会が決定します。  
2 この協定は平成8年1月21日より守っていきます。

### 3 青島区田園地帯景観形成住民協定

#### (前文)

私たちは「青島区田園地帯景観形成住民協定」の作成に当たり、私たちの祖先が培って来た故郷を現在の生活環境上から見直し、改めて美しい景観を守り、桜堤防のあるおいしい川下り米の里として後世に引き継がれることを願うものであります。また景観を共有の財産として維持することは住民としての責務であるとの認識を深め、住民総意でこの協定を結びます。

#### (目的)

第1条 この協定は三峰川右岸農道周辺に広がる美しい中央アルプスと南アルプスを望める優良田園地帯と景観を維持する事を目的とします。

#### (名称)

第2条 この協定は「青島区田園地帯景観形成協定」といいます。(以下協定という)

#### (協定の区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域は伊那市青島区の別図に示す区域とします。(三峰川右岸農道青島地区周辺)

#### (協定の取り決め)

第4条 この協定は青島区住民と協定区域内の土地所有者及び賃借入等の3分の2以上の合意により取り決めます。但し以後土地所有権、賃借権等の移転があっても有効継続するものとします。

#### (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第9条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

#### (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に運営推進するために協定運営委員会を組織します。委員長、副委員長、会計を各1名と委員6名により運営します。なお委員の任期は3年とします。

#### (協定事項)

第7条 協定の目的を達成する為にわたしたちは次の事項を守り美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 商工業目的の建物類の建設及びマンション等集合住宅は禁止します。
- (2) 屋外広告物看板等は禁止します。ただし、長野県屋外広告物条例第6条によるものは除きます。
- (3) 自動販売機器等は農産物等一次産品に限り、設置は指定された場所とします。
- (4) 個人住宅を建設する場合は景観に調和したものにしましょう。

#### (事前協議)

第8条 農業目的以外に土地を使用する場合は運営委員会と協議します。

#### (協定の変更廃止)

第9条 この協定の事項又は有効期間の変更もしくは廃止については青島区住民と協定区域内の土地所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

#### (運営委員会への委任)

第10条 協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は運営委員会が決定できます。

#### (附則)

この協定は平成9年1月1日より守って行きます。

## 4 未来通り住民協定

(目的)

第1条 この協定は、「未来通り」を、静かで、きれいで、ゆとりのある、すてきな通りとして守り育てて行くことおよび、安らぎと活力があり、誇りを持ち心の通い合う地域として行くことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「未来通り住民協定」とします。

(区域)

第3条 この協定の区域(以下「協定区域」といいます)は、別紙「未来通り住民協定区域図」に示すとおり、「未来通り」の両側とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者および建物所有者ならびに賃借人等(以下「関係者」という)のおおむね3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結された方を「協定者」といいます)

(協定事項)

第5条 この協定の目的を達成するため別紙のとおり協定事項を定め、相互に連携協力して遵守していきます。

(運営会)

第6条 この協定を、運営するため「未来通り住民協定運営会」(以下「運営会」という)を設置します。

2 運営会は、協定者等をもって組織します。

(運営会役員)

第7条 運営会に、次の役員を置きます。

会長 1名

副会長 3名(内1名は会計担当)

事務局 1名

幹事 若干名

監事 2名

2 会長は、運営会を代表統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理します。

3 幹事は協定事項の運営にあたり、監事は運営会の会計を監査します。

4 この運営会に、相談役を置くことができます。

5 役員任期は、2年とします。

6 再任は、妨げません。

(総会)

第8条 総会は会長が招集し、協定者の過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決とします。

2 総会は、「役員を選任」「役員会が認めた事項」等を審議します。

(協定への参加)

第9条 この協定に賛同する関係者は、運営会に対してその意思を表示することにより、協定に参加することができます。

(運営費)

第10条 この運営会の運営費は、会費・寄付金・その他をもってあてます。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、期間満了日前に協定者の過半数に廃止の意思がないときは、さらに10年間延長します。

(年度)

第12条 この運営会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(協定の改廃)

第13条 この協定を改廃する場合は、協定者のおおむね3分の2以上の合意をもってその旨を定め、長野県知事に届けます。

付則

1 この協定は、平成10年6月3日から守っていきます。

協定事項

1 緑化等について

- (1) 未来通りの景観が形成されるよう、花壇、街路樹を植栽し管理するよう努めます。
- (2) 街路樹は、原則として「シャロの木(夏つばき)」とします。
- (3) 関係者の敷地内は、できるだけ緑化に努め、道路との境はなるべく低い生け垣として、塀等はなるべく避けるものとします。

2 建築物等について

- (1) なるべく、道路からゆとりをもって建築するよう努めます。
- (2) 高さ、形状は周囲と調和するように努めます。

3 屋外広告物について

- (1) 設置する場合は、自己の営業用のみで必要最小限の箇所とし、広告物の面積は、必要最小限とします。
- (2) 点滅や動く広告物は、原則として設置しないようにします。
- (3) 「立看板」「はり紙」等は、しないようにします。  
但し、開店時のみは可とします。

4 自動販売機について

- (1) 極力設置をさけるものとします。
- (2) 悪影響をおよぼす自動販売機は、設置をしないようにします。

5 電柱等について

道路境界付近に設置せず、景観上支障のない位置に設置するよう努めます。

6 色彩について

原色は避け、できるだけ落ち著いた色彩を基調とし、周囲の景観等と調和した色とします。

7 清掃等について

- (1) 「未来通り」およびその周辺を、常に清掃しきれいに保ちます。
- (2) 雪かきを率先して実行します。

8 騒音について

騒音をなるべくたてないものとします。

9 「未来通り」の表示

- (1) 「未来通り」の「看板」「ステッカー」を極力設置します。
- (2) 封筒・名刺等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。
- (3) チラシ広告等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。
- (4) 「未来通り」のロゴ等は、別紙のとおりとします。

10 現存施設等について

なるべく、この協定にそって速やかに改善をしていくものとします。

11 事前相談について

建物等の新增改築、工作物の設置、植栽等を実施する場合は、早期の計画段階で、運営会に相談をするものとします。

## 5 美しい勝間景観協定

(前文)

私たちは「美しい勝間景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た故郷を現在の生活環境上から見直し、改めて美しい景観を守り、雄大に立ち誇る仙丈岳と、タカトオコヒガンザクラの咲き誇る高遠城址公園の、快適な景観が後世に引き継がれることを願い、この協定を結びます。

(目的)

第1条 この協定は国道152号周辺に広がる美しい高遠城址と南アルプスを望める勝間地区の景観を維持することを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は「美しい勝間景観協定」といいます。(以下協定という)

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は高遠町勝間地区内とします。

(協定の取り決め)

第4条 この協定は土地所有者、建物所有者、賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めます。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第8条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者で組織する協定運営委員会を組織します。(以下「委員会」という。)

委員会に役員を置き、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置きます。委員の任期は2年とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成する為にわたしたちは次の事項を守り美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 身のまわりの自然を、住民の共有財産として認め、守るとともに、作りだすものがあると考え、景観づくりに努めていきます。
- (2) 広告看板の設置や建物への掲出及び自動販売機の設置は景観に配慮し、委員会と協議するものとします。
- (3) 生け垣や、屋敷の植え込みの美しさを守り育てていきます。ただし、屋敷囲いについては、板塀、土塀、石垣なども、美しい景観であることを認め、生け垣とともに育成管理していきます。
- (4) 現在ある集落の佇まいを守り、むやみに開発は行わないように努めていきます。
- (5) 個人住宅等を建設する場合は景観に調和したものにしましょう。  
建築物の壁面を道路及び隣接から後退させ、その空間にできるだけ植樹、または季節に応じた花の植栽を行います。
- (6) 商工業目的の建物類の建物及びマンションなど集合住宅は田園景観に配慮し、色構造・高さ等、委員会と協議するものとします。
- (7) 地区の歴史を知り遺跡・神社・仏閣・祠・伝説地・石仏・石碑などの保全に努めていきます。
- (8) 生活用水及び農業用水は当地区では重要であり、清潔な河川を保全した地区内の美しい空間を保つよう努めていきます。
- (9) ゆとりある生活のため、花のある田園景観をめざし植栽に心掛けましょう。  
休耕地・土手・道路脇等は花(そば・アイリス・芝桜など)を植栽するとともに、荒廃農地はださないように努めていきます。
- (10) 上記以外でも景観を損なう恐れのあるものは、委員会と協議するものとします。

(協定の変更廃止)

第8条 この協定事項又は有効期限の変更もしくは廃止については協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとする。

(委員会への委任)

第9条 協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は委員会が決定します。

(附則)

- この協定は平成11年3月19日より守って行きます。
- 委員会は各常会から2名と正副区長の12名で運営し、正副区長を除く委員の中から委員長1名と副委員長1名を選任します。

## 6 中条ふるさとづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、中条地区から見る田園地帯と、南アルプス連山を背景とした美しい伊那谷の景観(景観の構成要素とは風景・静けさ・闇などを指します)を保全するとともに、集落を中心とした農村景観と祖先から受け継いだ経ヶ岳山麓一帯の里山と水源地の美林を守り、伝えることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「中条ふるさとづくり協定」とします。

(区域)

第3条 この協定の対象区域(以下「協定区域」といいます)は、別紙「中条ふるさとづくり協定区域図」に示すとおりとします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者および建物所有者ならびに賃借人等(以下「土地所有者等」といいます)の3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」といいます)

(協定事項)

第5条 この協定の目的を達成するため、別紙のとおり協定事項を定め、相互に連帯協力していきます。

(協定の運営)

第6条 この協定を運営するために「中条ふるさとづくり協定推進委員会」(以下「推進委員会」といいます)を設置します。  
2 推進委員会は、協定者をもって組織します。

(推進委員会)

第7条 推進委員会には、次の役員を置きます。

会長 1名  
副会長 2名  
事務局長 1名  
会計 1名  
監事 2名

- 2 会長は推進委員会を代表統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理します。
- 3 監事は推進委員会の会計を監査します。
- 4 役員の任期は1年とし、再選は妨げません。

(総会)

第8条 総会は、推進委員会会長が招集します。

- 2 総会は、協定者の過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決されます。
- 3 総会は、「役員の選任」、「推進委員会の上程事項」等を審議します。

(協定への参加)

第9条 この協定に賛同する土地所有者等は、推進委員会に対してその意志を表示することにより、協定に参加することができます。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数に廃止の意志がないときは、さらに10年間延長します。

(年度)

第11条 この推進委員会の年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとします。

(協定の改廃)

第12条 この協定を改廃する場合には、協定者の3分の2以上の合意をもってその旨を定め、長野県知事に届け出ます。

付則

1. この協定は、平成11年10月19日より遵守していきます。

協定事項

#### 1. 建築物等

- 1.1 大型建物は造らない
- 1.2 建築物の建ぺい率は60%以下とする
- 1.3 建築物の高さは13m以下とする
- 1.4 形状、色彩は周囲と調和するようにする
- 1.5 建築物にはネオンサインを取り付けない
- 1.6 建築物はライトアップしない

#### 2. 屋外広告物

- 2.1 協定者の自己営業用以外の屋外広告物の設置はしない
- 2.2 自己営業用広告物を設置する場合は以下のとおりとする
  - 1) 目安として高さは地盤より2m以内
  - 2) 表示面積は2㎡以下
  - 3) 1敷地内に1個とする
  - 4) 形状は方形を基本とする
  - 5) 道路境界線より2m以内には設置しない
  - 6) 広告物の素材はできるだけ、木材等自然素材を用いる
  - 7) 広告物の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和のとれた色とする
  - 8) ネオンサイン等、点滅する広告物は設置しない

#### 3. 自動販売機

- 3.1 自動販売機は、原則として設置しないこととし、設置のために敷地を貸したり、売ったりしないように努める

#### 4. 交通

- 4.1 協定区域の静けさを終日保全するために、以下のことを関係機関に働きかける
  - 1) 暴走行為の禁止

#### 5. ゴミ

- 5.1 河川や道路に空き缶・空きビン・ゴミ等を捨てないように啓発活動に努める
  - 1) 協定区域内のゴミ拾いを年1回行う

#### 6. 環境全般

- 6.1 協定区域内において、景観を阻害する恐れのある施設等の建設については、事前に協定者による十分な調査・研究をする
- 6.2 屋外の廃車、資材置き場等の景観を妨げるものは設けない
- 6.3 協定区域内の水源地の美林を保全するために森林の手入れをする

#### 7. その他

- 7.1 サーチライト、レーザー等の設置はしない
- 7.2 賃貸、売買が発生する土地においては、土地継承者に協定内容の遵守を要請する
- 7.3 協定事項に記載されていない問題が発生した場合、または協定内容に修正の必要が発生した場合には、適宜推進委員会において検討する

以上

## 7 上山田地区金井河原田園地帯景観協定

### (前文)

私たちは「上山田地区金井河原田園地帯景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た故郷を、現在の生活環境から見直し、改めて美しい郷土の景観を守り、東に仙丈ヶ岳を仰ぎ、西に駒ヶ岳を望む、四季おりおりに美しき高遠町の裾に開ける水田地帯の景観を維持し、後世に引き継ぐ事は、私たちの責務であると考えこの協定を結びます。

### (目的)

第1条 この協定は三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全と、その景観を維持する事を目的とします。

### (名称)

第2条 この協定は「上山田地区金井河原田園地帯景観協定」といいます。(以下協定という)

### (協定の区域)

第3条 この協定の区域は三峰川左岸の高遠町上山田金井河原地籍で別図に示す区域とします。

### (協定の取り決め)

第4条 この協定は協定区域内の土地所有者、建物所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めるものとします。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)また、以後所有権、賃借権等の移動があっても有効継続するよう協力を求めるものとします。

### (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とし、期間満了前までに第8条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

### (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者全員による運営委員会を組織します。  
運営委員会に委員長、副委員長各1名と委員若干名の委員により構成する役員会を置きます。なお、役員会の任期は3年とします。

### (協定事項)

第7条 協定の目的を達成するために、私達は次の事項を守り美しい景観を維持し、豊かな心を育みます。  
(1) 協定区域内の景観は私達の共有財産と認め、維持し後世に引継ぐよう努めます。  
(2) 協定区域内に、建物、看板等の建造物を設置しようとする者は、田園風景の景観を配慮し、場所・形状・規模等事前に運営委員会と協議するものとします。  
ただし、屋外広告物条例第6条によるものは除きます。  
(3) 自動販売機類又は農産物等一次産品の直売所の設置については、事前に運営委員会と協議するものとし、それ以外の直売所は設置しない。  
(4) 農地を荒廃地化させないように努めます。  
(5) 農地を農業目的意外に使用する場合は、事前に使用目的・規模・構造等使用内容を運営委員会と協議します。

### (協定の変更廃止)

第8条 この協定の条文又は有効期間の変更もしくは廃止については、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

### (運営委員会への委任)

第9条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するための事項は運営委員会が決定します。

### (附則)

この協定は平成12年12月1日より守って行きます。

## 8 美原区景観形成住民協定

(目的)

第1条 この協定は、美原区内の景観形成に必要な事項について協定し、美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な住宅地としての住環境を保全し維持していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「美原区景観形成住民協定」(以下「協定」という。)と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域(以下「協定区域」という。)は、伊那市美原地区の区域(別図に示すとおり)とする。

(協定の締結及び協定者の責務)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者(看板等工作物の所有者を含む)の3分の2以上の合意により締結する。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

2 協定者は、建築物又は工作物等が住環境に与える重要性を認識し、常に住環境の保全に努める。

(敷地に関する事項)

第5条 敷地は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 敷地の地盤面の変更をしてはならない。但し、出入口、花壇の築造もしくは造園等のために行う変更、自家用車庫の築造はこの限りでない。
- (2) 空地等の利用について資材置場等、危険かつ住環境に悪影響を及ぼす恐れのある利用を行ってはならない。

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物の用途、規模位置及び意匠等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の形態及び用途は、次のいずれかとする。
  - ア 個人の一戸建住宅(付属建物を含む。以下同じ。)
  - イ 併用住宅で第14条に定める役員会とあらかじめ協議されたもの。
  - ウ アパート等共同住宅(3階以下のものに限る。)
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界までの距離は1メートル以上としなければならない。但し、高さ3メートル以下のカーポート、物置等の付属建物はこの限りでない。
- (3) 建築物の最高の高さは地盤面から13メートル以下、最高の軒の高さは9メートル以下とする。
- (4) 建築物の配置、及び高さ等について北側敷地の日照、採光等を十分配慮するものとする。
- (5) 建築物の外壁又は屋根の色彩は、刺激的な色を避けるほか、周辺に調和したものとする。

(広告物に関する事項)

第7条 広告物の設置及び表示についての位置、規模及び意匠等は、次の各号に定めるものとする。(立て看板、袖看板、壁看板等も含む)

- (1) 広告物の設置、掲出及び表示は自己用のものとする。
  - (2) 広告物の設置、掲出及び表示については、地盤面からの最高の高さは3メートル以下とし、その表示面積の合計は見付け面積1.5平方メートル以下とする。
  - (3) 広告物の設置、掲出及び表示についての色彩や形態は周辺の環境に調和した違和感のないものを採用する。
- 2 青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある広告物等は認めない。

(緑化等に関する事項)

第8条 植栽等の緑化に関する事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 沿道及び敷地内の空地等は、できる限り緑化に努める。
- (2) 緑化樹木等は、既存の樹木等の活用に努めるほか、地域の環境に適したものとする。
- (3) 宅地には、できる限り樹木を植えるようにする。
- (4) 植栽した緑化樹木等は、病害虫を予防し、常に適正な生育保存に必要な管理に努める。
- (5) 垣根又は柵の構造は、生け垣、樹木及びフェンス類とすることが望ましい。

(自動販売機の設置)

第9条 自動販売機の設置については、自己営業用のみとし景観に配慮し空缶等の散乱の防止に努める。

2 青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある自動販売機等は認めない。

(公共的部分の景観形成)

第10条 協定者は、道路、公園等の公共的部分の景観形成について、常に協力して取り組むものとする。

(新規居住者等の協力)

第11条 協定締結後、新たに区域内の土地所有者または建物所有者(以下「新所有者」という。)となった者に対しては、協力を求めるものとする。

2 協定者が土地等の権利を移転しようとする場合は、新所有者に対し、協定の遵守について協力を求めるものとする。

(協定の変更及び廃止)

第12条 この協定の事項の変更若しくは廃止については、協定者の3分の2を超える者の合意をもって成立する。

(協定の有効期間)

第13条 協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。

2 期間満了時協定者の3分の2を超える者の合意がある場合有効期間を延長できる。

(協定運営委員会及び役員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定者全員で組織する協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会に別に定める役員会を置き、協定運営の実務を行うものとする。

2 役員会は協定者から選出された委員若干名により組織し委員長、副委員長、会計を置く。

3 役員会の役員は任期期間2年とする。但し、再任はさまたげない。

(標準例の作成)

第15条 第5条から第9条までに定める事項を効果的に実施するため、標準的な例を委員会により別に定める。

(疑義の処理)

第16条 この協定に疑義が生じた事項は、委員会で協議するものとする。

(補則)

第17条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するために必要な事項は、委員会が別に定める。

2 この協定の締結前に建築済または、工事中の建築物でこの協定に適合しない場合は、当該建築物に対しては適用されない。

(附則)

この協定は、平成13年1月25日から効力を発するものとする。

## 9 下山田河原地区田園地帯景観協定

### (前文)

私たちは「下山田河原地区田園地帯景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た故郷を、現在の生活環境から見直し、改めて美しい郷土の景観を守り継がねばなりません。

中央アルプスと南アルプスを望む城下町高遠と咲き誇るタカトオコヒガンザクラ、その麓に開ける水田地帯さくら米の生産地を美田のまま後世に引継ぎ、それを維持することは、そこに住む人々の責務であると考え、住民総意でこの協定を結びます。

### (目的)

第1条 この協定は三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と、高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全並びにその景観を維持する事を目的とします。

### (名称)

第2条 この協定は「下山田河原地区田園地帯景観協定」といいます。(以下「協定」という。)

### (協定の区域)

第3条 この協定の区域は三峰川左岸の高遠町下山田河原地籍で別図に示す区域とします。

### (協定の取り決め)

第4条 この協定は協定区域内の土地所有者、建物所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めるものとし(以下協定を締結した者を「協定者」という。)、以後所有権、賃借権等の移動があっても有効継続するよう協力を求めるものとします。

### (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とし、期間満了前までに第8条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

### (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者全員による運営委員会を組織します。  
運営委員会に委員長、副委員長、各1名と委員若干名の委員により構成する役員会を置きます。なお、役員の任期は3年とします。

### (協定事項)

第7条 協定の目的を達成するために、私達は次の事項を守り美しい景観を維持し、豊かな心を育みます。

- (1) 協定区域内の景観は私達の共有財産と認め、維持し後世に引継ぐよう努めます。
- (2) 協定区域内に、建物、看板等の建造物を設置しようとする者は、田園風景の景観を配慮し、場所・形状・規模等事前に運営委員会と協議するものとします。  
ただし、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第6条によるものは除きます。
- (3) 自動販売機類又は農産物一次製品の直売所の設置については、場所・規模等事前に運営委員会と協議するものとし、それ以外の直売所は設置できないものとします。
- (4) 農地を荒廃地化させないよう、休耕田の有効活用に努めます。
- (5) 農地を農業目的以外に使用する場合は、使用目的、規模、構造等事前に運営委員会と協議します。

### (協定の変更廃止)

第8条 この協定の条文又は有効期間の変更もしくは廃止については、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

### (協定外事項)

第9条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するための事項は運営委員会にて決定します。

### (附則)

この協定は平成14年7月1日より守って行きます。

## 10 小原景観協定

### (前文)

私たちは「小原景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た三峰川左岸に広がる「潤いのある山裾のたたずまい」と生活環境を守り、美しい中央アルプスと南アルプス及びタカトオコヒガンザクラの咲き誇る高遠城址公園を望む快適な自然環境が後世に引き継がれることを願い、住民総意でこの協定を結びます。

### (目的)

第1条 この協定は地域住民が先祖から受け継いだ貴重な景観を守るとともに、美しい景観を未来に手渡すことを目的とします。

### (名称)

第2条 この協定は「小原景観協定」といいます。(以下協定という。)

### (協定の区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域は高遠町小原区全域とします。

### (協定の取り決め)

第4条 この協定は小原区住民と協定区域内の土地所有者及び建物所有者の3分の2以上の合意により取り決めます。但し、以後土地所有権、建物所有権の移転があっても有効継続するよう協力するものとします。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

### (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第9条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

### (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者で組織する運営委員会を組織します。(以下、「委員会」という。)委員会に委員長、副委員長、会計の各1名と委員若干名により構成する役員会をおきます。なお、役員会の任期は2年とします。また、委員長は委員会を代表統括します。

### (協定事項)

第7条 この協定の目的を達成するために、次の事項を守り、美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 身のまわりの自然を、住民の共有財産と認め、守るとともに作り出すものがあることを考え、地域の景観づくりに努めていきます。
- (2) 生け垣や、屋敷の植え込みの美しさを守り、育成管理していきます。また、屋敷囲い(板塀、土塀、石垣)も美しい景観であり、管理していきます。
- (3) 地域の歴史を知り、文化遺産(遺跡、神社、仏閣、祠、石仏、石碑、伝説地など)の保全に努めていきます。
- (4) 生活用水及び農業用水は当地域では重要であり、清潔な水路を保全し美しい空間を保つよう努めていきます。
- (5) 個人住宅、集合住宅及び商工業目的の建物(工場・店舗)を建設する場合は3階建てまでとし、景観に調和したものにします。
  - ・建物の壁面を道路及び隣接地からできるだけ後退させ、その空間への植樹、花等の植栽に努めます。
- (6) 広告看板は長野県屋外広告物条例第6条によるもののみとし、道徳上風紀を乱さないもので、景観及び交通安全に配慮したものにします。
  - ・建物に付帯し設置する場合は、屋根より高くせず、また屋上及び屋根には設置しないものとします。
  - ・建物に隣接して設置する場合は、高さ5m以内、5㎡以内で景観に支障のないものとし、看板の老朽化等改善の必要が生じた場合は設置者または地主の責務により撤去、修繕を行うものとします。
- (7) 自動販売機の設置は景観に配慮したものとします。
  - ・設置場所は、建物の敷地内で管理できる位置とします。
  - ・上記以外への設置は禁止します。

(8) ゆとりある生活のため、花のある風景を目指し、植栽に心掛けます。

- ・道路脇、土手、休耕地等空き地には花の植栽に心掛けます。
- ・住宅、店舗等は花等で装飾に心掛けます。

(9) 上記及び上記以外でも景観を損なう恐れのあるものは、委員会と協議するものとします。協議の窓口は、役員会に置くものとします。

( 協定事項の尊重 )

第 8 条 この協定事項を尊重するため、景観を損ねていると役員会で判断したものは、速やかに改善及び修繕または撤去に協力するものとします。

( 運営委員会への委任 )

第 9 条 この協定の事項または有効期間の変更もしくは廃止については、小原区住民と協定区域内の土地所有者及び建物所有者の 3 分の 2 以上の合意をもって成立するものとします。

( 協定外事項 )

第 10 条 この協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は、委員会にて決定します。

( 附則 )

この協定は平成 15 年 1 月 15 日より守って行きます。

## 11 西箕輪ふるさと景観住民協定

(目的)

第1条 この協定は、西箕輪地区の景観形成に必要な事項を定めることにより、木々の緑と豊かな農地に恵まれた景観を保全し、安全で健全な生活環境を維持創出していくことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、西箕輪ふるさと景観住民協定とします。

(協定区域)

第3条 この協定の対象区域(以下「協定区域」といいます。)は、別図「西箕輪ふるさと景観住民協定区域図」に示すとおりとします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地及び建物の所有者並びに賃借人等(以下「土地所有者等」といいます。)の3分の2以上の合意により締結します(以下、協定を締結した者を「協定者」といいます。)

(景観形成基準)

第5条 この協定の目的を達成するため、別に景観形成基準を定め、協定者は、相互に連携協力して遵守します。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年とします。

2 この協定の有効期間満了前に協定者の過半数に廃止の意思がないときは、さらに5年間延長し、以後も同様とします。

(協定の変更、廃止)

第7条 この協定を変更する場合は、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意がなければならないものとします。

(協定者会)

第8条 この協定の運営を行うため、協定者全員により「西箕輪ふるさと景観住民協定者会」(以下、「協定者会」といいます。)を組織します。

2 協定者会に、協定者の互選により選出された55名以内の代議員を置き、協定の運営に関する事項を処理するものとします。

(協定者会の役員)

第9条 協定者会に、次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 運営委員 15名以内

2 会長及び副会長は、代議員の中から互選で選出します。

3 事務局長及び会計は、代議員の中から会長が指名します。

4 監事は、協定者の中から会長が指名します。

5 運営委員は、代議員の中から互選で選出します。

(役員の仕事)

第10条 会長は、協定者会を総括し、協定の適正な運用を行います。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行します。

3 事務局長は、協定者会の庶務を行います。

4 会計は、協定者会の会計を処理し、監事は、会計を監査します。

## (任期)

- 第 11 条 役員及び代議員の任期は、2 年とします。ただし、任期中事故その他の理由により欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とします。
- 2 役員及び代議員は、再任されることができます。

## (会議)

- 第 12 条 協定者会の会議は、代議員会及び運営委員会（以下「委員会」といいます。）とします。
- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となります。
- 3 代議員会は、役員及び代議員で組織し、代議員の過半数の出席又は委任状の提出によって成立し、議案は出席者の過半数をもって成立します。
- 4 委員会は、監事を除く役員で組織し、運営委員の過半数の出席によって成立します。

## (事前協議等)

- 第 13 条 第 5 条の規定に基づく景観形成基準で定める事前協議及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、委員会で協議することとします。

## (協定への参加)

- 第 14 条 この協定に賛同する土地所有者等は、協定者会に対してその意思を表示することにより、協定に参加することができます。
- 2 協定者会は、現に協定者以外の土地所有者等に対して、協定に加入するように求めています。

## (事業年度及び会計)

- 第 15 条 協定者会の事業年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。
- 2 協定者会の経費は、協定者からの負担金及びその他の収入をもって充てることとします。

## (適用除外)

- 第 16 条 この協定の締結の際、すでに建築済み又は建築中の建築物及び設置済み又は設置中の屋外広告物でこの協定に適合しないものには、この協定は適用しません。ただし、この協定の認可後にできるだけ速やかに、協定に適合させるようにします。

## (協定事項の適用)

- 第 17 条 中条ふるさとづくり協定（以下「中条協定」といいます。）の協定区域内においては、第 5 条の景観形成基準に加えて、中条協定第 5 条の協定事項を適用します。

## 附 則

この協定は、平成 17 年 3 月 15 日に締結し、同日から守っていきます。

## 景観形成基準

## (土地利用)

- 第 1 条 屋外に廃材などの、地域の良好な景観に影響を与えるような物品は放置しないようにします。
- 第 2 条 豊かな農地に囲まれた景観を維持するために、農地を荒廃させないようにします。
- 第 3 条 貴重な動植物の生息地や多様な動植物の生息地は、積極的に保全します。

## (建築物)

- 第 4 条 建築物の高さは、13m 以下にします。
- 第 5 条 建築物の屋根及び外壁は、周囲の景観に調和したものとし、彩度が 7 以下の色を使用するようにします。

(屋外広告物)

第6条 次に掲げる屋外広告物以外は、設置しません。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、表示面積の合計が10㎡以下のもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件すべてを満たすもの
  - ア 表示面の地盤面からの高さが3.5mまでのもの
  - イ 表示面積の合計が4㎡未満のもの
  - ウ 色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの
  - エ 支柱の色は、黒、白、グレー系、こげ茶系のもの
- (4) 一時的又は仮設的なもの

第7条 屋外広告物を設置する場合は、交通に支障がなく、かつ、道路から1m以上かつ交差点から10m以上離すようにします。

第8条 屋外広告物の色は、けばけばしいものを避け、彩度が8以下の色を使用するようにします。

(事前協議)

第9条 第4条及び第5条の内容に適合しない建築物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする場合又は第6条から前条までの内容に適合しない屋外広告物を表示し、設置し、若しくは改造しようとする場合は、事前に運営委員会(以下「委員会」といいます。)と協議することとします。

- 2 前項の規定による協議の結果、委員会の承認を得た建築物又は屋外広告物については、これを建築又は設置することができます。

(自動販売機)

第10条 自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件をすべて満たすものとし、

- (1) 青少年の健全育成に影響のないもの
- (2) 交通安全上及び景観上支障のない場所に設置するもの
- (3) 空き缶等の管理が適正に行われるもの

(緑化等)

第11条 住居、事務所、営業所などの敷地内は、できるだけ花や樹木を植栽し、潤いのある景観を創出するように努めます。

(交通)

第12条 道路上に張り出した樹木の枝は、交通の支障にならないように、道路上4m以下は切り取るようにします。

第13条 道路上に、交通の流れを妨げるような物品、車両等を置かないようにします。

(ごみ)

第14条 建物の敷地、山林、田畑等に空き缶、空きビン、ごみなどの不法投棄をしないようにします。

(廃棄物処理施設・風俗営業施設等)

第15条 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設等、地域の景観と環境に重大な影響を与える施設を建設する場合は、建設計画の概要を決める前に委員会と協議することとします。

## 12 御園区内原地区景観形成住民協定

(目的)

第1条 この協定は、御園区内の「内原」地区の景観形成に必要な事項について協議・決定し、美しく潤いのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な生活環境を保全・維持していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は「御園区内原地区景観形成住民協定」(以下「協定」という。)とする。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域(以下「協定区域」という。)は、伊那市御園区内の別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は協定区域内の土地所有者及び土地賃借人等の3分の2以上の合意により締結する。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

(協定事項)

第5条 この協定の目的を達成するため、別紙のとおり協定事項を定め、相互に連携協力して遵守する。

(運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に運営推進するために運営委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

委員長 1名  
副委員長 1名  
会計 1名  
監事 2名  
委員 若干名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、任期中に事故その他の理由により欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 委員長は、委員会を総括し、協定の適正な運用を行う。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

会計は、委員会の会計処理を行う。

監事は会計を監査する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結後10年間とする。期間満了までに次条の規定に基づく廃止の処置が取られないときは、さらに10年延長し、その後の期間満了時についても同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 この協定を変更もしくは廃止する場合は、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとする。

(事前協議)

第10条 建築物等の新增改築・工作物等の設置・植栽等を実施する者は、早期の計画段階で委員会に相談し、協議するものとする。

(区との調整)

第11条 前条の事前協議を行う場合、委員会は区の意見を聴くこととする。

(権利の移転)

第12条 協定者が土地等の権利を移転する場合は、責任を持って新所有者に対し協定の遵守を要請する。賃貸についても同様に、借主に要請する。

( 協定への参加 )

第 13 条 この協定に賛同する土地所有者等は、委員会に対してその意思を表示することにより、協定に参加することができるものとする。

( 適用除外 )

第 14 条 この協定の締結の際、既に建築済み又は建築中の建築物及び設置済み又は設置中の屋外広告物でこの協定に適合しないものには、この協定は適用しない。  
ただし、この協定締結後、できるだけ速やかに、協定に適合させるよう努めるものとする。

( 補足 )

第 15 条 協定事項に記載されていない問題が発生した場合、疑義が生じた場合には委員会で協議する。

この協定は平成 18 年 8 月 28 日より施行する。

## 協定事項

### 1. 建築物について

- (1) 建築物の高さは地盤面から 13m 以下とする。また、接する伊那市道及び隣地境界からの距離は 1m 以上後退、県道伊那インター線及び県道伊那箕輪線道路境界からは 5m 以上後退する。ただし、長野県景観条例による大規模行為の届出対象規模に至らない建築物は、道路境界及び隣地境界から 1m 以上後退で足りることとする。
- (2) 建築物の外壁又は屋根の色彩は、けばけばしい色を避けるほか、周辺の景観に調和したものとする。
- (3) 建築物の屋根形状は、周辺の景観に調和したものとする。
- (4) 建築物の配置及び高さについては、日照・採光等を十分配慮する。

### 2. 広告物について

- (1) 広告物の設置・掲出及び表示は自己用のもののみとする。ただし、公共機関が公益のため設置する場合はこの限りでない。
- (2) 広告物の色彩や形態は、けばけばしい色を避けるほか、周辺の景観に調和したものとする。
- (3) 広告塔については地盤面からの高さを 10m 以下とする。また、表示面積は広告塔は 20㎡以下(ただし、2以上の施設が設置する集合看板については当該面横に施設の数に乗じて得た面積以下で必要最低限の規模)、壁面広告は、表示する壁面面積の 5 分の 1 以下とする。
- (4) 広告塔は、道路境界より 1m 以上かつ交差点から 5m 以上後退させる。
- (5) 屋上看板は、禁止とする。ただし、屋上に設置した機械室や突起物の目隠し等には表示できるものとする。
- (6) 動光、点滅照明、けばけばしいネオン及びサーチライト等の使用は禁止する。また、建築物や広告物をライトアップする場合は必要最低限のものとする。
- (7) 沿道に広告旗(のぼり旗)を設置することは禁止とする。

### 3. 緑化等について

- (1) 農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の道路に接する部分には、緩衝帯としてグリーンベルトを設置し、花木等の植栽に努め、可能な限り敷地内にシンボルツリーとなる高木を設置するように努める。植種については、別表から選択する。
- (2) 植栽した緑化樹木等は病害虫を予防し、常に適正な生育保存に必要な管理に努める。

### 4. 自動販売機の設置

- (1) 自動販売機の設置については自己営業用のみとし、景観に配慮するとともに、空き缶等の散乱防止に努める。
- (2) 青少年の健全育成に影響を及ぼす恐れのある自動販売機等は認めない。
- (3) 交通安全上及び景観上支障のない場所に設置する。

## 5. 交通

- (1) 協定区域の静けさを終日保全するため、駐車場等を設置する場合、必要な時間以外の利用を規制する為の設備を設置する。
- (2) 暴走行為の禁止等を関係機関に働きかける。

## 6. 公共的部分の景観形成

- (1) 協定者は、道路等の公共的な部分の景観形成について、常に協力して取り組むものとする。
- (2) 河川や道路に空き缶・空きビン・ゴミ等を捨てないように啓発活動に努める。

## 7. その他

上記協定事項に適合しない場合でも委員会の承認を受けた事項についてはこの限りでない。

## 13 福島地区景観育成住民協定

### (目的)

第1条 この景観育成住民協定は、国道153号伊那バイパス福島地区沿線の調和のとれた、良好な景観を育成し安全、豊かな生活環境を形成することを目的とする。

### (名称)

第2条 この名称は福島地区景観育成住民協定（以下「景観住民協定」という）とする。

### (協定の区域)

第3条 この協定の適用を受ける区域は、伊那市福島区内の別図に示す区域とし、この協定の理念は福島区全域の住民が共有する（以下協定区域という）。

### (協定の締結)

第4条 この景観住民協定は、協定区域の土地所有者及び建物の所有者並びに賃借人等（以下地権者という）の3分の2以上の合意により締結する。

### (協定の期間)

第5条 この景観住民協定の有効期間は協定締結発効日より10年間とする。但し期間満了時に地権者より特段の意思表示がないときは更に10年間延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

### (協定事項)

第6条 この景観住民協定の目的を達成するため別紙の通り協定事項を定める。

### (協定の改廃)

第7条 この景観住民協定について、改廃の必要が生じた時は地権者の3分の2以上の合意により決することができる。

### (運営委員会)

第8条 この景観住民協定に関する事項を適正に処理し円滑に推進するために、別に定める福島地区景観育成住民協定運営委員会（以下「協定運営委員会」という）を設ける。

### (事前協議)

第9条 この区域に於ける農地転用に伴う土地利用を計画実施する者は、予め協定運営委員会と事前協議することとする。

### (協定の遵守)

第10条 地権者が権利移転を伴う土地利用の実施をする場合、相手方に対し本協定を遵守することを要請する義務を負う。

### (協定の効力)

第11条 この景観住民協定締結後に於いて協定区域内の土地及び建物取得若しくは土地建物の賃借権等取得した者に対しても協定の効力は及びものとする。

### (適用除外)

第12条 この景観住民協定締結時において既に建築済又は建築中の建物及び設置済又は設置中の屋外広告物、構築物等でこの協定に適合しないものについては本協定の適用外とし、協定締結後できるだけ速やかに協定に適合させるよう努めるものとする。

## 附則

- 1 この景観住民協定は平成22年4月9日制定とする。
- 2 地権者は3分の2以上の同意をもとに地権者総会開催を要求することができる。この場合福島地区景観育成住民協定運営委員会は所定の手続きにより総会を開催することとする。

上記の通り私達は福島地区景観育成住民協定を締結します。

平成22年4月9日

## 協定事項

## 1 土地利用基準

- 1) 屋外における物品の集積など、地域の良好な環境、景観に悪影響を与える土地利用はできないものとします。
- 2) 建築基準法の用途地域に指定されている地域において、建築できる建築物は、当用途地域の規制によります。

## 2 建築物の基準

地区内において、建築物の新築や改築・増築等をしようとする場合の建物の基準は、原則として次のとおりとします。

## 1) 適用の範囲

適用の有無種別

適用の対象となる場合

- 1 新たに建築物等の新築又は改築を行う場合
- 2 増築する場合で、増築する部分
- 3 外壁、屋根の色の変更

適用の対象とならない場合

- 1 既存建築物
- 2 増築する場合で、既存部分
- 3 既存の建築物等の位置、床面積を変えずに、模様替えを行う場合

注 ① 新築とは更地に新たに建築物を作ること及びすでに敷地の中に建築物があって、別棟として新規に作ること。  
(既存の建築物を除去した後、以前と異なる建築物を作る場合は、別棟新築となります)

② 増築とは、すでに建っている建築物の床面積を増やすこと。

③ 改築とは、既存の建物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てることをいう。

## 2) 基準

地域	建蔽率	高さ	階数	道路からの後退距離	隣地境界からの距離
全地区	60%以内	13m以下	3階以下	2m以上(北側道路から1m以上)	15m以上

\* 既存の建築物で基準に適合していないものについては、改善時は基準に近づけるよう務めるものとします。(同規模の改築は可能とする)

- ① 道路及び隣地境界からの後退距離は建築物の外壁までの距離とします。
  - ② 県景観条例に基づく行為の届出が必要な建築物については、道路から5m以上後退するものとします。但し③は対象外。
  - ③ 宅地面積により、道路及び隣地境界からの後退距離の基準緩和を図ります。(下表)
  - ④ 北側隣地については、2階及び3階の段階の後退距離基準を適用します。(下表)
  - ⑤ 高さ3m以下の建築物は、道路後退距離のみ基準を適用します。(外壁の無いものは除く)
  - ⑥ 屋根は原則として勾配屋根とします。
  - ⑦ 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。
  - ⑧ 屋上・屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。
- \* 以上の他、やむを得ない事情のある場合は、委員会において協議するものとします。

宅地の基準緩和と2階及び3階の北側隣地後退距離

宅地面積	道路後退距離 (北側道路は除く)	隣地後退距離	北側隣地後退距離	適用除外
300㎡を超える場合	2.0 m以上	1.5 m以上	1F1.5 m以上 2F1.5 m以上 3F3.0 m以上	間口又は奥行きが <sup>※</sup> 11.5 m未満
200㎡を超300㎡以下の場合	1.5 m以上	1.0 m以上	1F1.0 m以上 2F1.0 m以上 3F3.0 m以上	
200㎡以下の場合	適用除外		1F 適用なし 2F1.0 m以上 3F3.0 m以上	

3 壁、棚、擁壁の基準

- 1) 道路に面する側の垣、又は棚の構造は、できるだけ生垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。
- 2) ブロック塀等の場合は、高さ1.2 m迄とします。
- 3) 敷地の土留めは、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにします。

4 緑化の基準

農地以外の土地利用をする場合は、敷地内の緑化を努めます。特に道路に面した場所は、可能な限り緑化に努めるものとします。

5 屋外広告物の基準

協定区域内においては、次に定める屋外広告物以外は設置及び表示できないものとします。

1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居・事務所・営業所等の敷地に表示するもの

① 共通基準

- ア けばけばしい色を地に使用しないようにします。
- イ 点滅の電飾やサーチライトを使用しないようにします。
- ウ 道路から1 m以上後退するものとします。
- エ 設置及び表示場所は、日照、夜間光害など住宅や農地などに影響のない場所にします。

② 地上に設置するもの

- ア 高さ、1面の表示面積及び表示面積の合計の上限は、次のとおりとします。  
高さ5 m、1面の表示面積5㎡、表示面積の合計10㎡
- イ 敷地内に1ヶ所に限り設置できるものとします。
- ウ 交差点の隅切りの端から概ね5 m離れるものとします。
- エ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶系を基本とします。

③ 建築物へ表示するもの

- ア 建築物の屋根及び屋上には表示しないようにします。(但し、屋上に設置した機械室や突起物の目隠し等には表示できるものとし、この場合の看板面積は1面あたり3分の1以下にします。)
- イ 壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の5分の1以下とします。
- ウ 袖看板は、下端の高さを地盤面から2.5 m以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を1.5 m以内に設置するものとします。

2) 事務所、営業所等への案内を目的として表示するもの

- ① 原則として、伊那バイパス沿線以外は設置できないものとします。
- ② 高さは、1.5 m以上、3.5 m以下とします。
- ③ 1つの大きさは、横長の場合は縦0.6 m・横1.8 m以内、縦長の場合は縦1.8 m・横0.6 m以内とし、1箇所片側3枚まで、表裏合わせて6枚までとします。2枚以上つける場合、上下又は左右の間隔は、10cm以上空けるものとします。
- ④ 道路から1 m以上後退するものとし、交差点の隅切りの端から概ね5 m以上離れるものとします。
- ⑤ けばけばしい色や点滅の電飾、サーチライトを使用しないようにします。
- ⑥ 支柱の色は、グレー系又は焦げ茶色を基本とします。

3) 公共団体及び公共的団体が設置又は表示するもの

4) その他、運営委員会で認めるもの

## 6 自動販売機の設置基準

自動販売機は、原則として設置しないものとします。

ただし、自己の営業用敷地内で次の条件を満たすものは設置できます。

- ① 青少年の健全育成に影響の無いもの。
- ② 交通安全上又景観上支障のない場所に設置するもの。
- ③ 空き缶等の管理が適正に行われること

## 7 屋外照明の基準

周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように照度、点灯時間に配慮する。

## 6

## 計画策定の体制

## ◆伊那市景観計画策定委員会（平成24年7月～平成25年5月）

種別	組織・団体名	役職等	氏名	W・T*
識見者	信州大学	名誉教授	【委員長】 伊藤 精悟	○
	伊那市文化財審議委員会	委員	前林 妙子	
	伊那市農業委員会	委員	小沢 孝七	
	長野県地域景観リーダー	伊那花と緑の会	藤田 政良	
関係団体	伊那青年会議所	事務局長	原 信裕	
関係事業者	伊那商工会議所	議員	吉瀬 文男	
	伊那市観光協会	事務局長	宮澤 正己	
	上伊那農業協同組合	営農部長	白鳥 健一	
	上伊那森林組合	森林整備課長	矢野 健	
	長野県建築士会上伊那支部	副支部長	唐沢 豊	
	上伊那塗装広告事業協同組合	長野県連合会 副会長	三澤 重一	
関係団体	信州伊那アルプス街道推進協議会 西箕輪ふるさと景観住民協定者会	代表 会長	【副委員長】 山口 通之	○
	アクセス通りを美しくしよう会	会長	小松 宏	
	三峰川みらい会議	代表	織井 秀夫	○
	秋葉街道道普請隊	隊長	高坂 英雄	
	城下町高遠・まちづくり協定運営委員会	委員	高島 良幸	○
	青島区田園地帯景観形成住民協定運営委員会	委員長	矢島 信之	
	未来通り住民協定運営会	会長	有馬 博	○
	福島地区景観育成住民協定運営委員会	委員	井口 徳安	

\*ワーキングチーム委員

## ◆景観サポーター（平成24年7月～平成25年5月）

種別	組織・団体名	役職等	氏名
関係事業者	伊那不動産組合	理事	辰野 一夫
関係団体	高遠町花の会	会長	伊藤 治男
	法華道を守る会	代表	北原 厚
	上山田地区金井河原田園地帯景観協定運営委員会	委員長	西村 博
	美原区景観形成住民協定運営委員会	事務局長	丸山 幸弘
	下山田河原地区田園地帯景観協定運営委員会	委員長	真壁 徳夫
	小原景観協定運営委員会	委員長	前林 賢一
	地域景観リーダー	景観ウォッチング グループ	井上 征博
公募（市民）		会社役員	原 広典
		伊那市商工会副会長 ご城下プロジェクト会長	岩附 宏
関係事業者	長野県建設業協会伊那支部	廣瀬建設工業(株)	唐木 和世

## ◆伊那市景観懇談会(平成23年10月～平成24年5月)

種別	組織・団体名	役職等	氏名
信州伊那アルプス 街道推進協議会	信州伊那アルプス街道推進協議会	代表	有賀 正喜
	小沢花の会	会長	池田 清和
	アクセス通りを美しくしよう会・地域景 観リーダー	会長	小松 宏
	三峰川みらい会議	会長	織井 秀夫
	高遠花摘み倶楽部	代表	赤羽 久人
	高遠町花の会	会長	伊藤 治男
	高遠町 JCB 町屋	代表	高島 良幸
	秋葉街道道普請隊	隊長	高坂 英雄
	上中尾元気づく出し隊	代表	小松 寿美
	法華道を守る会	代表	北原 厚
観光関連	伊那市観光協会	事務局長	宮澤 正己
事業者団体	伊那商工会議所	経営支援課 課長補佐	高橋 正和
	伊那市商工会	青年部部长	田中 真人
	長野県建築士会上伊那支部	副支部長	唐沢 豊
	上伊那塗装広告事業協同組合	長野県連合会 景観特別委員長	三澤 重一
	伊那青年会議所	事務局長	原 信裕
	上伊那農業協同組合	係長	岡田 園恵
	上伊那森林組合	森林整備課長主査	矢野 健
景観形成住民協定 者会	美しいまち暁野区景観形成住民協定	代表者	向山 慎一
	青島区田園地帯景観形成住民協定委員会	委員長	矢島 信之
	未来通り住民協定	会長	有馬 博
	中条ふるさとづくり協定		小坂 光臣
	上山田地区金井河原田園地帯景観協定		田中 敏雄
	美原区景観形成住民協定運営委員会	事務局長	丸山 幸弘
	下山田河原地区田園地帯景観協定	委員長	原 和男
	小原景観協定運営委員会	委員長	前林 賢一
	西箕輪ふるさと景観住民協定	会長	山口 通之
	福島地区景観育成住民協定	代表	三澤 岩視
地域景観リーダー	伊那花と緑の会		藤田 政良
	観光ボランティア		奥村 憲
	景観ウォッチンググループ		井上 征博
オブザーバー	上伊那地方事務所建築課		岩間 光輝

## 7

## 計画策定の経過

## ◆計画策定の経過

年月日	会議等
平成 23 年 10 月 21 日	第 1 回伊那市景観懇談会
11 月 8 日～ 11 月 24 日	市民アンケート調査
12 月 26 日	第 2 回伊那市景観懇談会
平成 24 年 1 月 25 日～ 2 月 17 日	地域別景観懇談会
3 月 22 日	第 3 回伊那市景観懇談会
3 月 25 日	伊那市景観講演会
5 月 18 日	第 4 回伊那市景観懇談会
7 月 12 日	第 1 回伊那市景観計画策定委員会
8 月 2 日	第 1 回ワーキングチーム会議
8 月 30 日	第 2 回伊那市景観計画策定委員会
9 月 20 日	第 2 回ワーキングチーム会議
10 月 5 日	第 3 回伊那市景観計画策定委員会
11 月 2 日	第 3 回ワーキングチーム会議
11 月 22 日	第 4 回伊那市景観計画策定委員会
12 月 21 日	第 4 回ワーキングチーム会議
平成 25 年 1 月 11 日	第 5 回伊那市景観計画策定委員会
2 月 6 日	第 5 回ワーキングチーム会議
2 月 20 日	第 6 回伊那市景観計画策定委員会
3 月 8 日	第 6 回ワーキングチーム会議
3 月 27 日	第 7 回伊那市景観計画策定委員会
4 月 19 日	第 7 回ワーキングチーム会議
5 月 9 日	第 8 回伊那市景観計画策定委員会
5 月 24 日	市長に報告

## ◆写真提供

本計画に掲載された多くの写真はご提供いただいたものです。今後、伊那市の美しい景観が守られ育まれていくことで、ご提供者の方々への御礼に代えさせていただきます。

- 秋葉街道道普請隊
- アクセス道を美しくしよう会
- 伊那市観光協会
- 国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
- 故 中山秀幸さん（山岳写真家）
- 法華道を守る会
- 三峰川みらい会議

（五十音順）

### 問い合わせ先

伊那市景観計画についての質問や届出の手續などの問い合わせは、伊那市建設部都市整備課までご連絡ください。

伊那市 建設部 都市整備課  
〒 396-8617  
長野県伊那市下新田 3050 番地  
T E L : 0265-78-4111 (代表)  
F A X : 0265-78-8100  
E-mail : [tos@inacity.jp](mailto:tos@inacity.jp)  
U R L : <http://www.inacity.jp>







広々とした雄大な景観に見合うまちづくり  
住民参加の経験と知恵を共有

伊那市景観計画  
平成26年2月



伊那市 建設部 都市整備課  
〒396-8617  
長野県伊那市下新田3050番地  
TEL : 0265-78-4111 (代表)  
E-mail : tos@inacity.jp